

令和6年6月10日開会

令和6年6月27日閉会

令和6年第2回 西予市議会定例会会議録

西予市議会

第 1 日

6月10日（月曜日）

令和6年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和6年 6月10日 | 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 1. 開 | 議 令和6年 6月10日 | 明 浜 支 所 長 | 池 田 い ず み |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 土 居 文 人 |
| 1. 散 | 会 令和6年 6月10日 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| | 午前10時58分 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 | 山 崎 徳 博 |
| 1 番 | まつもと みき | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 4 番 | 宇都宮 久見子 | 議 事 係 長 | 松 本 史 子 |
| 5 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 9 番 | 河 野 清 一 | | |
| 10 番 | 山 本 英 明 | | |
| 11 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 12 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 13 番 | 源 正 樹 | | |
| 14 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | | |
| 4 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 大 野 本 敦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 長 野 静 香 | | |
| 産 業 部 長 | 兵 頭 章 夫 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 浅 野 幸 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(3番 山下昌和、4番 宇都宮久見子)
- 2 会期の決定
(6月10日～6月27日 18日間)
- 3 議案第62号 財産の無償貸付について
議案第63号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第64号 西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について
議案第65号 西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について
議案第66号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第67号 令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)
議案第68号 令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第69号 令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第70号 令和6年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第71号 令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 4 報告第2号 令和5年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第3号 令和5年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第4号 令和5年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第5号 令和5年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第6号 令和5年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 5 報告第7号 専決処分事項の報告について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第62号 財産の無償貸付について
議案第63号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第64号 西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について
議案第65号 西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について
議案第66号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第67号 令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)
議案第68号 令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第69号 令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第70号 令和6年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第71号 令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 4 報告第2号 令和5年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第3号 令和5年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第4号 令和5年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第5号 令和5年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第6号 令和5年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 5 報告第7号 専決処分事項の報告について

開会 午前10時00分

○井関議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和6年第2回西予市議会定例会を開会いたします。

本日は傍聴に来ていただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和6年第2回西予市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

さきの臨時議会で、新たに正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の構成が決定されたところでございます。

河野前議長、宇都宮久見子前副議長をはじめ、前任の各常任委員会委員の皆様におかれましては、ひとかたならぬ御支援御協力を賜り、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

新しく議長に就任されました井関議長をはじめ、源副議長並びに各常任委員会の皆様方には、市政運営の推進につきまして、これまで以上に特段の御協力を賜りますようお願いいたします。

昨日、四国地方の梅雨入りが発表されました。

5月下旬にも、九州南部から東海地方にかけて大雨になるなど、本格的な出水期を迎えました。

昨日、肱川ダム統合管理事務所など関係機関の協力をいただきながら、野村地区タイムライン検証訓練を実施したところですが、市においては災害の備えに万全を期するとともに、市民の皆様におかれましても日頃からの準備など御留意をいただきたいと思っております。

今年は元旦の令和6年能登半島地震に衝撃を受けたところですが、この南予地域においても、4月17日には震度6弱の豊後水道を震源とする地震が発生するなど、改めて、今後30年以内の発生確率が70から80%の南海トラフ巨大地震に係る減災、防災対策の必要性を強く思うところであります。

能登地方においては、震災から5カ月が経過し

ましたが、復旧がなかなか進んでいない状況の報道もあるようです。

先日も震度5弱の余震が発生しており、地域の皆様も心配の日々を送られていることと存じます。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

愛媛県とともに石川県輪島市、珠洲市への対口支援につきましては、5月末で終了となりましたが、被災地の状況も踏まえ、西予市として今後何ができるかを考えてまいりたいと思っております。

近年の広範囲にわたる大規模な豪雨災害及び大きな地震が頻発する中、特に発災直後の行政支援、いわゆる公助については、被災地の状況を見ても限界を感じるどころです。

市民の皆様の防災意識も高まりつつある中で、改めて、自助、共助、公助の在り方を考える必要があります。それらを想定した訓練等を重ね、地震・津波災害への備え、対策の強化に努めるとともに、事前復興の取組もさらに推進してまいりたいと考えております。

このたび、うれしいニュースが飛び込んでまいりました。当市の広報せいよが全国広報コンクールにおいて、応募総数438点の中から、最優秀賞である内閣総理大臣賞を受賞しました。

昨年10月号の特集記事「大野ヶ原開拓記」が戦後70年にわたる大野ヶ原の開拓の歴史と、その土地で生活する方々の思いを伝え、未来へつなごうという内容で、企画力、構成力ともに高く評価され、今回の受賞となりました。

今回の記事を担当した職員はもとより、これまで広報紙の作成に関わってきた多くの職員の成果が実を結んだものと、非常に誇らしく感じるところであります。

広報紙の使命は、単に行政情報の発信やお知らせだけではなく、市民の皆さんが地域のことを知り、何かを考え、行動するきっかけとなる重要な情報媒体であると考えております。

今後も市民の皆様にご愛される広報紙を目指してまいりたいと思っております。

さて、今回定例会は、新しい議員構成になって初の定例会となります。

6名の議員さんからの一般質問をお受けするとともに、条例改正2件、指定管理者の指定のほか、補正予算5件など計16件の議案を上程し、御審議をお願いするものであります。

諸議案の提案理由につきましては、上程の際に説明をいたしますので、慎重に御審議をいただき、それぞれ決定賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

○井関議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、御手元に配信のとおりであります。お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○井関議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員に3番山下昌和議員、4番宇都宮久見子議員を指名いたします。

(日程2)

○井関議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今定例会の会期は本日から6月27日までの18日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月27日までの18日間と決定いたしました。

(日程3)

○井関議長

次に、日程第3、議案第62号「財産の無償貸付について」から、議案第71号「令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)」までの10件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

〔浅野医療介護部長登壇〕

○浅野医療介護部長

議案第62号「財産の無償貸付について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、明浜町東地区の歯科医療を確保するため、令和元年8月1日から旧俵津診療所の一部を米田歯科医院、米田壮吾医師に無償で貸付け、

歯科診療所を開設していただいております。

本案はこの無償貸付期間が令和6年7月31日をもって満了となりますが、引き続き、地域の歯科医療を確保するため、地域からの信頼も厚く、歯科医療に御尽力いただいている米田壮吾医師に歯科診療所施設として無償で貸し付けるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第63号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、令和3年第1回定例会において、当時、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策、感染予防対策に取り組む中、急激な少子化、人口減少を見据え、持続可能な安定した行政運営体制と、地域住民の生き生きと安心して暮らせる環境を整える施策に取り組むため、厳しい財政状況を踏まえ、市の理事者が率先して財源確保及び施策推進の条件整備に取り組む必要と責任があると考え、給与の一部を減額することとしたものであります。

今般、私は、4月の市長選を経て、5月から3期目の市政運営を担わせていただくこととなりました。

さきの第1回臨時会でも申し上げましたが、3期目の所信の中で、6つの変革とともに、喫緊の課題として、「医療福祉改革」、「人口減少対策」、「防災減災対策」を3本柱に、事業の重点化を図り、推進することを掲げ、市民の皆様の負託に応えるべく、全力を尽くすことを述べさせていただいたところであります。

一方、本市の財政状況につきましては、行財政改革に鋭意取り組んでいるところではございますが、依然として不安定な社会経済情勢の中で、特に、人口減少に起因する諸課題は深刻化しており、今後さらに厳しくなるものと覚悟しなければなりません。

そして、そうした状況であるからこそ、「暮ら

して安心が体感できるまちづくり」の実現を目指し、先ほど申しあげました「医療福祉改革」をはじめとする重点施策を断行していかなければならないと考えております。

今回の改正は、今後も厳しい財政状況が見込まれる中であって、山積する行政課題に積極的に立ち向かい、西予市の明るい未来を築くための事業の財源確保の一助とするため、市長等の特別職の給料等について、それぞれ任期の間、引き続き、市長 10%、副市長 7%、教育長 4%を、現行の給料額から減額するものであります。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 64 号「西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、旧野村支所庁舎跡地におきまして整備を進めております西予市野村第 1 駐車場について、工事完了後、供用を開始するため、名称及び位置等を定める本条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

〔浅野医療介護部長登壇〕

○浅野医療介護部長

議案第 65 号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市立西予市民病院、野村病院及びつくし苑につきましても、人口減少の急速な進行に伴い、患者数等の減少による収益の減少は続いており、医療介護従事者の確保に関しては、さらに深刻化している状況となっております。

このまま放置すれば、経営的にも体制的にも、3 施設を維持することが不可能となるばかりか、

今後も人口減少がさらに進むと見込まれる現状においては、抜本的な医療福祉改革に取り組まなければ、地域医療福祉の提供に重大な支障を招くことになりかねないと危惧しているところであります。

そうした状況を踏まえ、医療福祉改革を強力に推進する必要があり、その手法として、指定管理者制度の導入を具体的に検討する必要があると判断し、さきの第 1 回西予市議会定例会において、関係条例改正案を提案させていただき、議会の議決をいただきました。

また、同定例会においては、市民病院、野村病院及びつくし苑の指定管理候補者選定の方向性等に関して、市長が行政報告をさせていただいたところでございます。

本案は、3 施設の指定管理候補者として、「公益社団法人地域医療振興協会」を選定いたしましたので、その指定について、議会の議決を求めるものであります。

選定にあたりましては、有識者や市民の代表等で構成する「西予市民病院・野村病院・つくし苑に係る指定管理者選定委員会」を設置し、3 回にわたり慎重な御審議をいただきました。

審議の中では、当協会が全国のへき地での医療福祉施設の運営経験が豊富であり、本市よりも人口減少、高齢化が進んでいる自治体での運営の実績があることのほか、医療従事者の確保の面においても、経営基盤がしっかりしており、全国で多くの施設を運営し、職員不足時のバックアップ体制や、専従の職員を派遣する体制が整っていることなどを総合的に勘案し、管理者に管理運営を行わせることが適当との判断をいただきました。

これまで市長をはじめとして、行政側が主体となって、二次救急の集約をはじめとする両病院の連携体制の構築に取り組んでまいりましたが、行政側では、医療現場の専門的な知識を十分には有していないことや、医療従事者の確保が年々困難となっている中で、環境の変化によってさらなる退職者が出てくることへの恐れから、思い切った改革や連携体制の構築を行うことができないことが長年の課題でした。

しかし、国の事業により地域医療振興協会の支援をいただくようになってからは、両病院の連携や両病院幹部職員との意思の疎通が一層進んでき

ているところでございます。

また、医師との話し合いを進める中で、一部から、これまで改革を求めてきたが状況は変わらず、二次救急対応をはじめとした業務負担が増え、年々厳しくなっている状況を訴えている医師もあり、これ以上この状況が続けば、市立病院での勤務を敬遠する医師及び医療従事者が増えることも非常に懸念しております。

3施設を将来にわたって存続し、さらに市内で二次救急体制を維持して、市民の皆様が安心して暮らせる西予市を築くためには、大きな改革は必要でございます。

目の前の状況だけでなく、人口減少や少子高齢化、南予地域の厳しい医療福祉状況を考慮すると、長期的な改革が必要となってまいります。

当市においても、今後人口減少が進む中で、経営優先ではなく、へき地医療を専門的な視点から安定的に維持していくことが求められます。

将来、あのとき思い切った改革をすればよかったと手後れにならないようにするための改革であることを、ぜひ御理解いただきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

〔大野本政策企画部長登壇〕

○大野本政策企画部長

議案第66号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市は、令和3年4月に過疎地域の様々な課題を解決するための過疎地域持続的発展計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施しているところであります。

今回、小規模分散型水循環システムを利用した持続的給水モデル実証事業を行うため、過疎地域持続的発展計画に1事業を新たに追加いたしました。

本事業については、中山間地域をはじめとした人口減少、高齢化により水源管理が困難な過疎地集落において、同システムが水道インフラの投資抑制に効果があるか、住民の利用可能性について検証するものでございます。

本案は、この事業の追加に伴う本計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第67号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、令和5年度には、住民税非課税世帯を対象に10万円を給付し、あわせて、同世帯のうち子育て世帯を対象に、子ども加算分を支給してまいりました。

また、令和6年度においては、定額減税を実施するとともに、定額減税の恩恵を十分に受けられない方への調整給付事業など、市民の皆様の生活の下支えを実施いたしております。

そして今回、国が示す「こども・子育て政策の強化」として、「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充が実施されることになり、本市におきましても、本年度予算の3本柱である「人口減少対策」の事業と位置づけ、予算化し、少子化・子育て対策として、対象世帯の経済的支援を行ってまいります。

今後も、長期化している円安や物価高騰の影響等による生活者及び事業者支援について、国や県の動向に注視し、本市の実情を踏まえた支援策の予算として、スピード感を持って編成してまいります。

さて、今回の補正予算でございますが、人事異動等に伴う職員給与費の調整、国庫支出金の補助内示に伴う事業費及び財源の調整、豊後水道地震に伴う施設の修繕のほか、緊急を要する事業に係る経費等を計上するものであります。

その主な内容でございますが、予算書の款別に御説明申し上げます。

民生費では、前段で少し触れましたが、児童手当支給事業において、令和6年10月分からの所得

制限の撤廃、高校生年代までの支給年齢の引上げ、第3子以降の手当額の拡充のほか、国・県・市の負担割合の変更などの制度改正に伴い、児童手当の支給等に要する経費を計上するものであります。

衛生費では、予防接種事業において、国の方針により実施しておりました、新型コロナウイルスワクチンの無料接種が令和6年3月末で終了し、今後は予防接種法に基づく定期接種に移行することに伴い、接種に要する経費を計上するものであります。

また、新規事業となります持続的給水モデル実証事業では、小規模分散型水循環システムによる過疎地域における持続的な給水モデル実証事業を実施するための経費を計上いたしております。

土木費では、新規事業となります流域治水実践支援プログラム事業において、総合的な治水対策の一環として、豪雨の際に雨水が河川へ流出することを抑制する、雨水貯留浸透施設の設置を促進するための経費を計上するものであります。

消防費では、防災対策推進事業において、令和6年能登半島地震を教訓に、トイレカーを導入するための費用を計上するとともに、国の自主防災組織等活性化推進事業の採択に伴い、防災訓練に関連する経費を計上いたしております。

教育費では、文化振興総務費庶務事業において、劇場体験の少ない子どもたちや、劇場のない地域の方々に劇場体験を届ける、移動映画館の開催に要する経費を計上し、また、明浜歴史民俗資料館管理運営事業において、令和6年4月17日に発生した豊後水道地震により、同資料館の展示ガラス及び外壁等に損壊の被害が出たため、修繕に要する経費を計上するものであります。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、不足する財源につきましては、財政調整基金を繰入れ、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、1億439万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を298億493万3000円と定めるものであります。

また、債務負担行為では、小中学校における校務用パソコン等のリース料及び校務系システム使用料について、期間及び限度額を設定するととも

に、地方債補正では、緊急防災・減災事業を追加し、旧合併特例事業及び過疎対策事業の限度額を変更いたしております。

以上が今回の補正予算の概要であります。詳細につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

○安岡財政課長

それでは、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。

その前にまず、会計年度任用職員を含む職員人件費の補正について御説明いたします。

当初予算では、予算編成時の職員数及び組織体制をもとに、退職者と新規採用者の人数を見込み、所要額を計上いたしておりますが、今回、4月の人事異動によって、各課の職員数及び年齢構成等が変動し、また、児童手当制度の改正に伴う同手当を増額することの影響により、既決予算に計上しております予算科目ごとに、過不足となる職員給与費を調整するものでございます。総額では888万1000円を増額調整いたしております。

では、歳出について御説明いたします。

予算書の26ページをお開き願います。

3款民生費、2項2目児童措置費、児童手当支給事業7536万2000円でありましたが、児童手当制度の改正により、令和6年10月分から、所得制限を撤廃し、支給期間を中学生年齢から高校生年齢へ延長、第3子以降の加算を1万5000円から3万円へ増額するとともに、支給回数を年3回から6回へ変更し、子育て世帯への経済的支援を拡充するものでございます。

児童手当費7500万円に、支給に係る事務費を計上し、財源として、児童手当国庫負担金、子ども・子育て支援事業費国庫補助金及び児童手当県負担金を充てております。

続いて、28ページをお開き願います。

4款衛生費、1項2目予防費、予防接種事業7252万3000円でありましたが、新型コロナウイルスワクチン接種については、令和6年度から予防接種法に基づく定期接種に移行され、65歳以上の

方、及び、60歳から64歳までの一定の基礎疾患をお持ちの方を対象に、重症化予防を目的に、秋冬の接種を計画するものでございます。

市内等の医療機関への予防接種委託料を計上し、財源として、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金を充てております。

続いて、29ページをお開き願います。

同じく衛生費、4項1目水道費、新規事業となります。持続的給水モデル実証事業2172万5000円ではありますが、過疎化が進行する地域では、人口減少に伴い、老朽化する上下水道施設への大型投資が経済的負担を大きくするとともに、高齢化により、施設の維持管理も困難な状況となっております。今回、雨水や井戸水を水源として浄化した後、生活用水に使用し、さらに使用後の生活排水を浄化して再利用する循環システムを、モデルとする世帯に導入し、経済的効果や省力化などを検証する実証事業に取り組むものでございます。実証事業に係る委託料を計上し、財源として過疎地域持続的発展支援交付金を充てております。

続いて、31ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項9目農業施設管理費、城川農産物振興施設管理運営事業、549万6000円ではありますが、城川支所前にあります「道の駅きはなはい屋しろかわ」において、民間企業が実施しています。道の駅設備環境整備支援を活用し、トイレの洋式化などの環境整備に要する経費を計上するものであります。財源として、公共施設整備基金繰入金等を充てております。

続いて、36ページをお開き願います。

8款土木費、3項1目河川総務費、新規事業となります。流域治水実践支援プログラム事業、409万9000円ではありますが、総合的な治水対策として、台風などの豪雨により、大量の雨水が一気に水路や河川へ流出することを抑制するため、雨水を一時的にためるタンクや、地中に浸透処理させる舗装など、家庭や事業者が実施します雨水貯留浸透施設の整備に対して、補助するものであります。財源として、流域治水実践支援プログラム事業費県補助金を充てております。

続いて、39ページをお開き願います。

9款消防費、1項4目災害対策費、防災対策推進事業1044万4000円ではありますが、令和6年能登半島地震においても、被災者はもとより、災害ボ

ランティアや自治体職員の災害応急対策に従事する者が、継続的に活動する上で、トイレの確保が課題であることが改めて認識されたところであります。機動性や衛生面に優れ、被災地の状況に応じて多様な場面で活用することができるトイレカーの導入に要する経費、964万4000円を計上するものであります。

また、国の委託事業であります自主防災組織等活性化推進事業の採択に伴い、市内2カ所で実施します防災訓練に要する経費80万円を計上いたしております。財源として、自主防災組織等活性化推進事業委託金及び緊急防災・減災事業債を充てております。

続いて、43ページをお開き願います。

10款教育費、6項1目文化振興総務費、文化振興総務費庶務事業625万円ではありますが、俳優の斎藤工（さいとうたくみ）さんの発案のもと、劇場体験の少ない子どもたちや劇場のない地域の方々に、同じ空間で感動を共有する劇場体験を届けることを目的に、2014年より始動したプロジェクト、移動映画館「シネマバード」の開催地として本市が選定されました。開催に要する経費として、主催であるシネマバード実行委員会への負担金を計上するものでございます。映画の上映やアーティストによるライブなどが計画されており、総事業費は2500万円で、負担割合は、同実行委員会が50%、愛媛県と西予市が25%ずつとなっております。

続いて45ページをお開き願います。

同じく、教育費、6項8目歴史民俗施設運営管理費、明浜歴史民俗資料館管理運営事業143万円ではありますが、令和6年4月に発生した豊後水道地震により、同資料館では、展示ガラスの破損、外壁等に亀裂が生じるなどの被害を受け、今回、修繕に要する経費を計上するものであります。

次に、主な歳入について御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金ではありますが、建設事業等の財源としております国庫補助金において、本市の申請に対する国からの内示額が大きく減少しており、一部増額した補助金はあるものの、全体で2億7491万5000円を減額いたしております。このことによりまして、同補助金を財源としております事業においては、地方債や基金繰入

金等へ財源を振り替えたり、事業費を圧縮したりするなど対応いたしております。

13 ページをお開き願います。

15 款県支出金、2 項 7 目教育費県補助金、スクールサポートスタッフ配置事業費県補助金、576 万円ですが、教職員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的に、教員免許状の所持を要件としない一般事務職として、小中学校にスクールサポートスタッフを配置するものでありますが、当初 5 人の計画から、8 人増員されたことに伴い、任用に要する経費の財源とする、同県補助金を増額するものであります。

18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 8525 万 6000 円ですが、今回の補正予算において不足する財源を補うため、同基金から繰り入れるものであります。

続いて 6 ページをお開き願います。

債務負担行為であります。校務用パソコン及び校務系システムの更新時期を迎えており、本年度中に更新し、令和 7 年度当初からの稼働に向けて、業者の決定や機器の調達、システムの導入など、更新にあたっての作業期間を確保するため、事項ごとに限度額等を設定するものであります。

続いて、7 ページをお開き願います。

地方債補正であります。トイレカー購入の財源として地方債を活用するため、緊急防災減災事業債の限度額等を追加するとともに、8 ページでは、起債対象事業費の減少によりまして、旧合併特例事業債及び過疎対策事業債を減額し、それぞれの限度額を変更いたしております。補正後の地方債の借入れ限度額を 34 億 4700 万円とするものであります。

以上、補足説明といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼社会福祉事務所長。

〔長野生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 68 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の増額と、それに伴う一般会計繰入金を増額調整する

ものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 201 万 5000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 8 億 4485 万 4000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 69 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う職員給与費の増額及び会計年度任用職員報酬の減額、それに伴う、一般会計繰入金を増額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 156 万 4000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 61 億 2153 万 4000 円と定めるものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

先ほど、社会福祉事務所長と申しましたが、福祉事務所長でございます。御訂正願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 70 号「令和 6 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、児童手当制度の改正に伴う児童手当の調整によるものであります。

これによりまして、第 2 条の収益的収入及び支出につきましては、議決いただいております収益的収入に、繰出基準に基づく一般会計補助金 20 万円を増額し、総額を 7 億 9169 万 7000 円とし、収益的支出につきましては、児童手当 24 万円を増額し、総額を 7 億 7635 万 7000 円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、他会計からの補助金につきましても、補正を行っております。

続きまして、議案第 71 号「令和 6 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金の内定

通知に伴う事業費及び財源の調整並びに人事異動等に伴う人件費の調整によるものであります。

これによりまして、第2条の収益的収入及び支出につきましては、収益的収入を215万5000円増額し、総額を8億8723万8000円とし、収益的支出を215万5000円増額して、総額を10億2467万7000円といたしております。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入を1540万円減額して、総額を3億164万4000円、資本的支出を1555万2000円減額して、総額を4億5234万6000円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、下水道事業及び過疎対策事業債の限度額、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金につきましても、補正を行っております。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

(日程4)

○井関議長

次に、日程第4、報告第2号「令和5年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から、報告第6号「令和5年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

○安岡財政課長

報告第2号「令和5年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第3号「令和5年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第4号「令和5年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」、報告第5号「令和5年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第6号「令和5年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年度西予市一般会計、水道事業会計及び

下水道事業会計の各会計における令和5年度から令和6年度への継続費、繰越明許費及び事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項において準用する第146条第2項の規定並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を添えて御報告申し上げるものでございます。

以上報告5件、よろしく願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

(日程5)

○井関議長

次に、日程第5、報告第7号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第7号「専決処分事項の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されております市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり、3件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○井関議長

理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月14日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時58分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 井関 陽一

同 議員 山下 昌和

同 議員 宇都宮 久見子

第 2 日

6月14日（金曜日）

令和6年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|------------------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和6年 6月14日 | 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 1. 開 | 議 令和6年 6月14日 | 明 浜 支 所 長 | 池 田 い ず み |
| | 午前 9時00分 | 野 村 支 所 長 | 土 居 文 人 |
| 1. 散 | 会 令和6年 6月14日 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| | 午後 0時06分 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 | 山 崎 徳 博 |
| 1 番 | まつもと みき | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 4 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 5 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 松 本 史 子 |
| 6 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 河 野 清 一 | | |
| 10 番 | 山 本 英 明 | | |
| 11 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 12 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 13 番 | 源 正 樹 | | |
| 14 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 5 番 | 信 宮 徹 也 | | |
| 6 番 | 宇 都 宮 俊 文 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 大 野 本 敦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 長 野 静 香 | | |
| 産 業 部 長 | 兵 頭 章 夫 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 浅 野 幸 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(5番 信宮徹也、6番 宇都宮俊文)
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

開会 午前9時00分

○井関議長

おはようございます。

本日は傍聴に来ていただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○井関議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番信宮徹也議員、6番宇都宮俊文議員を指名いたします。

(日程2)

○井関議長

日程第2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

本定例会から一般質問の後に、議員による拍手を可といたしました。ただし、傍聴席の方は拍手できませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、4番宇都宮久見子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

おはようございます。

議席番号4番宇都宮久見子です。

改選後初めての定例会一般質問のトップバッターであります。思い起こせば、ちょうど8年前にも、この場所でトップバッターとして質問させていただきました。あの頃は、全てが初めてのことで、手が震える足が震えるということ、生まれて初めて経験したのを覚えています。3期目となりましたが、初心を忘れることなく、ふるさと西予市のため、4年間務めていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回は、地域医療について、ドクターヘリについて、大学入学共通テストの南予会場設置についての3点を質問いたします。

まず1つ目の地域医療についてであります。

10日の開会日に、議案第65号「西予市立西予

市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」の議案が上程され、浅野部長から上程理由の説明もあったところではありますが、改めてお尋ねいたしたいと思っております。

この問題は、昨年より市内において、様々な立場で、地域で、考えで、紛糾している問題です。中には、うわさ話として、病院がなくなるなどといった話も耳にすることがあります。もとをたどれば、管家市長は、3施設の存続と将来にわたり地域医療福祉を守る方法を検討するためのものとして、総務省が進める公立病院医療提供体制確保支援事業で、公益社団法人地域医療振興協会と西予市における地域医療の在り方、施設の運営及び経営に係る調査、分析、経営改革に取り組む。最も解決すべき課題は、二次救急を含め、市民の安全と安心な生活を守るため、地域医療、福祉をどう守るかである、という思いの中で始まったことと記憶いたしております。

当然のことながら、お金も潤沢で、人口もどんどん増えているというような状況であれば、何も変化させる必要はないかと思っております。しかしながら、西予市においての人口減少問題は非常に大きく、人口はもちろんのこと、患者さんの減少、医療従事者の不足は喫緊の問題であることは明白です。

市民の安全と安心な生活を守るため、地域医療福祉をどう守るか、ということから始まったことが、あちらこちらへと話が広がり、不安をあおるような話まで出てきています。指定管理になったらどうなるのか、そちらにばかり目が行きがちな気がします。

そこで私は、1点に絞ってお尋ねいたしたいと思っております。

指定管理者制度に移行しなかった場合、市民病院、野村病院、つくし苑の3施設の維持はできるのかできないのか、このままの状態を続けていくとどうなるのか、今後の見通しについてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

おはようございます。

本日は一般質問に当たりまして早朝より傍聴にお越しいただきまして厚く御礼申し上げます。

日曜日に四国地方が梅雨入りしたとの発表がありましたけれどもそれ以降晴天続きで、梅雨らしさは今のところ感じられない天候となっております。しかしながら、出水期に入りましたので、大雨には十分な警戒が必要です。また蒸し暑い時期でもありますので体調管理にくれぐれも御留意をいただきたいと思っております。

本日から土日を挟み2日間にわたりまして6名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。それぞれの質問に対しましては真摯に回答をさせていただきたいと考えておりますのでどうかよろしくお願いをいたします。

市政運営の根幹に関わる御質問には私が回答し、専門的、技術的な分野につきましては、各部長を中心に回答させていただきますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

まず、先ほど宇都宮久見子議員から御質問のありました、指定管理制度に移行しなかった場合、3施設の維持はできるのかという御質問でありますけれども、できないと考えております。

現在の当市の医療介護を取り巻く状況を見れば特に、人材確保、医師、看護師を含む医療職員、そして福祉の現場での介護職員の補充がなかなかできない状況であります。

一例を挙げると今看護師さんの中では40歳以上の方が頑張ってお働いていただいておりますけれども、中心にお働いていただいておりますけれども、今後5年間で、この方が、約20人が60歳に到達します。やはり60という年齢を考えると、今一生懸命夜勤をやっていただいておりますけれども、これを継続して行っていただくということは、困難でもありますし、そして私が市長になりました平成28年からずっと看護師さん等の確保もしておりますけれども、確保した人員と同じ程度の方が中途退職され、この傾向というのは年々強くなっております。

これは一つには、看護師さんがいろんなところで働ける環境がありますし、子育ての環境、いろんな働き方があるということとマッチしているんじゃないかならうかと思っております。

現状の医療体制を将来的に維持することは、私

はできないと考えております。

その上で、指定管理者制度に移行できない場合は、医療従事者と二次救急の市民病院の集約は非常に困難になり、現在と同様の施設運営をとらざるを得ない状況になると思っております。

当然に病院経営、そして、医療従事者の確保及び二次救急の維持はさらに厳しくなることを想定し、そしてそうした状態が続けば、そう遠くない将来に両病院とも共倒れの危険性があると危惧しております。

野村病院におきましては、現在でも二次救急の維持が厳しい状態にあり、この状態が改善できなければ、医師、看護師等の負担増が避けられず、労働環境の悪化が深刻化し、これによる退職者の増加を懸念するところであります。

市民病院におきましても、現在の2つの病棟を維持することが難しくなることが想定され、患者数の減少とともに、さらに収益の悪化を招き、先ほど申し上げました野村病院と同様に、勤務状況も厳しくなることから、退職者が増えるといった悪循環に陥ることが想定されます。

このようになると、市内で365日の二次救急を完結させることは当然難しくなります。その対応として、広域的な二次救急を検討する必要がありますが、まずは西予市内での二次救急の一元化が先決であり、それができなかった場合に、近隣市町に受入れてもらうよう調整を図る必要があります。あわせて、5年、10年後の南予地域の人口減を見据えた、二次救急の在り方を協議しなければなりません。

また、つくし苑でも、市内で二次救急が完結しない場合、容態が急変した入所者や利用者の搬送先の対応や職員配置等の面から困難が予想されます。

指定管理制度を導入せず、現在の一部適用で運営を続けた場合、現在の野村病院の病床数で運営できるとお考えの方もありますが、入院ベッドを運営するには、21名程度の夜勤を行う職員が必要であります。

二次救急一元化のために市民病院へ看護師を異動したら運営できません。冒頭申し上げましたとおり、現状の体制を維持することは不可能と考えております。

今ほど述べさせていただいた状況や今後の見通

しからも、公営企業法の一部適用のままでは、医療介護環境の改善は見込めないばかりか、悪化することを非常に懸念しております。

加えて、地域人口の減少が進む中で、今後、患者及び入院者数の減少もさらに加速し、経営的にもつくし苑を含め、3施設の維持ができなくなることになりかねません。

だからこそ、両病院の施設規模及び機能分担の抜本的な見直しが必要であり、その結果としては、野村病院は無床化とし、診療所として現在の診療科を維持する体制をせざるを得ないと考えております。

このような状況を踏まえて、市としては、指定管理者制度を導入し、へき地医療に精通した地域医療振興協会をパートナーとすることにより、その運営実績、経営のノウハウ、民間ならではの医療従事者の確保に係る手法等によることで、規模や機能は見直すことになっても、将来的に3施設を維持していけるよう、医療福祉改革を強力に推進していかなければならないと考えております。

地域医療福祉を守ることは、市政を預かる私にとりまして使命と考えております。これは各議員さんも同様であると認識しております。そして、この先の2、3年のことだけを考え、判断したのでは、その先の市民に対しての責任が果たせないと考えております。

なお、指定管理の期間を10年の想定としておりますことへの意見も多数ございますが、10年の契約期間のみ運営をしてもらうのではなく、その後も引き続き契約を更新し、協会に運営をお願いすることを考えております。

協会の実績といたしましても、10年間は標準的な期間であり、3年、5年とさらに短い期間とした上で更新されているほか、協会が指定管理者制度で運営した68施設の中で、これまでに契約を更新しなかったのは、1例のみと伺っております。これは、静岡県伊豆半島にあります共立湊病院という病院であります。

指定管理への移行に伴い、協会へ身分を移すことになる職員の皆様には、公務員の身分でなくなることに對しまして、大変申し訳なく思っておりますけれども、可能な限りの対応が取れるよう、関係機関と協議、今、調整を行っております。

また、会計任用職員として勤務いただいている

方に対しましても、現給保障に向けて調整をしています。

西予市における地域医療福祉を維持するため、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

このまま維持していくことはできない、との答弁でありました。

確認させていただきますが、指定管理をしてもしなくても、野村病院の病床を残すことはできないということは明白ということでしょうか、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

そのとおりであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

野村病院の病床を残すことは、どうやってもできないということは分かりました。

それでは、先ほどの答弁にありましたが、指定管理ができなかった場合、市内での二次救急は対応できず、救急搬送されたときには、市外の病院へ運ばれるということが起きる、という解釈でよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

指定管理にならなかった場合には、市外の医療機関へ搬送されることが起きるのかとの御質問ですが、今現在、野村病院の外科系の救急については市外の医療機関へ搬送というケースもあり、その場合、搬送時間を要します。その影響により、市内に救急車が不在になる時間が増え、救急車の到着が遅れることとなります。

また、現在野村病院では、先ほども言いました

けれども、夜勤の看護師の確保、大変苦勞、現場の皆さんの努力によって今運営しているんですけども、救急の場合、一次救急がありますが、一次救急の当直外来を、病棟の看護師が行う体制にするなど、現に二次救急の体制を維持することが厳しい状態にあります。今年度中にも大変な事が起こる可能性がないとも限らないと考えています。

二次救急の体制につきましては、先ほど申し上げましたとおり、まずは市内での対応をとった上で、困難である場合は、八幡浜大洲医療圏で調整や依頼を行う必要がございますが、当然ながら、圏域を構成する市町の状況や意向もあってのことで、当市の判断で決定や実施ができるものではございません。

市内で二次救急が対応できない場合、三次救急を担っている市立宇和島病院へ搬送される可能性があります。市立宇和島病院も医療従事者不足により、今年2月から1病棟を閉鎖して対応しております。そのような厳しい状況においてさらに二次救急の患者が増大すると、二次救急よりも病状が深刻な三次救急を担当する市立宇和島病院の果たすべき役割が担えなくなり、ひいては南予の救急医療の崩壊も懸念するところであります。

二次救急を西予市民病院へ集約した場合、城川地区や野村地区からの距離や時間に対する不安の声もありますが、それ以上に遠距離となる市外への医療機関への搬送となることも十分考えられることから、市民の安心安全な生活のために、限られた貴重な医療人材を集約し、市内での二次救急体制を維持するため、西予市民病院への二次救急の一元化を図るためにも、指定管理者制度による一体的な施設運営を期待しているところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

二次救急を市民病院へ集約した場合、搬送やお見舞いなどに距離や時間を不安視されている声をよく聞きますが、市外の医療機関や搬送となると、さらに距離や時間は長くなります。

私は、もし自分が救急搬送を要請したときに、現状であれば市内の病院へ運んでもらえるものが、市外の病院へ搬送されると考えると、非常に不安

を感じます。八幡浜市や大洲市、宇和島市との調整や意向がすんなりと受入れてもらえるかも不安なところでもあります。

やはり二次救急は市内で完結することが重要であると改めて実感いたしました。

最後の質問になりますが、改めて、なぜ指定管理者制度を導入しなければならなくなったのか、説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

これまでも申し上げてまいりましたけれども、当市の公的医療の状況は、医師、看護師等の医療従事者の確保が困難になっているとともに、人口減少に伴う患者数が減少し、経営が非常に厳しくなっております。

このことは、新病院、現在の市民病院の建設の検討時からすでに指摘をされていたことであり、この問題に対応するため、これまでも市が主導して二次救急の集約、病院改革のため、両病院の調整を行ってまいりました。

しかし、両病院の協力体制の構築が行えず、二次救急の集約や改革の実現ができないまま現在に至っております。

その要因として、改革を進めようとする我々行政側が、医療現場の知識がどうしても不足していることもあり、現場を説得できるほどの説明ができなかったこと。医療従事者不足が年々深刻化している中で、改革による環境変化を敬遠し、退職をほのめかす職員も出てきたため、改革の推進を断念または小規模とせざるを得なかったこと。また、それぞれの病院が有する伝統と地域性から、独立した病院として存在してきたことで、本来、市立病院として協力関係にあるべきところ、相互の交流や理解も進まず、かえって批判し合うような関係となっていたこと、などが挙げられます。

こうした状況が長年続き、二次救急の集約や病院機能の見直しの議論どころか、病院間の人事交流さえ十分に行うことはできない状況となっており、この関係性の改善については、私の力では、限界を感じざるを得ませんでした。

どうしても、医師の確保、いろんなところで

きますけれども、実際、確保のめどがなかなか立たない、いろんなつてを頼んで交渉に行きましたけれども、なかなか色よい返事をいただかない。そういうところで先ほど申しましたように、改革を進める上で、その反対を押し切ってまで進めることができなかつた実態もあります。

これは、私を含め、いろんな行政の公立病院を持たれておられる首長の共通の悩める問題であると思います。

改めて病院経営に対して、行政がコントロールすることは非常に難しいと言わざるを得ず、先ほども言いましたが、このことは、当市に限ったことではないと聞き及んでおります。

このようなことから、地域医療に深い理解と病院経営に多くの実績のある民間法人による運営でなければ、西予市の医療福祉は崩壊するとの危機感から、指定管理者の導入の検討に踏み切ったものでありますし、地域医療振興協会という、地域医療を皆さんに届けたいと、そういう活動をしているパートナーが見つかりましたので、検討に踏み切った次第であります。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

市内の医療福祉を守るためには、改革が必要であると思います。改革には痛みを伴います。

しかしながら、痛みを恐れて改革を行わなかった場合は、手後れになるということも胸に刻み、西予市内の医療福祉が持続的に守られていくことを期待しております。

全国で問題となっている、人口減少、少子高齢化の中で、病院以外にも様々な施設や仕組みが変わっていくことが想定されます。

私は何においても、西予市は一つとして考え、旧町的な考えだけではなく、市が一丸となること、さらには、近隣市町や南予地方といった広域的に物事を考えていくことが大切になってくると思います。未来の西予市、西予市民のため、一步踏み出した取組を今後もよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

ドクターヘリについてです。

ドクターヘリとは、医師をいち早く救急現場に

連れていくヘリコプターの中で、機内には、初期治療に必要な医療機器や、医薬品が装備搭載しており、出動要請にこたえます。

現場到着後は、傷病者に対して、フライトドクターが速やかに治療を行い、適切な医療機関へ搬送します。

緊急性が重要な基準となりますが、緊急性が乏しくても、遠く離れた医療機関に行くための手段として、地域医療搬送時間の短縮のためにもドクターヘリは活用されています。

そこで初めに、ドクターヘリ要請までの流れについて御説明いただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問のありましたドクターヘリ要請までの流れについてお答えを申し上げます。

まず、ドクターヘリは、出動がない場合は松山空港または県立中央病院屋上で駐機しており、要請をすれば、約20分で、西予市内に到着することができます。

ドクターヘリの出動は大きく2つの方法に分かれ、1つは、救急現場で発生した傷病者を搬送する救急現場出動と、もう一つは病院から病院へ搬送する転院搬送です。

救急現場出動は、119番通報を受けた通信指令員が、傷病者の状況や発生場所等を考慮し要請する場合と、救急現場において、救急隊の観察結果からドクターヘリによる搬送を判断する場合でございます。

次に、転院搬送は、病院から病院へ搬送する場合に、ドクターヘリを要請するものです。

これらのドクターヘリを要請する場合は、すべて消防本部からドクターヘリ運行管理担当に連絡し、ヘリの離着陸場の選定や患者情報を伝え、ドクターヘリが出動する流れとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

救急現場出動は119番通報を受けた通信指令員が病状者の状況や発生場所を考慮し要請する場合

と、救急隊の観察結果からドクターヘリによる搬送を判断する場合があるとの答弁でありました。

答弁によりますと、通信指令員と救急隊の観察結果からということでありましたが、病症は様々であると思います。

この通信指令員や救急隊の判断ということは、個人それぞれの判断なのか、明確な判断基準があるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ただいま御質問ありましたドクターヘリの要請の判断についてお答えをいたします。

119 番通報を受けた通信担当者が、通報内容からドクターヘリ要請チェックシート項目に該当すれば、要請することができます。

急病においては、意識、呼吸などの状況から重症が疑われるもの、また、交通事故や転落、機械事故においては、事故概要やけがの状況から、重症と疑われる場合は要請しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

チェックシートでの確認や重症な場合、要請されるということでありました。

救急現場出動には、過去にどのような事例があったのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

過去のドクターヘリ要請事例についてお答えをいたします。

過去にあった事例といたしましては、主に交通事故や転落等による重症外傷の場合に要請しております。

ちなみに、平成 29 年の運行開始当時、西予市管内で発生した交通事故による重症外傷で要請した事例は、愛媛県ドクターヘリの最初の出動となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

そもそもがドクターヘリの出動がないことが 1 番ではあるのですが、不測の事態の際、面積の広い当市の場合、ドクターヘリは非常に重要になってくると思います。

そこで、年にどれくらい出動があるのか、出動内容はどのようなものだったのか、近隣市町はどのくらいの出動状況であるのか、市によって条件などの違いはあるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ドクターヘリ出動件数、内容と、他市の出動状況についてお答えをいたします。

当消防本部管内のドクターヘリ要請件数は、令和 4 年度が 20 件、令和 5 年度は 19 件となっております。要請内容としましては、交通事故や重症外傷の救急現場出動が約 8 割、転院搬送は約 2 割程度であります。

南予地区各消防本部の運用状況としまして、令和 5 年度の出動件数は、宇和島消防が 33 件、八幡浜消防が 32 件、大洲消防が 68 件、愛南消防が 19 件となっております、その内、約 5 割以上が転院搬送で利用されている現状です。

なお、各市町でドクターヘリ要請条件についての違いはなく、愛媛県で統一された要領でドクターヘリを運用されております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

ドクターヘリの出動には、救急現場出動と転院搬送があり、愛媛県で統一された要領で運用されているとの答弁をいただきました。

では次に、最初にドクターヘリが離着陸し、救急車からドクターヘリへ引き継ぐ場所、ランデブーポイントについて、現状と今後の計画について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ランデブーポイントの現状と今後の計画についてお答えをいたします。

当市においては、主要なランデブーポイントとして、旧町ごとに1カ所以上整備しております。またそのほかにも、災害時等に活用できるランデブーポイントを24カ所登録し、利用している現状です。

今後の計画としましては、令和7年度に整備されます消防本部ヘリポート及び新たに整備された「どすこいパーク」ヘリポートの利用を進めていくこととしております。

「どすこいパーク」については、消防の警戒に加え、西予警察署野村交番にも御協力をいただくこととなっておりますので、公園利用者の安全確保に配慮した上で活用していくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

宇和町に建設中の消防本部署庁舎においてヘリポートがつくられる予定であります。どのような運用を行うのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

質問ありました、建設中の消防本部署庁舎ヘリポートの運用についてお答えをいたします。

現在、県下14消防本部のうち、自署にヘリポートを有しているのは、西条市消防本部、久万高原町消防本部、東温市消防本部の3消防本部になります。消防本部署庁舎のヘリポートは、ドクターヘリのランデブーポイントとして利用を考えております。

まず、ランデブーポイントにヘリが離着陸するためには、周囲の安全を確保するための人員が必要となり、現在は、それぞれ使用のランデブーポイントまで警戒隊を出場させ、ヘリの警戒活動を実施しております。現在、宇和町においては、歴

史文化博物館裏山にあるヘリポートを利用し、そこまで警戒隊を出場させております。

消防本部署庁舎のヘリポートを活用することにより、警戒隊を出場させる必要がなくなるため、消防力の低下を軽減できるというメリットがあるほか、早期にヘリが着陸できる準備を整うことから、搬送時間の短縮にもつながると考えております。

また、ドクターヘリによる搬送拠点としてだけではなく、大規模災害発生時には、緊急消防援助隊の集結拠点として、ヘリコプターによる物資搬送や人員搬送として活用することも想定しており、防災拠点として、その機能を十分に発揮できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

現在の運航上の問題や課題はないのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

現状の問題点についてお答えをいたします。

ドクターヘリが離着陸する際には、ダウンウォッシュと言われる非常に強い風が吹くため、グラウンド等をランデブーポイントとして使用した場合、砂ぼこりがヘリのエンジンに吸い込み、損傷させる恐れがあります。その対策として、ドクターヘリ到着までに散水作業を実施しなければなりません。

グラウンド等をランデブーポイントとして選定した場合、散水作業に時間がかかることから、ドクターヘリの受入れ体制を整えるまで時間を要することが問題点となっております。

特に野村地区の中心部においては、散水作業を必要とするランデブーポイントしかありませんでしたが、「どすこいパーク」にヘリポートが完成し、6月1日より運用できるようになりました。これにより、散水作業が不要となり、ドクターヘリ到着時間の短縮に繋がるものと期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

散水などでドクターヘリの受入れ体制を整えるまで時間を要することが問題となっているとの答弁でありましたが、公園や運動場など、様々な場所がランデブーポイントになっていると思います。万が一の場合、その場に行ったときに、私たちが協力できることが何かあるのか、どのような行動をとればよいのか、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

公園や運動場をランデブーポイントとした場合の皆様の行動等についてお答えいたします。

先ほどの答弁の中にも御説明しましたとおり、「どすこいパーク」ヘリポートが整備されました関係上、公園等のヘリポートを積極的に活用していきたいと考えております。そのためには、公園等を御利用の皆様の安全確保を最優先事項として活用しなければなりません。

そこで、皆様をお願いしたいことは、まず、個人の遊具や持ち物はそれぞれで管理していただき、風に飛ばされない対策をとっていただきたいと考えております。

あわせて、警戒の消防職員が、皆様を安全な場所まで誘導させていただきますので、その指示に従っていただきたいと考えています。

今後も、公園等を御利用の皆様の安全を確保した上で、ドクターヘリを活用していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

ドクターヘリは、要請だけではなく離着陸の準備にも万全の体制で、消防職員の方々が尽力していただいているということを念頭に、そのような場に立ち会ったときは、速やかに職員の方々の指

示を仰ぎ、守るべき命の対応に協力体制をとれるよう、市民の皆様の理解はもとより、日頃の周知にも努めていただければと思います。

最後に、ドクターヘリの運航について、今後の展望を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

今後の展望についてお答えをいたします。

県内の消防本部においては、病院から遠方の病院への搬送、いわゆる転院搬送にドクターヘリを活用しているケースが多くなっております。

救急車で転院搬送する場合、基本的には搬送を依頼した病院の医師も救急車に同乗することとなっていることから、医師及び救急隊員が長時間不在となり、住民サービスの低下が懸念されます。

しかし、ドクターヘリを活用することにより、搬送時間が短縮し、患者の身体的負担が軽減されるだけでなく、医師、看護師及び救急隊の不在時間の短縮となり、住民サービスの向上につながると考えております。

今後、病院側と連携しながら、積極的にドクターヘリを活用していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

今後ますます病院側との連携が進むこと、1人でも多くの命が守られること、医療の充実が図られることを期待いたしております。

最後の質問に移ります。

大学入学共通テストの南予会場設置についてです。

現在、大学入試の共通テストは、松山市の試験会場でのみ行われておりますが、昨年12月19日に四国中央市及び新居浜市が東予地域でも実施するよう求める要望書を、県内の試験会場を選定する愛媛県連絡協議会、世話大学の愛媛大学に提出しております。

両市長名のこの要望書を一部抜粋して読み上げさせていただきますと、「東予地域の高校生は、自宅から離れた松山市内で宿泊しながら受験する必要

があるため、精神的、肉体的負担が大きく、保護者の経済的負担も生じることから、住みなれた東予地域で受験できることが望まれるところです。このような状況を踏まえ、東予地域の高校生が、ほかの地域の高校生と同様に、心身ともに充実した状態で受験に臨み、進学の手を掴むことができるよう、大学入学共通テスト試験会場を、東予地域に設置することにより、高校生の受験機会、環境の公平性の確保に係るお力添えを強くお願い申し上げます」と記されております。

聞くとところによると、会場付近のホテルはすぐに予約がいっぱいになるとの理由で、1年前、つまり1学年上のセンター試験が終わった日に、ホテルの予約を進められることもあるそうです。平時で1泊5,000円前後のホテルが、9,000円近くの料金になっていた年もあるそうです。

それに加え、電車やバスの運賃もかかる生徒が多いと思います。さらに環境面でも、慣れないホテルで宿泊しながらの受験を余儀なくされます。

将来を左右する大切な試験にもかかわらず、疲労、緊張を強いられた状況での受験となり、自宅から直接試験会場に行くことができる生徒と比較すると、非常に不利な状況となっています。

愛媛県議会でも同様の質問があり、県教育委員会は、ほかの都道府県は、県庁所在地以外にも試験会場が設置されているところがほとんどであり、現在、県庁所在地以外で受験できないのは、愛媛、佐賀、熊本の3県のみである。四国内では、徳島が2市町、香川が4市町、高知が3市町で受験することができ、本県の志願者数を考えると、東予と南予に試験会場があっても不思議ではない。京都府など、高校を会場にしている例もあるため、受験環境を改善してほしい、といった内容の答弁をされております。

そのような内容から、南予にも1会場必要と考えます。南予の中心に位置する本市においても、大学入学共通テストの南予会場設置要望を行う必要があると考えますが、理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ただいまありました、大学入学共通テストの南予会場設置についてお答えをいたします。

現在、愛媛県において、大学入学共通テストの試験会場は3カ所となっております。愛媛大学が2キャンパス、あと松山大学でございますが、全て松山市内に設置してございます。

議員からもありましたとおり、新聞報道によると、大学入学共通テストの試験会場が1つの自治体に集中している都道府県は、佐賀県、熊本県、そして愛媛県の3県のみということであります。

試験会場が松山市のみであるため、本市を含め南予東予地区の生徒の多くは、当日の悪天候や交通障害を懸念して、試験前日から松山市内に宿泊し受験をすることが、慣例となっております。

このような状況の中、先ほど議員からもありましたとおり、昨年12月、新居浜市と四国中央市が、試験会場を東予地区に設置するよう愛媛大学に要望されたところでございます。

現在、南予地域において、具体的に要望等を行うという動きは確認できておりませんが、東予地区と同様、受験生や保護者に対して一定の精神的、経済的負担があることは事実であります。

今後、本市においても、東予地区の要望結果、また近隣市町の動向、市内県立高校の御意見等も踏まえて、要望を行っていくのかどうか、調査・研究させていただきたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

県においても、南予と東予会場をという考えのようですので、ぜひとも西予市に南予会場が設置されますよう、前向きに検討いただき、早急に進めていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時52分）

○井関議長

再開いたします。（再開 午前10時05分）

次に、5番信宮徹也議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5番信宮徹也議員

改めましておはようございます。

議席番号5番、信宮徹也です。

議長より発言の許可をいただきましたので通告書、会議規則、申合せ事項に基づきまして一般質問をいたします。

本日は、近年、全国的に大きな地震が多発をしております、そのことを踏まえまして、防災減災対策、この質問のみを行います。よろしくお願いたします。

地震への備えについて伺います。

平成23年、東日本大震災が発生し、今年で13年が経過をいたしました。東北、関東地方を襲った巨大地震の影響で、今でも、東北、関東各地で強い余震が続いております。震度7クラスの地震の影響は長く続くと言われております。

今年に入りまして、元旦は夕方の団らんの時間をマグニチュード7.6最大震度7の能登半島地震が襲いました。多くの方が犠牲になり、5カ月を過ぎた今でも家を失った方々や、インフラの復旧ができていない地域の多くの方々が不便な生活を強いられております。

私たちの地域では、今後30年以内に70%から80%の確率で南海トラフ地震が起きると予想をされております。南海トラフ地震の前には、西日本で内陸地震が増えることが分かっていますが、4月17日には、豊後水道を震源とする地震が発生し、愛南町では震度6弱、当市でも震度5弱を観測いたしました。

気象庁は、豊後水道地震の発生を受けて、巨大地震の可能性が高まったとは言えないとの見解を示しておりますが、南海トラフ地震発生の可能性が年々大きくなっていることには変わりはありません。

広報せいよ6月号でも、特集地震に備えるというテーマを取上げられていますように、今後ますます、市民の防災意識を高めていかなければならないと思います。

そこで、改めてではございますが、西予市の南海トラフ地震への認識についてまずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

南海トラフ地震への認識についてお答えをいた

します。

南海トラフ地震は、おおむね100年から150年の周期で繰り返し発生をいたしてございまして、議員が述べられましたとおり、国の想定では、今後30年以内に80%の確率で発生するとされております。

愛媛県地震被害想定調査によりますと、当市においては最大震度7、死者1,351人、負傷者3,943人、建物全壊1万6719棟、その他、長期にわたりライフラインが途絶するなど、甚大な被害が想定をされております。

防災直後におきましては応急復旧と避難所運営に全力を注ぐ、これは当市におきましては当然であると考えてはおりますが、さきの能登半島地震におきましても、徐々に顕在化してございましており、生活基盤の被災によりまして人口が流出し、従来からの課題である人口減少や、地域力の低下、そういった傾向がさらに加速するなど、被害想定として実体化されていない分野においても影響は甚大かつ、広範にわたると認識をいたしてござい

ます。そのため、従来からのハード面を中心とした被害をできる限り最小限にするための防災減災対策、これと並行して、防災以後の復旧復興のフェーズまでも、しっかりと対策の範疇に入れ、事前防災から復興までを一体的なものとして、対策を講じていく、それが想定外をなくす上で何よりも重要であると考えております。

この認識に立ちまして、現在、西予市事前復興計画に基づき、事前防災対策とともにまちづくりや地域づくりの観点から、復興の将来像を具現化し、そういった取組を地域、大学、行政など、多様な主体との協働によりまして推進をいたしてるところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5番信宮徹也議員

当市において南海トラフ地震、仮に起こりますと、最大震度7で地震が起こりますと、死者市内で1,351人、負傷者は3,943人、建物全壊は1万6719棟、想像もできないですけれども、もうすごい被害になると思います。被害をできる限り最小

限にするために、防災減災対策を整えていかなければならないということでした。

一つひとつ、項目について質問したいと思いません。

まず、木造住宅の耐震について伺います。

能登半島地震で深刻な被害を受けた地域は、現行の建物の耐震基準が導入されました1981年より前に建てられた住宅の割合が高かったことが分かっています。

地震による犠牲者のうち、9割近くが家屋の倒壊によるものとされています。家屋の倒壊によって圧死、または窒息死、それが全体の死者の9割近くに上っています。住宅被害は全壊、半壊、一部損壊を合わせて4万9000戸以上、専門家の調査によりますと、倒壊したのは、旧基準の住宅がほとんどだったと言います。

住宅の耐震性能の違いが明暗を分けたことを直視しまして、対策を急ぐ必要があると思えますが、当市における旧耐震基準によって建てられた住宅の状況、また、耐震改修の状況について伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

ただいまの旧耐震基準によって建てられた住宅の状況、そして現在の耐震改修の状況について、お答えを申し上げます。

令和6年1月時点で、西予市の住宅総数2万580戸のうち、9,086戸が旧耐震基準であります。木造住宅の耐震化率は55.9%となっております。

能登半島地震で被災しました輪島市の耐震化率が約45%であったことを考えますと、若干高い数値とはなっておりますが、愛媛県内の平均耐震化率が81.3%であり、耐震化率の向上は、今後においても、当市の課題となっております。

当市におけます耐震化への取組は、昨年までと同様、国庫補助金を活用した耐震診断、耐震改修工事の補助事業を推進しており、今年度は、令和5年度比で、耐震診断補助を10件増の25件、耐震改修工事補助を15件増の20件分の予算を確保しております。

5月末時点で、耐震診断補助が14件、耐震改修工事補助が4件の申請を受けている状況でござい

ます。

平成23年度より創設をされました耐震改修工事補助について、令和5年度末までに51件が補助採択をされまして、耐震化が実施をされているという状況でございます。

今後、より耐震化を図るため、旧耐震建物を所有されている皆様へ、耐震改修の必要性及び旧耐震基準物件である空き家の除却等についても、広報紙、そして、市のホームページ、情報番組等を活用いたしまして、情報発信に努め、安心安全な住まい住環境の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5番信宮徹也議員

本年度の当初予算におきましても耐震診断、耐震改修工事の補助事業の金額が、昨年約3倍になっておるかと思えます。それだけ耐震診断、耐震改修には力を入れておられることだと思います。

愛媛県によりますと県内では、1月の能登半島地震から間もない4月に発生した豊後水道地震を受けまして、県内の木造住宅の耐震診断の申込みが急増しているとのことでした。

2024年度は、5月12日時点で、各市町に361件の申込みがあり、年間の実績で300件台だった2022年、2021年の両年度を既に超えております。

防災に対する意識はますます高まりつつありますが、耐震診断を受けて危険の判定が出ても、耐震改修を行うケースは半分にも満たないようです。

当市でも、耐震診断、耐震改修、耐風改修に對しまして補助金を設けておりますが、県内では、久万高原、松前、愛南の三町が、派遣形式の耐震診断を無料としておるようでございます。

西予市ではできないのか、伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

派遣型の診断を無料にできないかという御質問についてお答えをいたします。

当市におきましても、派遣形式の診断補助を設けておりますが、現在、申請者の方に負担をいた

だいています金額は、耐震診断評価料として、定期受付の場合は 3,000 円、随時受付の場合は 9,900 円となっております。

この手数料につきましては、評価機関へ支払うものですので、引き続き、西予市としましては御負担をいただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5番信宮徹也議員

まず、木造住宅の耐震診断を受けてもらわないことには始まりませんので、今後もですね、できるだけ耐震診断が受けやすい環境を整えていただきたいと思います。

もう一つ再質問をさせていただきます。

耐震診断をしましても、その次の改修には多額の工事費が必要となりますので、改修以外の対策として、就寝する部屋を頑丈にします耐震シェルターの設置や、寝床の上をフレームで覆う防災ベッドというものがあるらしいですけども、これの設置という方法もあるようです。

これらに補助する考えはないか、また、これからは自治体も住民の申請を待つだけではなく、職員のほうから、古い木造住宅を訪問し、耐震の必要性を強く説いて、防災対策を推奨するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

耐震シェルター等への補助、また旧耐震住宅への訪問について御答弁を申し上げます。

耐震ベッドや耐震シェルターにつきましては、安全が確保される部分が限定されることに加えまして、建物自体は耐震性がないため、倒壊の恐れがあることから、建物全体の耐震改修を優先していきたいと考えております。

しかし、議員御指摘のとおり、費用面で、耐震改修を実施することよりも安価に行えることから、他自治体の状況等も確認をいたしまして、調査研究をさせていただきたいと思っております。

また、旧耐震住宅の訪問につきましては、平成 25 年度から、毎年、地域を選定いたしまして、

200 から 300 件程度の個別訪問を実施しております。チラシ等を用いて、耐震化の必要性について説明する活動を今後も継続して行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5番信宮徹也議員

能登半島の地震を受けまして、国のほうも木造住宅の耐震化については、力を入れていくようでございますので、国のほうの補助金があるか分かりませんが、今後も力を入れるそうなので、そういったものを活用しながら市内の木造住宅耐震化を進めていってほしいと思います。

次に水道についてお伺いしたいと思います。

能登半島地震の発生からもう 5 カ月も経過しております。石川県によりますと、5 月末をもって石川県内おおむね水道は復旧したとのことですが、輪島、珠洲市では、いまだ 1,900 戸が断水状態にあります。

本市におきましても大規模地震が発生いたしますと、水道管の損傷などにより多くの断水が発生するものと思いますが、本市の基幹的水道管の耐震化の状況、また、今後の耐震化工事の予定について伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

水道管の耐震化、そしてまた今後の耐震化の予定について、答弁を申し上げます。

西予市の導水管や送水管など、基幹的管路の耐震化率は、令和 4 年度末時点で 19.8%となっております。県内平均が 33.6%であることを考えれば、低い水準にあります。上水道のある県内 18 の市町の中では、16 番目となっております。

これは、基幹的管路の延長が約 87 キロと長く、耐用年数を経過した管路も多く存在していることと、平成 27 年度から浄水場や配水地等の重要施設を優先して耐震化を進めておりますが、これらのことが要因の一つとなっております。

なお、浄水場の耐震化率は 39.6%、配水地の耐震化率が 33.0%となっております。

今年度以降、早急な基幹的管路の耐震化を進めていくため、令和6年度4月からの料金改定により、国庫補助金を受けるための事業計画を策定し、財源の確保を行ってまいります。

また、耐用年数を超過した基幹的管路の中でも、漏水が頻発する区間等の状況を考慮いたしまして、更新管路の優先順位を決定し、耐震化を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5番信宮徹也議員

さすがに西予市 514 平方キロメートルということで、そこに埋設してあります基幹的な水道管も、長いことはよく分かっております。

今のところ、やはり県内でも耐震が実は進んでないということがございますけれども、今年4月に市内の水道料金が値上げをされました。これによりましてまた国庫補助金を受け入れるような環境が整ったということで、事業計画を策定し、今後進めるということをございましたので、どうぞ耐震化を進めていっていただきたいと思っております。

それでは次にですね、防災行政無線、屋外のスピーカーについてお聞きをしたいと思います。

度々能登半島地震を例に挙げますけれども、能登半島地震では、地震の発生後1週間で、多くの防災行政無線の屋外スピーカーが停電の長期化などにより、使用できない状態になっておったそうです。

甚大な被害が出た珠洲市では、76基あるスピーカーのうち2基が津波で破損し、市内3カ所にある無線中継局のうち、自家発電ができない2カ所で非常用バッテリーが切れ、この中継局がカバーするスピーカーに情報が届かなくなりました。

1月1日に地震が発生しましたが、5日後、1月6日頃に正常な動作を確認できたスピーカーは、76基中の10基だったとされております。

東日本大震災でも、防災行政無線屋外スピーカーが使えなくなったケースが相次いでおりましたが、その教訓は能登半島では活かされておりました。

本市で大災害が発生したときの、防災行政無線、

屋外スピーカーの運用維持はどうなるのか、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

大規模災害時におけます防災行政無線、屋外スピーカーの運用維持についてお答えをさせていただきます。

防災行政無線の屋外スピーカーの電源につきましては、蓄電池方式となっております。停電時におきましては72時間、動作が行えるようになっておりまして、自動的に電源が切り替わるようになっております。

しかしながら、復旧に時間を要した場合は電池切れによりまして屋外スピーカーが機能しなくなる。そういったことから、災害情報を市民に伝える手段といたしましては、市の公式ホームページや市の公式SNSからも、情報発信をするなど、情報提供の多重化を図っているところでございます。

なお、防災行政無線のうち4つの中継局、山頂に設けておるわけですが、これらにつきましては、停電時、非常用自家発電機で稼働する方式をとっております。そのため、燃料を補給することさえできれば、継続して稼働できる、そういった環境を設けているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5番信宮徹也議員

市内の防災行政無線、屋外スピーカーの電源は蓄電池で、72時間作動が行える。72時間というのは3日間でございますけれども、やはり大災害が起きましたら、やっぱり3日間以上は停電が起こるのではないかと思います。屋外スピーカーだけに頼るのではなく、情報提供の多重化ということで、ホームページや公式のSNSなどの情報を発信するというのも進めておられるようです。

この点に関しましては、私の次の二宮一朗議員の質問にもあるようですので、その辺りをお任せしたいと思います。

それでは次に、同じく市内戸別受信機、それぞ

れ家庭につけておられる方も多いと思いますが、戸別受信機の運用についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

屋内戸別受信機につきましてお答えをさせていただきます。

戸別受信機の運用目的といたしましては、屋外スピーカーだけでは屋内におられる方々への情報伝達に確実性が持てない。そういったことから、戸別受信機を各世帯に1台無償で貸与いたしておるところでございます。

通常は、家庭用電源で作動をいたしておりますが、停電時におきましては自動的に乾電池に切り替わることになっております。乾電池につきましては、電池切れによる停電対策と、液漏れによる機器の故障防止のため、年に1回程度は交換をしていただく必要がございます。

現在も周知は行っておりますけれども、日頃から各御家庭におきましても点検をいただきますよう、さらに市の広報紙、またホームページ等を活用いたしまして、市民の皆様への周知を行ってまいりますと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5番信宮徹也議員

我が家でも戸別受信機、部屋の中に設置しておりますが、先日ですね、放送中にわざとコンセントを抜いてみました。すると、乾電池の電源に切り替わり、普通に受信をしておりましたが、お恥ずかしながら、初めてその電池の蓋をあけてやるのが、この前初めてでございます。

やはり1年以上経過しておりますけれども、1回電池を入れたらそれで終わりという方もかなりあるんじゃないかと思っておりますので、いざというときに備えまして、やはり電池の管理など、機会あるごとに市民の方々に周知をしていただき、いざというときにきちんとした情報が届くように、またお願いをしたいと思っております。

それでは次に、孤立集落についてお伺いをいたします。

514 平方キロメートルという広い面積を有する本市では、大地震が発生しますと、多くの孤立集落が発生するのではないかと思います。

市内で想定される孤立集落の数やその対応策、また、できるだけ孤立集落を出さないための道路橋梁の強化について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

発災後の孤立集落の対応についてお答えをさせていただきます。

まず、南海トラフ地震が発生した場合、愛媛県被害想定調査結果によりますと、市内では101カ所の孤立集落が発生すると想定をされております。個別具体的な集落名は公表されておられませんので、災害への備えなどをテーマにいたしました防災講話や、研修等を行う際に、孤立する可能性があることを踏まえた備蓄、また、その他の備えの重要性などを啓発をいたしているところでございます。

孤立発生 of 主な要因となります交通手段の遮断が発生した場合は、人的輸送、物的輸送両面で支障をきたし、救助はもとより、命をつないでいく各種対策も十分に行き届かなくなる。そういったことが想定され、大きな課題であると認識をいたしております。

災害発生時に孤立が発生した場合、その状況に応じて、必要であれば自衛隊等へのヘリコプターによる救助の要請、津波の警報、注意報等が解除された後の海路を使った輸送、国県等への早期の道路啓開の要請や、建設業界への協力の依頼、こういったあらゆる手段を講じまして孤立解消に努めていくということになります。

ただし、まずは孤立箇所を最小限するための事前対策を推進する。そういったことが重要であると考えております。

近年、激甚化・頻発化いたしております自然災害、今後発生が予測されております南海トラフ巨大地震に備えるため、地域住民の生活及び防災減災対策の避難路確保につきましては、国土強靱化地域計画に基づきます国道441号そして国道378号でのバイパスの新規事業採択や、未整備区間の早急な整備を、国や県に対して強くお願いをいたしているところでございます。

沿岸部から山間部まで多様な地勢を有しております当市におきましては、その対策には相当の財政出動、そして時間を要することになります。

そのため、計画的、継続的な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、ハード対策のみならず、仮に孤立が発生した場合であっても、公助による孤立解消までの間、自助、共助の観点から、住民同士が支え合う体制を構築することも重要であると考えております。

そのため、今年度城川町土居地区及び明浜町狩浜地区で実施いたします、市主催の防災訓練におきましては、能登半島地震の教訓を踏まえ、孤立が発生した場合を想定した訓練内容を盛り込む計画といたしております。具体的に申しますと衛星携帯電話を活用いたしました通信訓練、関係機関と連携した物資等の輸送、簡易トイレ等の防災資機材を使った避難生活訓練などがございます。

また、終了後におきましては、住民の皆様によります振り返りの会議、そういったものも行うことで、より効果的なものにしたいと考えております。

以上のような取組によりまして、自助、共助を強化していくためのソフト対策を行ってまいります。

また、道路橋梁の強化を行うためには、市管理施設の点検診断を実施いたしまして、より健全度の高い施設にすることが必要と考えております。国も、公共インフラの長寿命化を推進をいたしているところでございます。また、橋梁につきましては平成 26 年の道路法施行規則の改正によりまして、5 年周期での点検が義務づけられております。

本市におきましても、道路橋梁等長寿命化修繕計画を掲げ、実施をいたしているところでございます。その定期点検におきまして、健全度が低い橋梁及びトンネルにつきましては、国庫補助事業などを活用いたしまして修繕を行い、施設の強化を図っているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5 番信宮徹也議員

今年の 2 月に愛媛新聞が県内の各市町に孤立集

落の数がどれくらいあるのかというアンケートをとったと思います。新聞にも載っておりましたけれども、そこにも西予市内、孤立集落は 101 という、101 の孤立集落が発生すると予想されているということでございましたけれども、県内の市町、孤立集落を出せない、いくつ孤立集落が出るか分からないという回答しておる市町も多い中で、西予市はきちんと数を出して、101 という数字だったんですけれども、この数字は、県内の市町の中でも突出して多い数でございました。それだけやはり面積も広いし、数も多いということでございます。

いざ孤立集落になりますと、やはりそこにはまず自助、それから公助による孤立解消までの間、住民同士が支える体制を構築することが非常に大事だと思いますけれども、やはり、道路橋梁の強化ということができるだけ、孤立集落を発生させないことにつながると思いますので、どうぞその点、これからも力を入れていただきたいと思います。

地震に備える最後の質問といたしまして、能登半島地震のときには、被災地へ本市から多くの職員が対口支援に向かいました。被災地へ赴いた職員の方々は大変な御苦労があったことを、拝察いたします。支援に向かった職員の方々は、被災現場を目の当たりにして、本市で取り組むべき課題等が見つかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

能登半島地震によります被災地の支援で見えてきました課題等について、お答えをさせていただきます。

令和 6 年 1 月 1 日、北陸地方を数千年に一度と言われる大地震が襲いました。特に能登半島におきます被害は甚大で、いまだに被災された方々は苦しい避難生活を余儀なくされております。心からお見舞いを申し上げます。

そのような中、愛媛県では発災直後から職員派遣をし、情報収集に当たるとともに、オール愛媛での支援を迅速に決定をされ、本市からも、愛媛県チームの一員といたしまして石川県輪島市、珠

洲市、七尾市、志賀町に延べ31名の職員を派遣し、災害対策本部のマネジメント支援や、避難所運営の支援等を行ったところでございます。

この震災におきましては、家屋の倒壊、沿岸部におきましては津波被害、市街地での火災、土砂災害による集落の孤立などが発生し、またその発生が日没に近い時間であったことに加え、地理的な制約のある半島であるということから、道路が寸断をされたため、被害状況の把握や、物資の輸送に時間を有するとともに、避難所の運営についても、長期の断水によりまして環境衛生の確保が大きな課題となっております。

また、能登半島と地方の自治体の中には、ほぼ全職員が被災した中での災害対応ということになり、長期にわたり、支援業務に当たる職員の疲弊と、人員不足についても、課題だと言われております。

本市におきましても先ほどから議員の御質問にもございますが、道路寸断による孤立化、旧耐震基準によって建てられた家屋の倒壊、また、基幹的管路の延長が長く、耐用年数を超過した水道、そういった管路も多く存在するなど、地震によりますライフラインの確保も重要な課題と認識をいたしておるところでございます。

支援に派遣をされた職員からの報告によりますと、自然災害の痕跡が生々しく残された景色、状況は、想像を絶するものであったようでございます。一方、被災地の方々が困難に立ち向かう前向きな姿勢に感銘とたくさんの気づきも得ることができ、中でも、コミュニティーの力の重要性、またそういったものを再認識するとともに、上下水道機能の不全というものは非常に深刻であり、その対策は重要であるということ強く感じた、そういったことの報告もございました。

能登半島におきましては、発災当初は避難施設のトイレが使えないなど、不衛生な状況下にあったかと思っておりますけれども、全国の自治体からトイレカーが迅速に派遣をされました。被災住民の被害健康被害等の発生防止に大きく寄与するとともに、被災された住民の方々も衛生的で水も使え、温かいトイレカーは大変喜ばれたそうでございます。こうした事例も踏まえまして、本市におきましても、このトイレカーの購入にかかる費用については、今議会の補正予算に計上させていただ

ているところでございます。

本市といたしましては、被災地支援の中で得られました教訓を生かし、被害の軽減や被災地の復興を適切かつ迅速、円滑に実施するため、令和5年3月に策定をいたしました西予市事前復興計画の点検、見直しを検討するとともに、今後、国県におきましては本災害の教訓が検証され、計画の見直しや制度の改正等が想定されております。

そうした国県の動向も注視しながら、事前復興の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5番信宮徹也議員

本定例会6月補正予算にトイレ購入に関わる経費が計上をされております。これもやはり能登半島地震に行かれまして、やはりこれが必要だということだと思います。

5年前、西日本豪雨が起きたときには、ほかの市町から給水車をお借りいたしました。その後、やはり西予市でも給水車が必要だろうということで購入された経緯があると思います。

やはり現場に行き、災害の現場に行き、何が本当に必要かということが分かるのではないかと思います。

個人的なことではございますが、私の大学時代に大変お世話になった先輩が輪島市に住んでおられて、県の職員をしながら実家の神社の神主さんをしておったんですけども、私、元旦の地震があったときにはすぐに連絡をいたしました。何時間後に、家族全員無事ですという連絡が来ましてほっとしたところでございますが、やはり災害後、多くの市町から支援に来ていただいたこと、大変感謝をしておりました。

やはり現場に行ってみないと分からないことがあると思います。能登半島地震、多くの被害が出ましたけれども、この地で南海トラフ大地震が起きたら、やはり能登半島地震と同じような光景になるかと思っております。能登半島地震を教訓にこれからも事前復興計画をますます進めていってもらったと思います。

それでは次の消防体制について質問をいたしま

す。

現在、宇和町神領地区に新西予消防本部庁舎が建設中です。今年度中に完成し、三瓶地区も管轄する新体制の消防が令和7年4月1日より始まる予定です。

新消防庁舎は、広い面積を有しまして、災害時の受援体制も整えられて、大災害時などにおいては、南予地域の防災拠点として活躍することを大いに期待するところでございます。

さて、本市の消防では、無人航空機、ドローンですけれども、活用をされておりますが、大災害時などにおいては、通常の災害対応のため、消防吏員による無人航空機ドローンの運用は、無理があるのではないかと思います。

お隣の宇和島市では、そのようなことを踏まえまして、平成31年より消防団の団員によるドローン航空隊が形成されて、活動をしておるようでございます。西予市で、このような取組が必要ではないかと思います。

また、大災害時、孤立集落が発生しますと、孤立集落へ物資、医薬品や食料品などを運べる物資を運べるドローンの調査研究もこれから必要ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありましたドローンの活用についてお答えをいたします。

大規模災害時においてドローンの活用は、災害状況の把握など非常に有効なものであると理解しております。

当消防本部では、令和4年度に災害対応ドローン1基を整備し、3人体制で運用しているところでございまして、大規模災害時においては、人員を増強した場合に運用することと計画しております。

消防団員によるドローンの活用につきましては、議員御指摘のとおり、宇和島市消防団において、団長直属の組織としてドローン航空隊を運用しているとお伺いしております。

当市とは組織体制が異なるため、同様の部隊運用は現状困難であると考えておりますが、今後、

機能別消防団員を活用するなど、消防団との協議、検討していきたいと考えております。

物資を運搬できるドローンについては、孤立集落への対応を含め、非常に良好でありますことから、調査研究について今後検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5番信宮徹也議員

現在ドローンの技術はとても進んでおりまして、今度、大阪万博が開かれますけれどもそのときには、人を乗せて飛ぶドローンが試験運用される予定と聞いております。

やはり新しい技術も取り入れながら、孤立集落などに対する支援を、調査研究を続けていってもらいたいと思います。

最後に、消防用のバイクについてお伺いをいたします。

昨年、議会だよりの研修で高知県中土佐町を訪問いたしました。中土佐町は、太平洋に面した町でございまして、津波対策のため、海岸部にあった庁舎が高台に移転新築されて、その隣に新しい消防庁舎も建設されておりました。その消防庁舎には、新しい災害出動の真っ赤なオフロードバイクが2台並んでおりました。

当市でも、大地震発生時には、多くの道路橋梁がダメージを受けると考えられますが、普通車両では通行できない悪路を走破できる消防用バイクの導入は考えられないのか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました消防用バイクの導入についてお答えいたします。

西予市は、山間部から沿岸部に至るまで、広大な多様な地形を有していることから、大地震発生時には、大規模な災害が想定され、道路、橋梁の損壊による孤立地域については、災害対応の中でも懸案事項であると考えております。

以前に当消防本部においても、各所に消防用バイクを配備しておりましたが、車両の更新に伴う

出動体制の改正や単独活動における安全管理上の問題点など、適正な人員配置による部隊活動を原則とし、廃止に至った経緯がございます。

当消防本部では、大規模災害における情報収集については、人員の増強後に災害対応ドローンを活用する計画としておりますことから、現状の消防体制においては、消防用バイクの導入については計画していない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

○5番信宮徹也議員

消防用のバイクにつきましては、なかなか常時出動するものでもないと思いますし、やはり車両の更新や出動体制の問題等につき難しいとのことであったと思います。

現在、運用しているドローンを十分活用するというところでございますが、昨年、野村の消防庁舎見させていただいたときに、ドローンも見させていただきました。赤外線撮影も可能な、夜間でも撮影ができるというドローンで非常にいい機能を十分備えたドローンであったかと思えます。このドローンを十分に活用していただきまして、孤立が発生した集落等、普通車両ではたどり着けない場合に備えていただきたいと思えます。

今回の質問全体を通しまして、やはり元旦の能登半島地震、これを参考にするとところが大きいのではないかと思います。能登半島地震で起きた被害は、やはり同じことが当市でも起こりうると思えます。

市民の生命を守る、また市民の生活を守るという観点で、今後ますます、防災減災対策また、事前復興計画の充実をお願いいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 54 分）

○井関議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 10 分）

次に、15 番二宮一朗議員。

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

公明党の二宮一朗でございます。

議長より許可をいただきましたので、本日最後の登壇者として質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、SNS の活用と人口減少対策ということで、今回、先ほど宇都宮久見子議員も言われましたけども、改選後初ということで、4 年ごとに、特に市内を歩かせていただきますけれども、特に今回、歩いてみて思ったのはやっぱりこの人口減少、言われておるけれども、非常に厳しいなという地域がかなり増えている、というふうな状況を目の当たりにしております。

人口減少はもう全国共通の課題であり、致し方ないというか、受入れざるを得ないというところはもちろんございますけれども、特に 2060 年度の西予市の人口等出ておりましたが、動向が。あれを見るとちょっとショックかなということもありますけども、ただ、今、総務省もやっておる地方創生とか、西予市で取り組んでおります取組とかの中で、やっぱり市外から地域に来ていただくことがあればですね、明るくなるし、元気になるということで、それがやっぱり、今からそういうふうな取組が必要なんじゃないかという発想の中で今回、大きな 2 点として質問をさせていただきます。

まず西予市のホームページについてなんですけど、ホームページにつきましてはですね、総務省が行っております令和 4 年度の通信利用動向調査の中で、スマートフォンの保有状況は世帯の保有割合が 90.1%となり、9 割を超えるとともに、個人の保有割合でも 77.3%と堅調に伸びていると。個人のインターネット利用機器は引き続きスマートフォンがパソコンを上回り、20 歳から 59 歳の各年齢層で 9 割が利用をされていると。SNS を利用する個人の割合は堅調に伸びており全体で 8 割に達しているというふうなことがございました。

そういった意味でも西予市、ホームページ作っておりますけれども、このホームページの位置づけを、市としてどのように捉えられておるのかをまず質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ただいまのホームページの位置づけについてお答えをいたします。

本市は、広報担当である政策推進課において、情報発信に関する運用ルールとマニュアルを作成しておりまして、どの情報発信媒体を利用する場合でも、基本的にホームページに記事を作成、掲載することとしております。

ホームページは情報量に制限を設けておらず、紙媒体では伝え切れない、より多くの情報を素早く検索でき、市内外を問わず発信することができるため、情報発信を行う広報媒体の中心的役割として位置づけております。

昨年度から、記事の確認を行いまして、記事のまとめ方やタイトル、見出しのつけ方の統一など、内部で可能な限り、修正等を進めているところで

す。今年度も継続して改善に努めてまいりますが、記事のスピーディーな掲載更新はもとより、よりよい検索しやすいデザイン、構成の更新等を行っていきたくて考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ホームページの中身につきましては、もう、16 年前から色々ご注文をさせていただいて、かなり見やすくなったというのは本当に事実で、行政の努力に感謝を申し上げたいと思っております。

今ありました中でホームページのアクセスですね、アクセスの1番多い項目というのは何なのかを教えていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ホームページのアクセスについてお答えをいたします。

アクセスでございますが、令和6年5月末までの1年間で約200万回となっております。

その中で、アクセスが多いものにつきましては、まずお知らせ一覧が5万6537回、補助事業のページですけれども、「キャッシュレス決済のポイント還元を実施します」というページが、2万8360回。「海里山の憧れ暮らし」の中の「家をかまえる」というページでございますが、これが2

万4768回となっております。

このように、新しい情報を掲載するお知らせ一覧や、キャッシュレス決済のポイント還元など、市民生活に直結する内容のアクセスが多くなっている状況となっております。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

かなりアクセス数が増えるなというふうな印象でございました。

今、先ほどの答弁の中で、情報発信を行う広報媒体の中の中心的役割はホームページだというご答弁やったんですけども、私が見よってですね、今西予市が1番力を入れてるといえるか、外部に発信できる材料である四国西予ジオパーク、その中の特にジオミュージアムが最近できて、売りの一つじゃないかと思うんですけども、そういう情報発信がですね、ページはあるんですけども発信しているところに行き着かないということが一つ、あともう1点先ほどもありました「海里山の憧れ暮らし」、あの中で「家をかまえる」というのが、アクセスが多いというお話でしたけれども、今先ほど言ったように移住定住問題というのは、移住定住交流センターが窓口になっていただいとるんですけども、その動きが出るような、何か、ところには行き着かないというところがあるんですけども、そういう点はいかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

まず今ありましたジオミュージアムの関係でございますが、市ホームページからリンクしております西予ジオパークのホームページにおいて、ジオミュージアムの紹介がございます。こちらは四国西予ジオパーク推進協議会のサイトとなっております。

また「海里山の憧れ暮らし」のページに移住定住交流センターの紹介があるが、ホームページにリンクしていないという点についてですけれども、「海里山の憧れ暮らし」のページ内に移住定住交

流センターの記事がありまして、その中で移住定住交流センターのホームページのリンクを張っているところであります。

ただし、先ほどからありますようにどちらの場合も、ホームページからの検索では探せるんですが、画面上からは分かりづらい構成となっているところなんです。

今後もそういったところを改善しまして、見やすいページ作成について、各担当課と協議をしながら、随時改善してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

それぞれを検索して見たら、フェイスブックとかで発信されて情報発信ができてるんですね。それがホームページからパパッとこう、いけなかなというのが私の思いなんですけども、ぜひそういうふうな取組も進めていただきたいと思います。

次に各部署からの情報発信なんですけれども、これにつきまして以前も質問したときに、各課からの情報の古いものがかかなりたくさん残っているというふうなことも、お伝えしたんですけれども、今回の質問に当たって確認したら、きれいにすっきりと今なるとるようでございます。

ただちょっと情報が少ないのかなという感じもあるんですけれども、その情報発信についてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

各課からの情報発信についてお答えをいたします。

各課からの情報発信につきましては、先ほども申しました情報発信に関する運用ルールとマニュアルにおいて、記事の作成から情報発信までの手続きや、ホームページなど各情報発信媒体での記事の作成方法などの具体的に示したマニュアルを作っております、事業等の担当課がスムーズに情報発信ができる仕組みを構築しているところで

事業やイベント等の情報はそれぞれの担当課が当然持っておるんですけども、情報発信の目的に沿って、まずは各担当課において、情報発信が必要かどうかを判断することとなっております。

そのため今後も職員に対して、情報発信の有効性、重要性について強く認識するよう、しっかり周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

次に西予市の公式LINEについて質問させていただきます。

公式LINE、本当私もお友達登録をすぐにさせていただいて、ものすごく使いやすいなど。特に夕方6時になりますとピロピロピロッということで、ごみのことをね、教えていただきますんで、助かるとるんですけども。

現在の登録状況について、まずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

それでは今のLINEの登録状況についてお答えをいたします。

現在、昨日現在ですけれども、登録者数が1,821人となっております。昨年6月に開設してから、1年間の間に月平均の新規登録者数がベタ割にすると、140名程度となっております、このペースを保持すれば、今年度末には登録者数が3,000名を超えるのではないかと期待はしているところです。

登録者数の当初の目標を、本市の約15%であります5,000人と定めております。少し高いハードルかもしれないんですけども、今年度中に達成できるように、より積極的な取組を行いたいと考えております。

具体的には、市役所からの通知文書にLINEのQRコードを印字するとか、市役所の窓口での待ち時間を利用した登録の促進、それから健診会場に向いての登録の促進をするということは既に実施しております。

各種申請手続きの電子化による利便性向上による登録促進や、また、ポイント還元事業などの他の自治体の取組状況も調査研究をしまして、LINEの特性を生かした情報を発信することで、市民の皆様が魅力を感じて登録していただけるよう、今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

目標 5,000 人がハードルが高いとおっしゃいましたけども、中身を充実できれば私は決して高くはないと思っておりますんで、欲張って進めていただきたいなというふうに思います。

そのLINEのですね、LINEの項目ごとに、アクセスされてる状況というのは分かりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ただいまの項目ごとに見ていただいている状況ということですが、市公式LINEで配信したメッセージについては、何人の方がメッセージを見たのかという、開封数を確認することが可能となっております。

ただし、それについては配信対象者が 100 人以上、かつ 20 件以上の開封数が必要ということになっておりまして、直近では大雨警報時の通行止めの一斉配信で 1,602 人に配信いたしまして、開封数が 1,116 人でありました。

なお先ほど質問にありました項目ごとの状況なんですけれども、業者に確認したところ、市公式LINEに表示しております基本メニューの閲覧数は、確認できる機能がないということでした。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

次の利活用についてちょっと質問させていただきますが、お友達登録された皆さんが、どのように利活用していただいたらいいのかなというふう

に、行政として考えておられるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ただいまの利活用についてお答えをいたします。

本市において、受信設定からお住まいの地区に登録することにより、先ほど言われましたように前日の午後 6 時に、その地区のごみ収集の情報が送られてきたり、欲しい情報の項目を選択することにより、必要な情報のみが送られてくるといった、いわゆるセグメント配信を利用しております。

多くの情報の中から自分に必要な情報を見つけ出す手間が省け、個人それぞれのニーズに合った情報のみを受信することが、セグメント配信の強みでありまして、個別具体的な市民ニーズの高まりに対応した行政サービスとなっていると考えております。

さらに本年 4 月からは、市民の方により見やすく利用いただくため、画像やテキストを一つのビジュアルにまとめて配信する、リッチメッセージというものを、活用して配信を行っております。文字を読むのではなくて、一目見て概要を分かりやすく伝えることが可能となるため、さらに市民の満足度アップと、登録増加につながるのではないかと期待をしているところです。

また今後は、各種申請手続においても、LINEを一つの入口として利用していけるように検討をしていきたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

ホームページの改革の進み方よりLINEのほうが大分早いかなというふうにちょっと実感をしておりますんで、期待をしております。

中身の項目ですけれども、防災機能というのがね、1 番先に目につくんですけれども、この防災機能について今後、先ほど信宮議員のほうも防災の件で質問されましたけども、機能を追加しようというふうに考えていることがありましたらお知らせをいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

公式LINEの追加機能としての防災機能でございますけれども、現在西予市の公式LINEの防災機能といたしましては、災害などの有事の際は、大雨警報などの情報や避難所、避難情報、そして道路通行制限などを発信をいたしております。

平時におきましても、防災メニューから最新の気象情報やハザードマップ、避難所情報などが確認できるようになっております。

現在本市におけます、市民の皆様が発信可能な防災機能でございますが、公式LINEの防災メニューとして掲載しておりますが、LINEは非常に今現在身近なスマートフォンアプリであるということもありまして利用者は増加傾向であると。そういったことから、今後、市民の皆様への重要な情報発信ツールとして、防災機能の拡充、これにつきましては他市の状況等も参考にしながら、調査、研究を進めてまいります。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

今さっきも、先ほどから信宮議員がね、ずっと能登半島の例に挙げて質問されましたけど、本当今後発生が予想されております南海トラフ巨大地震などまた大規模災害に備えてですけれども、避難所の情報であるとか安否確認の機能とか、そういうことをLINEに入ってくると、親がどこにおるんかなとかも市外におる子どもさんとか、そういう人が安心できるようなことにもなるんじゃないかというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

安否確認等の機能を取り入れることについてお答えをさせていただきます。

安否確認などにつきましては総務省が推奨いたしておりますが「災害用伝言ダイヤル 171」、ま

た「災害用伝言板Web 171」のサービスがございます。

これは、安否情報の発信確認などのために、携帯キャリア各社が災害時に提供するサービスでございます。災害時の家族や知人との間での安否確認や、避難場所の連絡等をスムーズに行うため有効な手段であると考えております。

市の公式LINEの防災情報で、この災害用伝言ダイヤル 171 などのリンク先を貼り付けを行い、市民の皆様ができるよう、工夫して広報をしてまいりたいと思います。

また、災害発生時の地域内におけます、主に要支援者の安否、また、避難情報を確認するためのツールとして、「逃げ遅れゼロアプリ」というものがございます。

この「逃げ遅れゼロアプリ」は、愛媛大学と本市が共同して開発をし、アプリを通じて、対象者の避難状況等を自治会や自主防災組織単位で、リアルタイムに情報共有をすることができる機能がついてございます。

これによりまして、主に要支援者に対する確実な避難支援を図り、避難の取りこぼしを未然に防ぐこと、また、支援者自身が要支援者を検索することで生じてしまう二次被害のリスク防止、これらを図ることが可能となります。

このアプリにつきましては自主防災組織等で導入を進めていただきまして、あらかじめ対象者の情報をアプリに登録しておくことで、いざ災害が発生した場合には、対象者の状況や避難完了をしているかどうか、そういったところワンクリックで情報発信、情報送信、また受信することができ、それを取りまとめる機能によりまして地域全体の状況を一元的に把握することができる、そういった機能でございます。

このアプリは個々に登録するというよりは、その地域の共助での取組を強化するために非常に有効であると考えております。

広報せいや市のホームページ等で周知をするとともに、直接訓練でありますとか研修の機会を通じまして、自主防災組織等において、登録をしていただくよう啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

防災に関しましては、災害発生のたびにですね、新たな新しい技術とか機能が進化をしているように感じております。

私は、詳しいわけではないんですけども、そういう情報をですね、ありましたら西予市に有効と思われる機能を決して見逃さないようにしていただきまして、取組の前進を期待をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは次に、通報システムの導入について質問させていただきます。

この質問に関しましては、もう8年も前やと思うんですけども、一番最初にしたのが、一向に進んでないなという思いが、忸怩たる思いがあるんですけども。行政の皆さんの中で、なぜ進まないのかという検討されたことがあるのかなということが一つと、何かこう駄目な理由でもあるのかなという私の中でちょっと考えよるんですけども、そういうことがあるのかどうかちょっと教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ただいまの通報システム導入についてお答えをいたします。

先ほどありましたように、これにつきましては議員からこれまで何度かご質問ご提言をいただいておりますが、いまだ本市については、導入に至っておりません。

道路や公園の損傷、不具合、不法投棄といった情報について、LINEの通報システムを活用することによって、市民の皆様からの情報が素早く届くこととなってまいります。市側の体制、運用方針が十分に整っていなければ実際の対応は困難であると考えているところです。

現状といたしましては、電話やメール等での通報が今多い状況であります。本市では、本庁、支所のみならず、地域づくり活動センターにおいて、市民の皆様からの多種多様な意見や要望を直接、お聞きする機会は十分あるのではないかと考えております。そのほかにも、地区の要望等を区

長の皆様に取りまとめていただき、市や関係機関の対応等を回答する区長要望も毎年実施をしているところです。

このような状況から、現在、導入には至っておりませんが、近隣市町において導入実績があることから、本市の現在の通報状況や、先行自治体の受入れ体制、運用実績や、メリット、デメリットを調査研究いたしまして、関係各課とともに、再度、検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

情報が十分入るといふ今の答弁があったんですけども、西予市の市道はですね以前、質問したこともあるんですけども、相当距離が長いですよ。それをどういふふうにご点検しているのかというふうな質問をしたことあるんですが、年2回で大体一通り全部点検できるという答弁やったんですけども、特に大雨が降ったりとか、そういう後、通ってみると、本当にここ林道かなというぐらいな感じの状況のところはたくさんありますし、今定例会におきましても、市道の不備によって、損害賠償を出さないかというふうな状況があったりとかというのがあります。

ちなみにですけどね、松山市にちょっと聞いてみました。松山市の「みち水路メンテナンス課」というところに聞いたら、令和5年度の実績として、電話で通報が2,958件、LINEで163件、メールフォームで119件、窓口で208件、FAXで25件、その他が708件、トータルで4,181件らしいんですけど、LINEはその中の163件だそうです。事務的にはそれほど、皆さんも許容範囲じゃないかなと思うんですけど。

もう一つ八幡浜がですね、一昨年から多分しておると思うんですけど、ちょっと昨日確認したら、昨年1年間で9件だそうです。

やっぱりいろんなツールをね、増やすということは僕は大事じゃないかと思うんで、市長が2期目の所信やと思うんですけど、「できないというんではなくて、できるということを考えながらやります」といふふうにご確か2期目におっしゃったと思って私は期待しとるんですけども、ぜひ前

に進めていただきたいなと思っております。またできなかつたら質問します。よろしくお願ひします。

次に、人口減少対策について質問をさせていただきます。

人口減少を緩やかにするということにつきましては市長就任時以来、一貫しておっしゃっておることでございますけれども、事業を取り組むに当たって、どういうところをターゲットとして取り組まれているのかをお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

人口減少を緩やかにする、ターゲットについてお答えをいたします。

人口減少を緩やかにするためには、自然減対策、それから社会減対策どちらも重要と考えております。

まず自然減対策としては、結婚や出産を望む方の希望を叶えること、また、子どもを産み育てやすい環境づくりが重要と考えておまして、若者をターゲットとした出会いの場の創出や、結婚支援、子育て世帯をターゲットとした、安心して妊娠出産子育てができる環境や制度の充実を図っているところでございます。

一方、社会減対策としましては、人口流出を食い止めつつ、人口流入を促すことが重要と考え、これまでの移住定住対策に加え、若者層や子育て世帯をターゲットとした、住宅整備に係る支援、雇用促進につなげる奨励制度の創設や補助事業等に取り組んでいるところでございます。

また、子どもたちが将来も本市に住み続ける、また、Uターンにつなげるために、今年度から市内の中学生をターゲットとしたシビックプライド育成事業というのをしております。

シビックプライドとは、地域への誇りと愛着をあらわす言葉でありますけれども、その一つとして、地元の企業をよく知り、身近に感じてもらうために、市内13企業の協力のもと、中学生向けの合同企業説明会を、先日、6月7日に開催をいたしまして、高評価を得ているところでございます。

このように人口減少対策のターゲットは若年層や子育て世帯が中心となってまいります、中高

年世代の理解もしっかり得ながら、幅広い対策を継続して実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

人口減少が全国での課題となっている中で、今、国がですね、この人口減少に対しては、多くのメニューを出しておまして、ほとんどの自治体が似たようなというかほとんど同じというかね、といってもいいような、事業を取り組まれてるんじゃないかなと思うんですけども。

昨年、私、厚生常任委員会におまして、そのときに結婚新生活支援事業というのがありまして、その年齢要件をですね、年齢要件の説明があったときに、何で年齢要件をつけないかのかということもお聞きして、まあ国のとか県がこういう39歳だからというふうなことで、答弁いただいたんですけども、夫婦というのはやっぱりいろんな形がありまして、年齢差がある人もたくさんおられますし、そこを一律にするというのがちょっとね、本気で来てほしいと思っているのかなというふうに思われるんじゃないかなと私自身は思うんですけど、そういうところの考え方ありましたら教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ただいまの本気度を示すような支援はないのかというようなご質問だったかと思いますが、まず結婚新生活支援事業については、地域少子化対策重点推進交付金の要件として、婚姻日における年齢が、ともに39歳以下の夫婦を対象としておまして、国からの財政支援により、愛媛県が所得要件は緩和しながら行っている内容で実施しておりますが、これまでの事業効果を見極めて財源確保や要件の緩和の必要性について、検討をしてまいりたいと考えております。

加えまして本市の特徴的な事業を幾つかご紹介させていただきたいと思いますが、子育て世代の経済的な負担軽減と、保育士等の業務軽減を支援するために、市内保育施設で使用するおむつを無

償とする事業がありまして、県内外でもこの事業は珍しく、大変好評な取組となっております。

また、不妊治療費の助成につきましては、本市独自の取組として、保険診療で実施した不妊治療の自己負担額の全額を補助しておりまして、県下においても率先した取組となっているところではあります。

また、子育て世帯の空き家購入費に係る補助は、昨年度の人口減少対策プロジェクトから提案された事業であります。今年度から新設した本市独自の取組でありまして、市内外からの反響が多い事業となっております。

このように本市のニーズに適合した、あるいは特徴やアイデアを生かした事業も実施しておりますが、今後も実績や分析結果に基づいて各事業の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

今ご答弁の中で、効果を検証して、今後、補助要件を考えるとというふうなご答弁でございましたけれども、やっぱり本気で来てほしいなと思うのであれば、効果を検証する前にちょっと一つ考えていただいて、効果を検証して入れるということは、少なくとも1年または2年、3年遅れるということなんですよね。それをやっぱり予算も同じなんですよ、それはね。それを先にやるというのが僕はやっぱり、「あ、西予市違うな」と思っていただけじゃないかなということで、質問をしているわけですけども、ぜひ事業開始前にそういうふうなところまで、使う人の身になった考え方発想をね、していただいて、やっていただきたいというのが一つと、例えばこの基準に入らない御夫婦、新婚さんの数というのは、多分1年間でそんなに多くはないんじゃないかなと。想像するのに片手ぐらいで済むんじゃないかなというふうに想像するんですけども、想像したときには片手で幾らやと、ということで発想を飛ばしていただいて、じゃあやろう、というふうに進んでいただきたいなというふうに私は思っておりますので、今後ご参考をお願いしたいと思います。

それでは次に取組状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

取組状況と今後の見通しについてお答えをいたします。

令和4年、5年度と職員による対策プロジェクトから提案された事業や、国県の交付金活用等により、多数の事業や制度が誕生しております。

しかし制度が整っても、対象者や必要とする方に情報や支援を届けることができなければ、絵にかいた餅となってしまいます。

このことから、今年度は、ライフステージごとに制度等を分かりやすく整理して、広報せいよや行政情報番組、SNS等を活用した発信を強化し、多くの市民に制度や事業を積極的に活用していただきたいと考えております。

またアンケート等により意見聴取を行いまして、事業の効果検証や改善を行うこととしております。

今後も、新たな支援制度の創設など国の動向を注視しながら、本市にとって何が必要なのかを考えながら、継続的に支援を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

私も人口減少プロジェクトについては、ネーミングがすごいなと思ったので、ちょっと確認させていただいたんですけど。4年5年のプロジェクトの中で、結果が出ておりまして、数件取り組んでおられるということで、みておるんですけども、各課からの提案やないかなというふうにしちちょっと私自身は見えなかったと。

全体として西予市として人口減少プロジェクトだというふうに言えるような、何か物が出てくるのかなと思ったんですけど、それほどのインパクトはちょっと私自身はなかったなと思うんですが、今後についてちょっとお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕、

○15番二宮一朗議員

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

人口減少プロジェクトの今後についてでございますが、令和4年、5年度とプロジェクトを結成しまして、少子高齢化、人口減少への危機感を持ちながら基礎データの共有や独自の意識調査、視察研修から、現状分析して、事業提案や既存事業のブラッシュアップを行ってまいりました。

令和6年度においては、プロジェクトは編成せずに、近年誕生した多数の人口減少対策事業の進捗管理、また制度の周知に重点を置くこととしております。

また、令和7年度には、第三次総合計画の策定検討に入ることであります。現在の総合計画の振り返りや、人口減少対策を念頭に置いた、政策方針を検討するプロジェクトの設置を現在想定しているところであります。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

各課の優秀な職員の皆さんがしっかり取り組んでいただいているということなので、今後ぜひ結果を期待したいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に移住定住の考え方について質問させていただきます。

まず初めに移住定住交流センターの実績を教えてくださいたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

それでは、移住定住交流センターの実績についてお答えをいたします。

市の重要施策として移住定住安住を掲げている中、実効性のある移住定住促進を目的に、西予市移住定住交流センターを、令和2年2月に設立、同年4月から業務を本格的にスタートさせて4年が経過したところであります。

移住定住交流センターでは、主に移住コーディネート業務、移住体験プログラム等実施業務、PR構築業務、地域おこし協力隊の募集支援業務などを実施しているところであります。

移住コーディネート業務につきましては、移住

希望者からの相談対応をはじめ、移住フェア等の出展、企画などのほか、移住体験プログラム等の実施や情報発信など、様々な取組を行っております。

実績といたしましてまず相談件数についてでございますが、来訪者による事務所での対面相談をはじめ、メールや電話、そしてオンライン移住フェアなど様々な相談の形がございますが、令和2年度当初、全体で67件であった相談件数が、直近で令和5年度では240件と、4倍近くに増加しております。これも地道なPR活動と、移住フェアなどの積極的な出展の成果だと考えております。

移住フェアの参加実績につきましては、昨年度は東京大阪などに計17回出展をしまして、合計157件の相談を受けております。中にはお試し地域おこし協力隊や、お試し移住体験助成金事業の案内を行い、実際に西予市を訪問することになった事例もございます。

次に移住体験プログラム業務についての実績でございますが、昨年度で3回目となります「あなたと田舎のお見合い大作戦 in 愛媛県西予市」と銘打った移住マッチング事業では、7組9名の方が2泊3日の交流会に3回にわたって西予市を訪れていただきまして、市内6地区で交流をいたしました。参加者のうち1組は既に、4月から移住をされており、また、ほか2人についても継続して移住を検討いただいているところであります。

このほか、西予市お試し移住体験助成金制度事業の運用や、移住交流セミナーなどの企画支援、PR活動など様々な業務を推進しておりますが、今後も移住フェアの出展や西予市に足を運んでいただく取組を継続的に行いながら、移住する上で必要となる仕事や住まいのマッチングについても今後力を入れていきたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

かなり実績として聞き取れたというふうに感じておりますが、1番最初に戻りますけど、だからこそですね、だからこそ、200万回もあるホームページの頭にこれを僕は持ってくるべきじゃないかなと。ぱっと見たときに、それが大きい画面が

ありますよね、なんか写真のね。あそこへ持ってきて動きがあれば、絶対僕は、チェックしてもらえるとと思いますよ。そういうところがちょっとね、ずっと前から言いよるとこなんです。ぜひ前に進めていただきたいなと思います。

次に、体験住宅というのがあると思うんですけど、その実績を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

体験住宅の利用状況についてお答えをいたします。

現在明浜の狩江地区にあります西予市移住交流体験施設「きたかな」がありますが、その実績についてお答えをいたします。

令和3年度が使用件数6件、使用人数14人、使用日数が44日。令和4年度が使用件数5件、使用人数が11人、使用日数が61日。令和5年度が使用件数が2件、使用人数が3人、使用日数が50日となっております。

以上答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

次に若者世代の対策についてお伺いしたいんですけども、今の、いろいろ市長もやられておるのは、住宅のこととかね、よく分かるんですが、整理してもう1回状況を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

若者世代への移住対策についてお答えをいたします。

まず、南予5市町、宇和島、八幡浜、大洲、西予、内子で、令和4年4月から設置しております南予子育て移住促進協議会において、子育て世帯や出身者の移住促進を図るために、子育て世帯向けの移住フェアを、東京で1回、大阪で1回実施しているほか、移住体験機会を提供するためのオーダーメイド型の移住体験ツアーを実施しております。いずれも、今年度引き続き実施予定として

おります。

また地域づくり組織の一つである遊子川地域活性化プロジェクトチームにおいて、地域おこし協力隊とともに、本年4月から運営を開始したゲストハウスを活用しまして、体験活動なども交えた、田舎短期留学事業が計画をされているところです。

そのほかにも、高校魅力化事業の一環で野村高校では他県からの生徒を受け入れる「地域みらい留学」を実施しておりますが、女子生徒受入れのための必須となります安心安全な住まいが不足しているため、この秋、移住交流促進支援事業補助金を活用して、女子生徒のためのシェアハウスを整備する予定としております。

また、移住者住宅改修支援事業において県外からの移住者が行う住宅改修等に要する費用について、200万円を限度に補助しているところですが、子育て世帯については、限度額を倍の400万円としているほか、今年度から、子育て世代や若年夫婦世帯の住環境を整えるため、空き家購入等に係る経費を、限度額200万円で補助する取組も行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

ありがとうございます。先ほども言いましたように国もですね、こういう若者世代についても、新たなメニューをたくさんされておりますので、西予市も積極的に取り入れていただきたいと思いますけれども、若者世代が西予市に住んで生活していただくためには、働く場所とか、要するに仕事ですね、仕事が必要だと思いますし、西予市は、位置的に南予の中心で、宇和島八幡浜大洲、どこ行くのも30分、また、松山でも通勤圏内という状況もあるので、できればですね、そういうふうなところへの通勤とか、また子どもさんの通学とか、そういうふうなところの支援があれば、よそから来ていただく人も「あら、西予市、考えてくれるな」と思っただけのんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、仕事の創出についてでございますが、西予市新規出店者店舗改修補助金交付事業を実施しております。これは空き店舗を利用して、店舗として新規出店しようとする者に対して、建物の改修に要する費用の一部を補助するもので、補助率が2分の1、上限額は100万円となっております。そのほか、西予市産業活性化4事業として市民及び市内企業の方が、市内で起業、事業を起こすということですが、する際や、特産品開発販路拡大の取組、地域特性を生かしたグリーン・ブルーツーリズム事業に利用できる補助事業を実施し、産業創出活性化への取組支援を行っております。

次に通勤通学者の支援についてですが、現在は、市外の事業者や学校に通う補助についてはございません。他の自治体では移住定住事業の一つとして市外通勤補助を行っている事例もあるようです。西予市といたしましても松山市周辺までは十分通勤圏内であると考えておりますので、その点については、また調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

次に、関係人口の取組についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

関係人口の取組についてお答えをいたします。

移住に直接つながらなくても、西予市を応援していただく西予市のファン、いわゆる関係人口を増やす取組も、重要な課題の一つと考えております。

先ほど答弁にもございましたが、移住定住交流センターで実施する移住マッチングイベントやお試し移住体験助成事業などを実施しまして、地域住民との交流を図ることにより、観光以上に、定期的に西予市に足を運んでいただくような西予市ファンを増やす取組を行っております。

また野村地域、明浜の狩江地域では地域づくり組織が主体となりまして、都市部の中学生を修学旅行先として受入れを実施していたり、愛媛大学が三瓶の周木から城川の高川などの市内の各所で、西予市を丸ごとフィールドにした多様な活動を行っております。

都会の学生たちが田舎での農業・文化などの体験や民泊など、濃密な西予時間を過ごし、その経験を家族や友人に伝え、また、SNS等で発信していくことで西予市のさらなる魅力発信につながると考えております。

西予市ファンを増やすことで西予市産品の購入、それからふるさと納税による寄附などにもつながり、さらには、2拠点生活定住などにも発展することを期待しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

次に、西予市のアピールポイントについて質問をさせていただきます。

ジオパーク、先ほども言いましたようにやっぱりジオパークは西予市の顔というふうな売りの一つだと思っておりますけれども、その中のジオのイベント等の状況についてだけ質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

令和5年度においてジオミュージアムで行ったジオのイベントについてお答えさせていただきます。

令和5年度は、ジオパーク認定10周年という事と、またジオミュージアム開館1周年ということもございまして、それぞれの記念イベントの開催に加えて、年間で企画展を行っておりますが、その際にもあわせてイベントを行うなど、合計49件のイベント開催に対し、4,366人の方が参加いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

もう一つ再質問したかったんですけど、もうちょっと時間が、次ができなくなりますんで、飛ばさせていただきます。

最後ですけれども地域づくり活動センターについて、これはもう3月やったですかね、質問させていただいたと思うんですけども、活動状況をホームページで発信したらと、いうふうに言ったんですが、その経緯をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今の地域づくり活動に関する情報発信についてお答えをします。

本年第1回定例会において議員のほうから、情報発信について質問がありました。

その結果といたしまして各自、地域づくり組織からの情報提供をもとに順次、西予市ふるさと納税特設サイトにおいて、各地域づくり組織の取組事例を紹介し、掲載をしているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

私がちょっとホームページ見た感じではですね、そういうふうなところ、見当たらないのですけれども、どういったところにあるのでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今のご質問にお答えさせていただきます。

西予市ふるさと納税特設サイト内で掲載している、地域づくりに関する記事に対して、市のホームページから、誘導ができるように紹介記事を作成しまして、リンクによる閲覧ができるようにいたしました。

西予市ホームページのトップ画面において、「地域づくり組織」と入力をして検索をいただくと、市内地域づくり組織の活動紹介という記事が検索結果として出てまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

トップ画面から検索ということではちょっと私の想像してなかった答弁やったんであれやったんですけども、私がイメージしていたのはですね、画面で、海里山やったら、あの憧れ暮らしですかね、あそこを押したら、西予市は各地域が27の組織がこういう活動をしていますよっていう、またそこからフェイスブックとかインスタグラムとか、発信していますよっていうところが見えるようにすれば、先ほどの移住定住のあれと同じなんですけども、そういうふうにアクセスしてもらう人が増えるんじゃないかなという思いでちょっと3月にね、言ったんですけども、そこまでまだいってないようなんでぜひ、今後また見守っていきたいとは思いますが、ぜひそういうふうに進めていただければなと思っております。

4分残っておりますけれども、以上で、今回の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○井関議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月17日は午前9時より引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 井関 陽一

同 議員 信宮 徹也

同 議員 宇都宮 俊文

第 3 日

6月17日（月曜日）

令和6年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和6年 6月17日 | 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 1. 開 | 議 令和6年 6月17日 | 明 浜 支 所 長 | 池 田 い ず み |
| | 午前 9時00分 | 野 村 支 所 長 | 土 居 文 人 |
| 1. 散 | 会 令和6年 6月17日 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| | 午後 1時44分 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 | 山 崎 徳 博 |
| 1 番 | まつもと みき | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 4 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 5 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 松 本 史 子 |
| 6 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 河 野 清 一 | | |
| 10 番 | 山 本 英 明 | | |
| 11 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 12 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 13 番 | 源 正 樹 | | |
| 14 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | | |
| 8 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 大 野 本 敦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 長 野 静 香 | | |
| 産 業 部 長 | 兵 頭 章 夫 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 浅 野 幸 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(7番 加藤美香、8番 中村一雅)
- 2 一般質問
- 3 議案第62号 財産の無償貸付について
議案第63号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第64号 西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について
議案第65号 西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について
議案第66号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第67号 令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)
議案第68号 令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第69号 令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第70号 令和6年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第71号 令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 4 議案第72号 西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について
議案第73号 西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について
- 5 議案第74号 市道路線の認定について
- 6 請願第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 議案第 6 2 号 財産の無償貸付について
議案第 6 3 号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 6 4 号 西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について
議案第 6 5 号 西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について
議案第 6 6 号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第 6 7 号 令和 6 年度西予市一般会計補正予算(第 2 号)
議案第 6 8 号 令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
議案第 6 9 号 令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
議案第 7 0 号 令和 6 年度西予市水道事業会計補正予算(第 1 号)
議案第 7 1 号 令和 6 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 4 議案第 7 2 号 西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について
議案第 7 3 号 西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について
- 5 議案第 7 4 号 市道路線の認定について
- 6 請願第 2 号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願

開会 午前9時00分

○井関議長

おはようございます。

本日は、このように大勢の方が傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○井関議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番加藤美香議員、8番中村一雅議員を指名いたします。

(日程2)

○井関議長

日程第2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

18番酒井宇之吉議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

おはようございます。

議長に通告しておりました3点について、質問をいたしたいと思っております。

私も今回で6回目の市議会議員に皆さんに選挙していただきました。初心忘るべからずということで真摯な気持ちで取り組みたいと4年間頑張りますので、皆さん御協力していただきますようお願い申し上げます。

今日の愛媛新聞の1面に、合併の問題のいろんな人々の話が出ておりました。それと同時に、私の今回の1番目の質問が合併20周年を迎えてという質問をさせていただきます。

20年前に、市を二分した市長選挙が行われまして、それから、市長選挙が終わった後、ノーサイドということで、西予市は一つという形で、いろんな面で政策をしてきたように思っております。その中で私は、なぜこういう話をするかといいますと、やはり、新しい議員さんもおられますけれど、

過去を知って、現在を認識して、そして将来をやはり想像していく。このような手順でしっかりと根に張ったような形の政策や認識をしていただきたいなど、かように思う次第でございます。

まず、一番最初に西予市の一つの考えはどのように進められたのか、その点を合併して20年いろんな問題がありまして、人口減とか、いろんな諸情が出ております。今もって、まだ先般の選挙の中で、西予市、合併しなかったほうがよかったのに、何かしら、今頃そういう意見が20年たって、今もってまだ出てくる。そのようなことの中で、西予市は一つというものを考え方をもう少し、どのような考え方でやってこられたのかお尋ねしたいと思います。

昨日、消防操法大会がありました。1回目のときに、合併のときには、服なんかもてんでばらばら、消防操法の中で白い地下足袋の人がおれば、地下足袋のところもありゃ、長靴のともあった。それが、昨日見てみますと服はきちんとそろえてある、帽子もそろえてある。西予市は一つということで、いろんな行政の中がこういう物理的な配慮をしながら、西予市を一つを目指してきたんであると思いますけれども、最近、西予市は一つという考え方が一つ弱まっているような気がいたしますので、西予市が一つという形のものの考え方についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今ほどありました「西予市は一つ」を浸透する施策についてでございますが、市内の地域資源を教育や観光、地域活動などと結びつけ、地域の宝として地域活性化に最大限生かすジオパークは、市民と共通認識で取り組むことのできる手段の一つであると考えております。これまでジオパークを軸に、他地域との差別化を図りながら、西予市民にとってシンボルとなるよう教育現場や観光振興に携わるジオガイドの育成、環境整備、市内産品のブランド化といった様々な場面で、一体感のある施策を実施してまいりました。

そのほか、合併10周年を記念しまして制作をいたしました西予市歌「いつの日も」は郷土愛にあふれたもので、現在、正午の時報に使用するなど、

大変市民の皆様に親しまれております。

また、合併を機に各種団体の組織が一つとなったことや、例えば、市民体育祭や成人式などのイベントを一体的に開催することにより、あらゆる世代において旧町間の交流が進んでおります。

合併し20年が経過しましたがけれども、旧町それぞれの個性を生かしつつ、以上のような取組により、市民の一体感の醸成が図られていると認識しているところです。引き続き、市民とともに手を取り合ってさらなる親睦・融和につながる施策を展開していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

ハードの面は結構一つになってる部分があると思います。一つずつ行政側が予算を組んで、そのような平均化していたと。

ただしこれから、合併前の、私、合併協議会の中の委員として議員として入っておりましたので、そのときに合併時に先送りした問題が何点もございます。そのときに解決できなかった。

それから、合併をして何年かでそれは一つにするというような話の中であった分についてはお尋ねしますが、その前に、前段お尋ねしますが、合併時約4,700人から、現在約3万4000人強の人口推移になっておりますが、市全体、各町の人口比較、増減率はどのようになっているのかをお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

本市の人口の推移についてお答えをいたします。合併した平成16年と令和6年の人口、20年間の減少率でございますが、西予市全体では、今ほどもありました4万7044人から3万4191人へと27.3%、人口で1万2853人の減少となっております。

旧町別では、明浜地区で4,573人から2,689人へと41.2%、1,884人の減少。宇和地区で1万8075人から1万6072人へと11.1%、2,003人の減少。野村地区で1万815人から6,863人へと36.5%、

3,952人の減少。城川地区で4,618人から2,750人へと40.5%、1,868人の減少。最後に三瓶地区で8,963人から5,817人へと35.1%、3,146人の減少となっております。

宇和地区を除きましては、35%以上減少している状況であります。

なおいずれも4月1日現在の数値でございます。以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

人口減少が非常に西予市だけではなく、日本でも人口減少しておりまして、そして東京へ集中、愛媛県では松山へ減少しながらでも松山に集中、西予市は宇和町へ集中している。

このような人口形態を考えますと、この人口減少はほとんどの政策やいろんな形で出ております。限界集落と言われた世界から、今ささやかれているのは消滅自治体という言葉が出てまいります。これは、ほとんどが人口の減少、一極集中というような現象の中で生まれたものであろうと考えておりますが、この現状に例えば病院の問題、水道料金の問題、あと後ほど質問しますけれども、この問題につきましても、人口減少が一番の起因してることなんですよ。運営、経営そのようなものができない。

私も何度か前に人口減少によるいろんな教育だとか、生産労働とか、労働力人口とかそういうものを質問しております。

もっともこの人口減少に対する危機感を理事者も持たなければならない。議会も持たなければいけない。そして、一番持っていたきたいのは市民なんですよ。市民が西予市の現状の把握を、こんな厳しい人口減少になってるということをしつかり認識してもらわないといけないと思っております。

一例を挙げますと、先般の質問にもしましたけれども、明浜の中学校が今32人が31人、これは今年生まれた12年先の中学校の人数です。宇和が464人が328名、野村が149人が68名、城川が37人が27名、三瓶が111人が33名です。三瓶なんか3分の1です。以下、野村も半分以下、この現状をもっとも厳しく、教育の場だけでも、

産業の場だけでも、それから後継者が残っていた
だく面でも、これをもっと厳しく現実を見つめる
必要があると私は思っております。

皆さんがこれをどのように見るかは西予市を活
性化していくといえますけれども、消滅自治体と
言われているような世界の中で、この問題はもっ
とシビアに、これからの政策を、人口減少を前提
とした政策を考えていかなければならない。人口
減少を前提とした形で、いろんな政策をしなけれ
ばならない。そのように考えております。

これから質問する分につきましては、水道、消
防、それから市立病院の在り方、そして、水道料
金なんかにつきましても今までずっと20年繰り越
し、合併時に問題で繰り越したやつが、人口が減
ったからどうしても運営ができなくなったから、
ここに至って何もかもやらんといけない。

これをもっと危機意識をもっと早く持って、早
くから対応すべきであったと。このように思いま
すが、現在やってることと、さっき言った問題に
ついて、どう対処されたのか、お尋ねをいたしま
す。

まず、合併時にありました各旧町間の職員の給
料、ラスパイレス指数が高いとこ低いとこありま
して、その調整をするのに何年もかかりました。
そしてまたそれによって退職金の差が出まして、
その中で職員の不平不満も何年間の間でした。

このような処置を何年要してどのようにしたの
かお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の給与の調整につきまして御答弁申し上げ
ます。

職員給与の調整措置につきましては、合併時の
申し合わせに基づきまして、合併後5年をめどに
格差是正を図っております。

具体的な調整方法といたしましては、旧5町の
給与制度運用の検証を行った上で、旧宇和町モデ
ルを標準運用とし、採用時から西予市に採用され
たものとみなして再計算を行い、その再計算の結
果、現行の給与が再計算の結果を下回っている職
員については、財政的措置を考慮して限度を設け
た上で号給を引上げ、また、現行の給与が再計算

結果を上回っている職員については現行の給与保
証しながら再計算後の給与が現給に追いつくまで、
昇給抑制などの措置を講じる。そうした調整を平
成17年度から実施をいたしまして、合併後の申し
合わせによる調整は平成21年度に完了をいたして
おります。

なお平成18年4月から、公務員の大幅な給与改
正でございます、給与構造改革が実施されました。
この新給与制度移行によります調整作業も併せて
実施をいたしまして、格差是正については完了を
いたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

この問題は、もう不平不満というよりもこれは、
市民が知らないところで事務局方でほとんどやら
れたことなんで、この問題も合併協の中には、ど
う調整していくかということが非常に大きな問題
になった一つでございます。

続きましてお尋ねしますが、合併協の中で、水
道料金の26年に一度改正がありました。これも合
併協の中で、水道料金をどうするかという話があ
ったんですけども、これも合併後調整しようとい
うようなことになりまして、平成26年度に一度改
正があり、今回、本年6月と、9年度に値上げ改
定となっております。

1回目の値上げのときの反応は非常に厳しい、
上のほうに合わせて下を値上げしたもんですから、
非常に厳しい不平不満があって、住民説明会も頻
度が多かったと思います。

今回の値上げの地区の反応と比較してどうであ
ったかをお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

まず、水道料金の改定につきましては、令和5
年度に西予市上下水道事業経営審議会において、
審議をいただきまして、令和5年11月2日に答申
を受けております。

その後、市民の方への説明会を行いまして、令

和6年第1回西予市議会定例会で議決を受け、令和6年度、本年度4月から料金改定を行っております。

また、市民の方へは、西予CATVの情報番組や、3月の水道検針時に料金改定のお知らせ表を各戸に配布をいたしまして、令和6年4月使用分から料金改定を周知している状況でございます。

今ほど御質問のありました、市民の方への反応ということでございますが、市民の方からは4月以降に料金改定についての問い合わせがございました。これにつきましては、丁寧に御説明を申し上げまして御理解をいただいている状況でございます。

今後、令和6年度と令和9年度で段階的に改定することが適当との答申を受けまして、令和9年度への水道料金統一に向けまして、西予市上下水道事業経営審議会において毎年度審議を行い、国庫補助金の活用により、近い将来高い確率で発生が予想されております南海トラフ地震に備えまして、基幹管路の耐震化を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

耐震化の一般質問も私しておりますが、今度水道料金が値上げして、耐震化する予算に充てるということでございますが、ちょっと私が先ほどから言いますように、人口減少の厳しさをとらえ方がちょっと緩いんじゃないかと思うんですよ。

というのは、1年に700人ぐらいずつ減ってますよね。平成9年になったら、やはり3,000人ぐらい減るんですよ。近くね。そしたらまたそれだけ給水量、受水量が減る。簡単に言えば、売上げが減る。そういう問題を抱えながら、耐震に予算を、信宮議員がこれは質問しましたんで、厳しくは言いませんけど、耐震化率が持って行って平成9年からお金が入るんですよ。8年、6年から。

〔「令和」と呼ぶ者あり〕

○18番酒井宇之吉議員

ごめんなさい令和から入るんですよ。

これから4年先から入るやつを当てにして耐震化耐震化言いよったら、人口は3万人になるんで

すよ。そういう人口の厳しさがあつたら、また水道料金またそのときに上げなきゃならない。そのうち、南海トラフ地震が来たらどうなるか。人口減少の後追い後追いして政策がやられてるような気がするんですよ。

だから人口減少の、これだけ減っていく厳しさをしっかりとらえて政策に反映するようにしなければ、後追い後追いで何をしようたんだというようなことになりかねません。

19.8%の耐震率ですので、これを全部直すとしたら膨大なお金が要ります。財源が要るわけです。その辺りも含めて、人口減少ってのはどれだけ厳しいものであるかちゃんにとらえていただきたいなと思っております。これは答弁要りませんが、厳しさを、人口減少の厳しさっていうものをやはり理事者もしっかり市民もしっかりとらえていただきたいなと思います。

次に、消防体制についてでございますが、八幡浜地区施設事務組合からの脱退が認められましたが、これまでの現状、脱退経緯、これからの影響についてお尋ねしますが、この件については、議会で、現在の3期生が特別委員会をこしらえて、三瓶町のほうに火事があつたときに、洪水、いろんな災害があつたときに、消防団は、管家市長の指揮命令系統と、そしてもう一つあるのは、消防署は、八幡浜市長の指揮命令系統、二重の指揮命令系統ができるのはおかしいじゃないかという話から、議会は、やり始めました。

もう1点ありましたのは、事務組合の中で、伊方の原発用のはしご車が大きな金額の消防車買いました。西予市の負担金が何も、消防署も見てない、西予市で使えもしない。それが1600万ぐらいの負担金がいったんです。それに疑義がたつて、特別委員会をつけて、この問題は何とかしなければいけないという話が出てきたんですけれども、この問題はもともと合併協の時から出てるわけです。それが今までずーっとこうしてきたんですけれども、これについての先ほどお尋ねした脱退経緯、これからの影響、いろんなものについてお尋ねをします。

この件については、また脱退して、六分署ができることによって7年度から六分署ができることによって、病院体制もいろんな影響の含みがあるということでございますので、お答えを願いたい

と思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ただいま御質問ありました、消防体制についてお答えをしたいと思います。

平成16年の西予市合併以前は、三瓶町を含む旧西宇和郡の1市5町を八幡浜地区施設事務組合消防本部が、また、旧東宇和郡の4町を東宇和事務組合消防本部が管轄しておりました。西予市合併により三瓶町が西予市になったことから、消防の管轄も西予市に一本化する必要が生じましたが、当時の国の方針は市町の合併後は消防の合併とされており、消防の広域化までは、暫定措置として現状の消防管轄を維持することとなりました。

しかしながら、平成20年から平成25年にかけて、県で1つ、南予で1つ、南予北部で1つなど、様々な形で検討を重ねましたが、消防の広域化は一向に進まず、20年間暫定措置を継続してきた現状でございます。

この暫定措置では、ただいま議員指摘ありましたが、今後予測される大規模災害時においても、市及び消防本部と消防団の指揮命令系統が重複するという課題がありました。そのような中、平成29年に西予市議会において「西予市地域防災体制特別委員会」を設置していただきまして、行政と議会が一体となって、この課題に取り組んでまいりました。

そして、令和3年9月2日、構成市町の首長協議にて八幡浜地区施設事務組合から、当市が脱退することについて協議を進めることの同意がなされました。その後、八幡浜地区施設事務組合共同処理事務検討協議会が立ち上がり、財産処分等、脱退に伴う必要な事項についての協議が進められてきたところでございます。

今後、各構成市町において、9月定例議会で当市の脱退に関する議案を上程させていただき、県への申請を経て承認後、令和7年3月31日をもって脱退し、翌4月1日から当消防本部が三瓶町を管轄する計画としております。

なお、管轄するための人員の確保、消防ポンプ自動車と高規格救急自動車及び広報運搬車の整備、通信指令システムと消防救急デジタル無線の更新

整備も進展しております。

新消防本部署庁舎の供用開始に向け、着実に進めているところでございます。

また、救急搬送については、患者の病状から、かかりつけ病院や二次救急病院、三次救急病院と連携をとり、安全安心な業務遂行を目指して取り組む決意でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

いろんな調整の中で、八幡浜が費用持つ分、西予市が持たなければいけない分、私はこの折衝の中で、西予市が非常に歩み寄った形が見えると。私だけかもしれませんが、財源的な問題につきましても、もっと主張したらよかつたんじゃないかなと思いますけれども、この三瓶町の消防体制の二元体制を解消するためには、致し方無かったのかなという気もいたしておりますけれども、非常にこれから令和7年度からやるにつきましても、これが分署ができれば、実際のところ、これから病院とか救急とか、そういうことに反映されるんで、次に質問する病院体制の改革についても、配慮が必要というように考えております。

そして昨日の消防操法大会でも、消防長おられましたけれども、三瓶からは消防長来ておりません。分署からはね。来ておりましたか。昨日は来ておったんですか。そういうことで早くからまだ完全一緒にはなっていないけど、来たということでございますので、安心しております。

続きまして2つの病院、市民病院の在り方は後ればせながら、合併20年目に病院改革が示されました。

各旧町の市民の対応に温度差が感じられるが、どのようにとらえておられますかお聞きをしますが、先般の宇都宮久見子議員の質問の中で、いろいろと市長が答えていただいておりますので、重複するところがあるかもしれませんが、もしこの不平不満とかに改革、この問題は合併協の中ではね、結局は、よう決めなかつたんです。そして、2つとも残してそのままいくというような形に合併協の中では協議会の中ではなりました。なつたけれども、例えば、先ほど説明した人口減

少の問題がこれほど出てきてまして、正直言って、野村・城川の人口が1万5533人から9,600人になってるんですね。これだけ野村・城川で人口が減ってる中でやれるはずがないと。というのは患者が少なくなって医者がなかなか見込めない。そして、看護師が不足である。このような状態の中でやれるはずはないと思ってたんですけども、やっと改革を20年目に病院改革が示されたんですが、その辺りについて市長のお考えをお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま酒井議員から御質問のありました病院改革について述べさせていただきたいと思います。

西予市民病院の建設以前となる平成21年度から新病院の在り方を含めて、両市立病院の機能分担と、そして将来に渡っての二次救急集約についての検討がなされましたが、両病院の連携がとれず、合意に至っていないのが現状でございます。

今回、総務省の事業である、公立病院医療提供体制確保支援事業の採択を受けまして、将来に向けた本市における医療・福祉改革に今挑戦をしているところでございます。

2つの病院の在り方につきましては、当初から市民病院は二次救急を始めとした救急医療体制を強化し、野村病院は療養というようなことでしたが、現在、野村病院は在宅の充実と巡回診療や遠隔診療による広範囲に集落が点在している通院が困難な方に対する診察に特化した診療として役割を分担を行い、両施設が連携をしながら、持続可能な医療提供体制構築に今現在努めていきたいと考えているところであります。

議員言われるように、地域によっていろんなお考えもありますし、問題が異なっております。さほど影響のない地域もありますし、温度差があることは十分に承知をしております。今回の医療福祉改革につきましては、人口減少が進んでも持続可能な西予市全体の医療福祉提供体制を確保するための改革であります。合併後の最重要課題の一つであると考えております。

そしてまた、早急に行わなければ人材確保の問

題、そして経営の問題など、様々な場面で難しいことがあります、今まで実現ができていなかったことでありますけれども、しなければいけないと考えております。

野村・城川地区では野村病院が無床になることへの不安の声を聞きますし、三瓶地区からは、先ほど消防のことを言われましたが、令和7年4月からの消防再編に伴う救急搬送への不安という声も上がっております、この問題については非常に重く受け止めておりますけれども、やはりそれを乗り越えて現実的に、今から将来に向けてその体制をしなければいけない。

今回、もしも改革ができなければ3施設を将来にわたって維持できず、また、市内での二次救急の体制も維持することができないとそのように思っております。

そういうことにならないための今回の医療福祉改革でありますので、ぜひ議員の皆さん、また市民の皆さんに御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

行政が今まで何もしなかったわけではないということに私は20周年にあたっての考え方がありますが、厚労省の形で辺地の中で、救急の城川と明浜の救急体制をつくるのに、全国で初めてあのような救急体制をとりました。これも二次救急に対する一つの布石だったんですよ。それを市民の方も理解してもらわない。新しく便利なものができたら当たり前のように便利さを享受する。不便になったら、一時の間は本当に不便さを感じると思います。その辺りのものを、ただ病院に関しては命に関わることなんで、安易にそう言っていいかどうかちょっと私も疑問があるんですけども、その辺りも含めまして宇都宮久見子議員が質問しました指定管理者制度に移行しなかった場合に、3施設の維持ができるのかという質問で、再度市長にお尋ねしますが、できるかできないか、もう一度答弁願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

先ほども申しましたけれども、3施設、特に機能的に先ほど言いましたような機能を維持するということは、公立病院として残った場合、近い将来できなくなる。二次救急も同じでございますけれども、維持できない。市としてやっていくことが困難であるという気持ちに変わりはございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

先般、議会の特別委員会で菊池院長と大塚院長との話をさせていただきました。非常に病院の体制の危機意識を持っておられまして、改革はしなければいけないという感覚でございます。そしてまた職員組合と話ししても、改革はしなければならない。ただ、というのがついていくな要件が入ってきておりました。その辺りも含めまして、しっかりとやっていただきたいと思っております。

あくまでも、人口減が進んでいく。10年先には、700人ずつ減るとしたら、7,000人減るわけですから、その辺りも含め見ますと、患者がなくなる。そして、医者がなかなか来ない。そして看護師不足、この3つというような形で、どうしてもできないというような形に今体制がなっているようでございます。その辺りも含めて、議員も市民の理解、そして不便になる痛みを伴う地域についての配慮ということをお願いしたいと思っております。

続いて、合併からでございますが、先ほど言いましたように、合併しなかったらよかったというような一つの話が出てきますと残念でたまらないんですが、1から4に対する不平不満はどのような声があるのか、またその解決方法をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

不平不満の解決はどのように考えているのかという御質問であります。市が抱える課題とその対応につきましては、市民の皆様及び関係者の皆

様から賛否両論、様々な御意見をいただいております。

合併から今年、20年が経過しました。当時、課題であった多くのことは既に解決済みとなっておりますけれども、行政課題そのものは、その時点での対応により解決できたとしても、それで終わりというのではなく、その後の社会経済情勢や社会構造の変化とともに形や性質を変えて新たな課題として対応を求められることとなります。

近年、これまで想像もしてなかったスピードで人口減少そして少子化が進んでおり、その影響も様々な分野に及んで深刻化が進んでおります。働く方が全分野で不足しているというのも大きな現状があります。

また、当市の財政状況の厳しさについては、私、機会あるごとに申し上げてまいりましたけれども合併算定替えの地方交付税の特例措置が終了しまして、普通交付税が大きく減少する一方で、増大する社会保障関連経費とともに、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に要する経費、また、近年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策関連経費など、大型の財政支出が続いております。毎年度の実質単年度の収支におきましては、慢性的な赤字が続いており、財政調整基金の取り崩しに歯止めがかからない状況が今現在続いております。

歳入の確保とともに、財政支出の抑制を努めておりますけれども、このままずっと今の状況が続きますと、将来的には予算を組めない状況を招きかねません。より一層の行政改革が求められる現状にあります。

そうした財政状況の中、先ほど申し上げた人口減少を起因とする当市の行政課題への対応については、これまでと同様の手法や考え方では、追いつくことができなくなってきております。

したがって、今後の施策推進に当たりましては場合によっては、今年度実施いたしました水道料金の値上げ改定のように、市民の皆様にご負担、御不便をおかけすることも生じるものと考えております。

しかし、遂行しなければならない施策の中には、災害対策と同様に、将来に向けてのリスク回避、軽減のために、今、取り組まなければならないことがあります。

中には、今、大丈夫だからやる必要はない、大変な状況になったら、そのときに取り組みたいとお考えの方もおられるかもしれません。そうした方々からは、理解、同意を得られず、施策の推進に対しても不平や不満の声が上がることも覚悟をしております。

しかしながら、西予市が持続可能な行政運営の実現と安定した行政サービスを提供するためには、行財政改革の推進、施策の重点化、危機感を持った事業の選択と集中、そうした決断が必須となります。

その過程の中で、市民の皆様のお声を聞き、真摯に対応してまいりたいと思いますが、西予市の未来のためには、御理解をいただかねばならないこともございます。

社会構造、社会環境が急激に変化している時代にありまして、現状を踏まえ、真に将来を見据えた改革、施策に取り組んでいきたいと考えておりますので、重ねてではございますが、議員各位、市民の皆様におかれましても御理解、御協力をお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

信頼関係をずっとやっぱり続けていくってのは難しいかもしれませんが、やはり信頼関係、信用、こういうものを市民との信頼関係、議会との信頼関係、こういうものを構築するために努力をしていただきたいとこのように思います。

意識改革をすれば人口減少につきましても、視点を変えれば、また、あしたが見えるようになります。ちょっとした見方を変えれば。そういう考え方で、市民の方々も、議員も、理事者側も努力をしようじゃありませんか。

次の質問に移ります。

ライフジャケットにつきまして、津波が想定される三瓶・明浜小中学校への事前防災としてのライフジャケットの支給の考えは。また、他市の現状はどうなっているのかお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

御質問にありました、ライフジャケットの整備、本市の状況と他市の現状、そして、今後の整備の考えについてお答えいたします。

まず、西予市内小中学校、防災の取組の現状につきましても、市内全ての小中学校において、学校の防災計画に基づいた避難訓練の実施や、防災リュック、防災頭巾、防災ヘルメットなど、防災に必要な備品の整備など、各学校が地域の実状に応じた防災の取組を行っております。

その中でも、津波の被害が想定される三瓶小・中学校、明浜小・中学校においては、津波対策として、定期的に避難訓練を実施しており、津波を想定した防災教育の推進に力を入れているところでございます。

市内小中学校におけるライフジャケットの整備状況については、現在、三瓶小学校のみ80個整備しております。これは、平成30年にライオンズクラブより1年生から3年生までを対象に寄贈されたものでございます。

また、南予の海に面した津波の被害が想定される3市2町、大洲市、八幡浜市、宇和島市、伊方町、愛南町につきましても、宇和島市と愛南町、伊方町が一部の学校に整備されていることを確認しております。

今後の西予市のライフジャケットの整備の考えについてお答えいたします。

ライフジャケット着用による効果につきましても、現在、様々な議論がなされております。

津波は水深が深いところでは、時速数百キロを超え、浅瀬でも自動車並みのスピードがあるとされており、また、多くの瓦礫が押し寄せてくるため、ライフジャケット等の着用により、仮に浮力を有する状態であったとしても、津波の浸水が1メートルを超えると、瓦礫等の衝突により、その効果が発揮できない場合もあると言われております。

またその一方で、ライフジャケットの着用による浮力向上が津波により海中に転落した場合の溺死対策として、有効であるとの実験効果もあります。万が一、津波にのみ込まれたとしても浮くことによって呼吸ができ、頭部を保護することによって、ある程度のダメージを防ぐことができるというもので、これにより減災につながることであります。

現在、西予市教育委員会では津波対策において、命を守るためには、まず何よりも1秒でも早く最寄りの緊急避難場所などの高台に避難することが最重要であるという考え方に基づいた避難訓練や防災教育などを、各学校で実施しているところでございます。

子どもたちの命にかえられるものはありません。学校生活を送る上で、子どもたちに安全、安心を保障していくことが最も重要な役割であります。津波が発生したら何が起きるのか、どのように行動すればいいのか。子どもたちの命を守るための可能性を最大限想定した避難訓練や準備がさらに必要と考えます。

これらのことを踏まえ、津波避難におけるライフジャケットの有効性についての検討を始めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

ちなみに、ライフジャケットっていうのは幾らぐらいするもんなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

ライフジャケットの価格についてでございますが、いろんな規格や種類がございます、2～3千円のものから数万円するもの、その幅がいろいろございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

事前のことでございますので、命を守るためには財源的には大変でございましょうけれども、理事者がひとつ考慮をお願いいたします。

続きまして、カメムシの大量発生予測について御質問をさせていただきます。

私、今年、ゴールドンウイークの後で宮野浦にすばらしいピロを生産してる方がおられるんですけども、その方が袋の上から、今年のカメムシは

やられたという話を聞きまして大量のカメムシ被害が出ております。そしてまた、愛媛新聞にもありますし、農家のほうに聞きますと、春先には非常にたくさん出たが、今ちょっと収まっているよというような意見も聞きますが、このあたりのカメムシ対応の農業被害対策についてどのように考えておられるかお聞きします。

また時間もちょっとございませんので、日常生活に影響を及ぼすカメムシの対策につきましても質問をさせていただきます。

多分答弁がありましたら、再質問はできない時間になると思いますので、両方一緒に答弁を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

カメムシの想定発生量と被害予想及び対策についてお答えをいたします。

まず、カメムシの発生量の予測につきましては、愛媛県病害虫防除所が発表しました「病害虫発生予察注意報」というものがございまして、これによりますと、カメムシの一種であるチャバネアオカメムシの越冬数の調査結果において、愛媛県全体では平年に対して4倍の越冬数となっており、特に南予地域では6倍以上という高い数値となっております。

この数値は、過去10年間の調査結果においても最も高い越冬数であり、加えて4月以降、暖かい日が多かったことでもありますので、越冬した成虫の寿命が尽きる7月から8月頃までは大量発生が続く可能性が高いとされております。

一方、8月以降の発生量につきましては、越冬した成虫による産卵後の幼虫ですが、増殖のために必要な杉やヒノキの実の量に影響されますので、今年の春の杉やヒノキの花粉発生量は極めて少なかったことから、実の量も少ない可能性が高く、8月以降の発生量は落ちついていくものと推測されております。

次に、カメムシによる農業被害につきましては、現在大量発生しているチャバネアオカメムシなどのカメムシは果樹カメムシ類でありますので、被害の中心は果樹となり、果実の栄養を吸汁することで果実に傷がついたり、落下するといった被害

が出ます。

主な被害対策としましては、袋が可能な桃、ぶどう、なしなどは袋がけを早めに行うことで被害を軽減することが可能ですが、議員が言われましたように袋の上から吸汁されるケースもあり完全ではございません。よって、袋掛けを行わないかんきつ類を含めまして、園内においてカメムシの飛来を確認次第、速やかな薬剤防除が推奨されているところです。

現時点においてJAにしろわ管轄の三瓶地区では、全防除組合がかんきつへの通常防除とあわせて、カメムシ防除を実施しており、JAひがしろわ管轄の明浜地区では、各防除組合の判断で、11ブロック中1ブロックのみ、カメムシ防除を行っている状況でございます。被害対策において重要なのが、カメムシの発生状況の情報提供となりますので、市としましても、愛媛県西予農業指導班と連携を図りながら、今後のカメムシ発生状況について、十分に注視していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長。

○長野生活福祉部長

カメムシに対する日常生活対策についてお答えいたします。

カメムシは自然界に多く存在しておりまして、発生源を止めるということは大変難しいことですが、しつこい嫌な臭いに悩まされないためには、日常生活において、生活空間への侵入を防ぐ対策が必要となります。

愛媛県が公表しています予防方法といたしましては、カメムシは窓サッシの隙間などから進入するため、隙間を埋めるとともに、網戸や窓枠等に忌避剤をスプレーするといったことが、カメムシの侵入防止に効果があるとされています。

そのほか、カメムシは日没から数時間に活動が活発化する傾向がありますので、住宅付近で姿が見られるのは家の明かりや街路灯の明かりに誘われたものと思われまます。そのため、窓はカーテン等で光が漏れないようにすることも効果があります。特に強い紫外線を出す照明に多く集まりますので、水銀灯や蛍光灯をLEDライトに取り換え

ることも対策となると考えます。

また、家の中への侵入を防ぐためには、洗濯物を部屋干しにしたり、よく確認して取り入れるとか、住宅周辺の雑草を取り除き、カメムシが潜みにくい環境にすることも必要です。

家の中で見つけれられた場合は、刺激を与えると悪臭を放ちますので、素早く駆除することが肝心です。

皆さんも御存じのように、カメムシは分泌するにおいて不快感を与えますが、分泌液が皮膚等に付着しますと、炎症を起こす場合がありますので、皮膚などについてしまつて痛みがある場合などはすぐに石けんで洗い流し、速やかに医師の診察を受けられることをお勧めいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

明浜町のクローラー防除を1回全地区やりますと1100万円から1200万円いるんですね。これが普通、年1回か2回はやってるんですけども、今年は多分3回か4回やらんといけんようになるかもしれないですね。だから非常に農家の負担が多くなってる。そして西宇和青果のほうは早くやってるという、春先にやってるわけですよ。

そういう問題をちゃんと指導していくような危機意識を持って、明浜町柑橘生産の、やはり指導は、産業のほうの1番大切なものでございますので、ひとつよろしく御指導をお願いしたいと思っております。

8月には少し少なくなるようでございますが、それにつきましても、しっかりと見ていただきまして、農家によっては、今1番湧いてるんだという人もおる。今は少ないよ春先と比べれば、という人もおります。だからそれぞれ違うようございまして、その辺りの現状もしっかりと把握していただきたいと考えております。

また、カメムシの汁が目に入ると失明するというような話を聞くんですがね、私らは。だからカメムシが最近、風呂場の中に入ってきたりいろいろしてるんで、その辺りも含めて、生活様式の中で本年度はやっぱり春先から多いということで、少し今沈滞してるというような傾向もあります。

またこれが、春先に出たのが、花にどんな影響があって果実にどんな影響が出てののかがまだ分かってないんですよ。その辺りも含めて調査をお願いします。生活の中で、やはりこれは臭いにおいが嫌な方がほとんどですのでよろしく願います。

そしてまた市長、6期目、私も6期目ですが、今までで1番難しいかじ取りになるんじゃないかと思えます。財源はない、人口は少なくなる。いろんな問題を抱えているところがございますので、ひとつ「暮らして安心が体感できるまちづくり」を目指して頑張ってくださいと思いますので、ひとつこれからも体調気をつけて頑張ってください。

これで一般質問を終わります。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時00分）

○井関議長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

次に、1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

インクルせいのまつもとみきです。

議長の許可を得ましたので一般質問します。

2003年、私、合併前に、宇和町の「のど自慢」に出たんですがそのとき緊張してトイレに3回行きました。今日はトイレ2回にとどまっておりますが大変緊張しております。

私はなるべく、誰が聞いても分かりやすい言葉で質問するように心がけますので、理事者の皆様にも御協力いただいて、分かりやすく簡潔に御答弁いただけますと、嬉しいです。

私の質問、大きく2つあります。

1つは、4月に行われた西予市議会議員選挙について。もう1つは、今議会で議決を控えております、公立病院・老健施設の指定管理の指定です。

まず、令和6年、2024年4月28日に執行されました西予市議会議員選挙について質問いたします。

今回の市議会議員選挙の投票率は65.9%となり、前回2020年と比べると1.48%高くなりました。

投票率が伸びたことは大変喜ばしいことですが、

全国的にも愛媛県内でも、西予市高い投票率というのは分かっておりますが、過去の西予市、かなりすごくて前回2020年は64.42%でしたが、2016年は74.75%、2012年は76.81%、16年前は、2008年、何と83.93%と、大変すばらしい投票率をたたき出して、誇らしいなと思っております。4年前の2020年はコロナの影響が大きく出たのかなと思って、今回はもう一度70%台を目指し選挙期間もそれを訴えてきましたが、残念ながら叶いませんでした。

また、年齢別の投票率の資料を選挙管理委員会からいただきました。

補足資料の1をご覧ください。

職員の方が渡してくださる時に顕著にあらわれていますよっておっしゃったんですが、その通りで若い世代の投票率が20%台30%台と低く、60歳から70歳代が75%以上と高く、90歳以上になると低くなっていくということが見て分かります。

地区別の投票率はホームページにも出ていますが、明浜城川が70%以上と高く、続いて三瓶、野村、最下位は宇和で63.88%でした。これも若い世代が比較的多く住んでいることとリンクするのかなと推測しています。そこでお伺いします。

西予市としてはこの投票率をどのように分析されていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山崎選挙管理委員会書記長。

○山崎選挙管理委員会書記長

議員ご指摘のとおり、若年層の投票率の低さは課題であると認識しております。

選挙管理委員会では、若者の投票率を上げるため市内高校に出向き、選挙についての出前講座を実施したり、生徒会選挙などに実施する実際に使用する投票箱や記載台を貸出ししたりしています。

啓発活動としては、明るい選挙啓発ポスターのロビー展や、新成人への啓発物資の配布、18歳の誕生日を迎え、選挙人名簿に登録された方に選挙権を有したことを伝えるバースデーカードを送付しております。

その結果として、今回の選挙においても、高校生については、投票率の伸びを実感しております。

一方で、高校卒業後、住民票を残したまま進学等で市外に移住する若者が一定数いることで、投

票率が下がっていると分析しております。

今後におきましても、若いうちから選挙や政治に関心を持ち、自ら考え、自ら判断し行動できるよう、主権者教育の充実を図るとともに、進学等に伴う住民票の異動についても周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

お恥ずかしい話ですが私も高校卒業してふるさと出たときに、すぐに住民票を移しませんでした。なので、そういう方が多くいるんだろうなと思います。

また、主権者教育を充実してということですが、ほかの町へ出た西予市の若い世代が暮らすまちでしっかり投票して、その町の投票率を底上げしてくれているとしたら、こんなにすばらしいことはないなと思います。

子どもたちの主権者教育や選挙権だけでなく被選挙権のこと、また政治家になるという一つの選択肢としてのキャリア教育など、議会にもできることがあるんじゃないかなと思っています。ぜひ一緒に西予市の若い世代の政治参加を盛り上げていけたらなと思います。

投票率についてはホームページに、地区別年齢別どちらもグラフで掲載していただくと、分かりやすく、市民の方には当事者意識を持っていただくことにつながるのかなと思っています。

では続いて、次に今回から始められた期日前投票の移動支援についての利用状況をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山崎選挙管理委員会書記長。

○山崎選挙管理委員会書記長

期日前投票所のタクシー移動支援の状況についてお答えいたします。

タクシー移動支援については、今回の市議会議員選挙からの実施となりました。

タクシー移動支援の利用条件は、65歳以上で、車の免許を持っていない方、または運転が困難な方、障がい者、妊婦で車の運転が困難な方であり

ますので、利用率については、65歳以上の有権者で期日前投票所を利用した人のうち、タクシーを利用した割合を算出したしております。

有権者1万5151人のうち、期日前投票を利用した人が5,828人、そのうち、タクシーを利用した人は89人でありましたので、タクシー移動支援の利用率は1.5%でございました。

利用者には、地域性もあり、山間部など普段から車が必要な環境である投票区においては、利用率は低く、タクシー会社のある投票区のほうが利用率が高い傾向となっております。

また、タクシー業者へのアンケートでは、タクシーの移動支援制度を知らないという方がいたとの回答がありました。

入場券への記載、チラシの全戸配布、行政情報番組などでの周知を行っておりますが、今後行われる選挙においても、引き続き本制度を実施することで、認知度を上げ、有権者の利便性を上げていくことができれば、利用者も増え、投票率の上昇につながると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

すごく意外でした。山間部の方の利用が多いかなと思っていたんですがそうじゃないんだなと。分かりました。

また、乗り合わせて投票に行ったよっていう声も聞きまして、誘い合って投票に行ってくださいことは本当にすばらしいなと思います。

年齢だけでなく移動に困難を感じておられる方は利用できる制度ということですので、市民の方で投票所まで行くのが大変な方は今後もぜひ利用していただきたいと思います。

再質問でこの移動支援にかかった経費についてお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山崎選挙管理委員会書記長。

○山崎選挙管理委員会書記長

タクシーの移動支援の経費についてお答えいたします。

移動支援に伴うタクシーの借上料が14万

5130 円。周知用に全戸配布したチラシの印刷製本費が 3 万 9891 円、合計 18 万 5021 円でありました。

今後も、利用率を高めるため、予算確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

詳細ありがとうございます。

移動支援の利用者は年齢関係ないとはいえ、ご高齢の方がやはり多いのかなと思います。若年層への取組も、このように投資をしていただいて、西予市全体の投票率伸ばすことにつなげていただきたいと希望しています。

続いて、選挙公報についてお伺いします。

選挙公報というのは立候補者の名前、顔、公約や経歴などの情報を自治体が有権者に配布するもので、有権者にとっては、立候補者のことを知り、選ぶための情報のツールとしてとても有効なものだと私は考えています。

私も不勉強で今回の選挙、西予市当然広報あるだろうなと思って、どんな広報をつくろうかなとわくわくしながら選挙管理委員会に行ったところ、やってないと言われて、ちょっとショックでした。

そこで、市は選挙公報をどのようにとらえておられるのか、お聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山崎選挙管理委員会書記長。

○山崎選挙管理委員会書記長

選挙公報をどのようにとらえているかについてお答えいたします。

県内においても、11 市中 7 市が発行し、2 市が今後執行される市長・市議会議員選挙で発行する見込みであります。

4 月の市議会議員選挙においては、有権者の方から、「誰に投票していいかわからない」「投票する人を決めるのに、選挙公報があればいい」という意見をいただいております。

選挙管理委員会といたしましても、今後の市長・市議会議員選挙への導入に向け、有権者や議員の皆様のご意見等を参考に、前向きに検討

していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

愛媛県の中で選挙公報をやっていない市というのは大洲と西予だけになっておりますので、ぜひやってもらいたいと考えているんですが、選挙公報を発行するためには条例制定が必要だと認識しています。

西予市は条例制定をする考えありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山崎選挙管理委員会書記長。

○山崎選挙管理委員会書記長

選挙公報のための条例改正についてお答えいたします。

公職選挙法第 172 条の 2 において、「条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる」とありますので、選挙管理委員会において、選挙公報を発行することが決定されれば、次回の市長・市議会議員選挙において選挙公報が発行できるよう、条例制定を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

ぜひ進めていただいて、次の選挙では選挙公報を有権者の皆さんに届けていただきますようお願いいたします。

続いて、西予市民病院・野村病院・つくし苑の指定管理者の指定について、質問に入ります。

今回、3 施設の指定管理者を指定するかどうかの議案第 65 号が控えておりますので、西予市の地域医療福祉にとって指定管理者の指定が最適なかどうかを、執行機関に質問させていただきます。

現場で働く職員、これまで医療行政にあたってこられた行政職員について批判したり非難するものではありません。あくまでも執行機関の所信や施策を問うものですので、その前提の共有をお願い申し上げておきます。

先日の宇都宮久見子議員の一般質問で、市長の医療改革への思いをたくさん述べていただきました。私も西予市の医療福祉は今ままでいいとは思っていません。今大丈夫だとも思っていない。改革は絶対に必要だしそれに痛みが伴うことも共感しております。ただ、改革イコール指定管理という流れがあまりにも唐突で納得できてはおりません。

そこで、改めて市長にお伺いいたします。2016年から市長として就任され8年間を経て、管家市長が考える西予市の医療福祉の課題点、また、市長がおっしゃる医療改革とは一体何なのか、市長に端的にお答えいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいままつもとみき議員からご質問のありました、私が考える市の医療の問題点ということについて回答させていただきたいと、答弁させていただきたいと思っております。先ほど酒井議員の答弁の中にもありましたことが重複する部分もあります。

西予市医療の課題といたしましてはこれまで何度も説明をしましたように、医療従事者の確保というのがもう年々、これが大変になってきておる、ということがまず第一です。

それと人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、患者数の減少やそして、人件費の増加、施設の老朽化、医療機器の更新等の要因によりまして3施設の経営の悪化というものもあります。

それと今2年に1回医療の報酬、そして制度改革が行われますけれども、目まぐるしく変更される医療福祉の制度改革に対する医療福祉事業の高度化への対応ということが挙げられると思っております。

3施設への拠出金の増加も年々増えておりましてそれも1つの要因となっております。

そのことや常勤医師や、夜勤ができる看護師を分析してみると、医療従事者の高齢化ということがあります。

そして具体的な医療改革としては、先ほども言いましたけれども、平成21年度から、長年取り組んでおりますけれども、いまだ実現ができていな

い、西予市民病院の二次救急の集約、そして、両病院の役割の分担ということがあります。

また医療従事者の確保においては、安定的な医療従事者の確保で、特に若い世代の確保というものを行わなければならないと考えております。

医療福祉制度改革への迅速かつ確かな対応をするための職員の専門性の確保育成、医業収益の増加、そして、医業費用の抑制による経費改善を行う必要があります。これは、3施設の連携体制を構築することが必要であり、このような改革を行う上で、指定管理というものは必要であると、こういうふうには私は考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

ありがとうございます。

私もこの、議員になるまで議会、見てきたつもりだったんですが、病院の会計というのはすごく見づらくって、言われて初めて、市長がこの指定管理の問題を言われて初めて、ここまで深刻になってるんだなというふうには気づいた次第です、お恥ずかしい限りですが。

資料2をご覧になっていただくと、これいただいた資料なんです、3施設、2014年に市民病院ができてから2017年から少しずつ、繰出金の額が増えていることがよく分かりました。

繰出金を抑える努力が必要なことと言うまでもないと思いますが、努力をしてその額が一般財源の予算総額の1%程度だったら、私は、それを市の医療福祉に充てることは真っ当な行政なのかなと考えています。

一方交付税措置も増減があるけれども地方病院としての特別な措置も国からあって、2021年にはつくし苑の交付税も増えていて、職員の方が努力されているのだなと思っております。

バランスで見ると市民病院のほう収支のバランスが難しい状態に至っているのかなというふうに思いました。

この8年間で財政課題とあわせて、先ほど挙げられた6つの課題について、具体的にどう取り組まれてこられたのか、どう課題を解決してきたのか、また、課題をどう解決できなかったのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

8年間で実行してきた改革とその施策についてでございます。

まず、平成29年度には、医療に係る現状や課題を共通認識し、市の医療行政を一体的に推進するため、新たに医療対策室を設置しております。

平成30年8月からは、国民健康保険診療所が廃止となり、無医地区となった惣川・遊子川地区に、移動診療車の運行を行っております。

また、令和3年度から、つくし苑におきましては、モンゴルからの技能実習生を受入れており、技能、技術または知識の開発途上国等への継承移転と、現在発展を担う人づくりに貢献させていただいております。

平成30年には、西予市災害医療対策委員会を設置し、大規模災害発生時に備えた西予市災害時保健医療救護活動要領の作成を行ったほか、平成30年7月豪雨災害後には市や県、医師会や関係機関、災害派遣支援チームで構成する災害時保健医療連携会議を設置することで、避難所における医師会の支援にもつながっております。

また、令和2年から市内で安心して子どもを産み育てる環境づくりと、小児医療体制の確保を図ることを目的とした産科小児科新規開拓促進事業補助金を設置いたしております。

同じく、令和2年からコンサルタントによる経営改革支援業務に取り組んでおり、両市立病院における経営改善に向けた現状分析と体制や病棟編成、二次救急の集約に関して、取組を行っております。

令和3年度には、両病院の地域連携室と連携し、「せい坊ネット」を構築いたしました。これは、患者の同意を得た上で、両病院にあたる診察記録を両病院の主治医や、せい坊ネットに登録しているかかりつけ医に直接見ていただけるシステムとなっております。

また、昨年6月からは、総務省の事業である公立病院医療提供体制確保支援事業の採択を受け、医療福祉改革に現在取り組んでいる状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

やってこられたことは、実際にあって、その政策というものは、どれも大事なことだと思うんですが、これがどう成果とつながっていったのか、そしてつながらなくて、どう発展していったのかということはちょっと感じられませんでした。

またこれをもって施策をやり尽くしたと評価できるかということ、まだ可能性があるのではないかなと感じてしまいます。

これは、実際の執行機関と私の立場では違いがあるでしょうから、次に、経営改善に向けた現状分析と体制や病棟編成、二次救急について取り組んだと御回答のあった、令和2年から投入されたコンサルタント委託業務について、その成果と、また経費についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問にありました、改革のためのコンサルト委託業務及び経費について、御回答、御答弁させていただきます。

令和2年から二次救急集約に向けた救急体制の見直し及び今後の両病院機能など、役割の明確化と協力体制の構築を一層推進するとともに、より実効性のあるものとするため、コンサルタントとして、日本経営株式会社に業務委託を行ってまいりました。各年度における状況は、次のとおりとなっております。

令和2年度は、令和2年12月10日から令和4年3月25日までを契約期間といたしまして、契約金額1485万円のうち令和2年度分が660万円、令和3年度分の825万円は債務負担行為によるものでございます。この期間におきまして両病院の経営分析、収益性向上の余地、病棟構成による課題の洗い出しを行いまして、その実行を現場が中心となって推進するための取組を行っております。

また、二次救急集約に関しましては、救急搬送に関する調査等から、懸念点を整理し、集約に向けた体制の見直し、病棟再編成の検討を行ってま

いりましたが、集約後の体制が不十分として、令和4年4月からの二次救急の集約は延期となり、引き続きの調査検討を行うこととなっております。

令和4年度につきましては、令和4年6月10日から令和5年3月31日を契約期間といたしまして、契約金額は660万円でございます。前年度までの協議結果を踏まえ、二次救急集約に向けた人員体制の明確化を行い、協議を進めておりましたが、体制が整わない中での集約は困難として、両病院の連携、合意に至らず、集約の実現には至っておりません。

令和5年度につきましては、令和5年4月1日から令和5年5月31日を契約とする49万5000円の契約金額となっております。継続して、二次救急の集約と、令和5年度末までに策定を求められておりました公立病院経営強化プランの作成支援を進めることとしておりましたが、公立病院医療提供体制確保支援事業の契約は、6月1日で締結いたしましたので、これに伴いまして、コンサルタントとしての日本経営株式会社との契約を終了しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

確認なんですけど、日本経営のコンサルタントをやめて、公立病院医療提供体制確保支援事業、協会との、そちらのほうに移行したというふうな流れがあると思うんですが、この公立病院の支援に関する協定、この事業は、支援内容としては指定管理のほかに助言や研修、医師等の出向などによる診察支援などのいろんなメニューがあるというふうに思っておりますが、市としてはこの2023年2月10日に申請されたときから、実施計画の執行のみを希望して協会による指定管理をお願いしていたというような形ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問でございますけども、既に、取りようによっては、指定管理することありきで進められたという形の考え方、問いやと思えますけ

ども、その時点では決まっていたわけではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

では次に、大きな課題の1つとして挙げられています医師医療従事者の確保については、どのような施策を実行されて、どのような成果に至っておりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの、医師、医療従事者確保についてのご質問についてお答えさせていただきます。

医師派遣をしていただいている愛媛県、愛媛大学、岡山大学に、両病院の医師と市長が出向き、継続的な派遣の依頼、医師の無料職業紹介を行っている愛媛プラチナドクターバンク、医師人材紹介会社から、市立病院に勤務条件の合う医師を紹介していただき、勤務条件等の提示、病院見学を行ってまいりました。

また、医師以外の医療従事者の確保につきましては、大学、専門学校へ訪問しての採用活動、人材紹介会社への採用情報の提供による活動を行ってまいったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

日本全国どこも人手不足ということで厳しい状況というのは理解しておりますが、素人考えかもしれませんが、医療従事者、看護師さんに関しては新卒採用にこだわらず、中途採用、再就職希望者の掘り起こしやその研修、夜勤のみの職員募集や特別手当など、まだまだ取り組めることがあるんじゃないかなと個人的には思います。

次に、二次救急の一本化集約ですが、先日、市長の答弁で、両病院の協力体制の構築が行えず、実現ができないまま現在に至っていると、その経緯を、行政の専門知識不足により、現場を説得

できなかった、医療従事者不足が深刻化し、大きな改革に踏み切れなかった、両病院の相互の交流や理解が進まずかえって批判し合う関係になった、二次救急の議論どころか、病院間の人事交流さえできていない状態と、これまで大変な状況とご苦労があったことが分かりました。それによって、病院経営に関して行政がコントロールすることは難しいと結論づけられ、専門知識を有する協会に指定管理をお願いすることに至ったとのことでした。

これに関して、既に先般お答えいただいていますのでここでは私は1点お伺いします。

医療対策室からは二次救急集約は継続中の課題施策であり、指定管理になろうがなるまいができるだけ早く集約するために進行中とお聞きしています。この指定管理の問題が上がってから両病院の状況や医療従事者の中には変化があったと思います。市長の先日の答弁で、指定管理にならなければ二次救急集約は難しいというふうにおっしゃいましたが、現在、両病院は先に言われた態度を全く固持して、話し合いさえ進んでいない状態でしょうか。それとも以前よりは前向きに、二次救急集約に向けて進んでいると言えますか、お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

昨年度1年間、二次救急集約に関して、いろいろな動きをしてまいりました。

例えば7月から9月まで、3施設合同検討会等の開催しまして、その中で、二次救急の集約の話を努めてきた、進めてきたところがございます。一応その中で一応合意は得られましたけども、そのあと、幹部会等々の話の中で、具体的な案件が出ると詳細な部分で詰めれないという状況がありました。

また、今年3月には、準備会というのを開催しましたけども、その中で、例えば野村病院さんのほうから今、野村病院も非常に二次救急の運用が非常に厳しくなっている現状がございます。その中で市民病院のほうと、調整という形の意見を交換したんですけどもその中でも、結論が出ずとい

う形で、現在の状況になっております。

そういった状況の中でやはり二次救急がある程度この両院の関係性の中でですね、ひとつ前に進んでないというのは、現状であるということとはた、今、お答えさせてもらったらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

なかなか進んでないということでしたが、市としては、市民の医療を守るために二次救急の維持、そのためには集約がどうしても必要というふうに強く思われているんだとしたらですね、指定管理の指定の可否によらず、強い思いで、その実現に向けて進めていただきますようお願いを申し上げておきます。

次に大きな2番の特別委員会についてです。

令和5年度に設置された地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会から、令和6年第1回定例会で経営形態の見直しに当たって十分留意され進めていただきたいと4つの提言が出されていると思います。そこから、今第2回定例会で議案を上程されるまでの間の市の対応についてお伺いいたします。

1つ目は市民への説明です。指定管理導入について市民の方からたくさん意見をお聞きしたんですが、その中で、この事業の1番最初の進め方が納得できないという方が、今もかなりおられました。提言の中にも導入を検討するに至った理由等の説明が不十分として、理解が十分得られていないのではないかとあります。

今議会で議案を上げてこられたということは、市は、市民への理解が進み十分理解していただいたという認識でいらっしゃるのか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず市民への理解は十分得られたか、ということでございますけども、かなり私も今も市長のほうと、各病院を回って意見を交換させてもらっ

たりしております。その中でやはり、最初取っかかりの部分の、御不安、御批判も確かに受けることもございます。ただ、確かにそのときには拙速だったことあるかもしれませんが、そのあと、理事者、私ども医療介護部のほうも、事あるごとに会、説明会等々には、そのときのことは御理解を得てなかったということで、いろいろお詫びもしてるところでございます。現在もその会に出席した中では、その部分、いろんな批判もあるときにはお詫びをしている状況でございます。

その中で、市民の理解、職員の理解という中でお話をする中で、ただ、私どもが現在、市民説明につきましては、これまでも広報せいであったりとか、市のホームページやフェイスブックなどのSNSで発信をさせていただいておりますが、5月からは、皆さん、見ていただいたかもしれませんが、西予ケーブルテレビを活用した情報発信として、市民への説明を行っております。

これにつきましては市長、両病院の院長さんにもご出演いただいて、医療従事者不足を初めとする病院の現状、改革の必要性、指定管理制度になった場合の診療科や、医療従事者の確保に関する考え方、職員の処遇に関する事項など、映像により直接、市長、院長のほうから生の声として、市民の方にお伝えさせていただいているところでございます。

あわせて市民にとって大きな関心であります二次救急の西予市民病院の集約と野村病院の無床化を選択に至った経緯等について医療従事者数などの数字を出させていただきまして、説明をさせていただいてるところでございます。

また、そのケーブルテレビの放映自体を院内の待合室やユーチューブにおいて広く視聴できる形として、少しでも多くの市民の方に御理解いただけるよう、今も取り組んでいる最中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

市民への説明は広報せいで、ケーブルテレビ、ユーチューブ、SNSなどということでしたが、私も自分の活動を、相手に理解してもらったとか伝わったというふうに判断するのがすごく難しい

なというふうに思っています。やっぱりその、発信は一方通行なので、やっぱり対話に可能性があるんじゃないかと私は考えています。住民説明会やその質疑応答を通して粘り強く市民に説明していただきたいと、今も思っています。

次に野村病院の病床数です。30床を残すA案とゼロ床のB案で住民説明会をし、特別委員会からできる限り、病床数を確保し運営をと提言があったにもかかわらず、3月議会で条例改正案が可決した直後に、ゼロ床やむなしという市長の行政報告は、市民の方はもちろん、当時議員の皆さんも驚かれたとお聞きしました。

野村病院の病床を残せない理由はもう答えられておりまして、二次救急の集約とそのための医療従事者不足ということで、病院現場は、今もどちらも、シフトを組むのも精一杯というふうにお聞きしています。なのでこれを乗り越えるのは難しいということはよく分かっています。

今回、野村・城川地域の多くの皆さんが、野村病院の病床がなくなることに強く反対されていますが、その理由はやはり地理的要件が大きいと思います。西予市は大変広くて、そのためにこれまで2つの病院を何とか維持しようと努力されてきたことは理解していますが、補足資料3の「西予市の地図と病院」の立地を見たときに、広い西予市の真ん中にあるのは野村病院であり、城川には民間の医療機関は1軒もありません。

先日の宇都宮久見子議員の質問にもありましたが、野村はどすこいパークにヘリポートも整備され、病院、警察、消防、支所の距離も大変近く、素早い連携も期待できます。

三次救急への市立宇和島病院の搬送時間は、グーグルマップの試算ではありますが、市民病院からは約30分、野村病院から約38分と出てきます。

もちろん、一刻を争うのが救急医療だとは存じていますが、西予市の地理的要件を俯瞰して見たとき、その公平性をできるだけ担保するという考えで、二次救急や病院機能の集約を野村病院にするというお考えはなかったのか、またその理由は何か、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず最後の質問の中で西予市の集約を野村病院にと、その前段としては、現在の市民病院ではなくてという形のご意見かと思えますけども、市民病院の設置場所、経緯につきましては、市民病院ができるときに、そこら辺もそのときの理解者、それぞれの議員さんも含めて、有識者が協議された中で、結局その中で市民病院に集約するのがいいだろうという形の経緯があったと認識いたしております。その中で野村病院に集約するという形の部分は、議論としてはなかったと理解しております。

続きましてすいません、今ほどのまつもと市議、また、特別委員会の最終報告で提言がされましたように、野村病院につきましては地域に欠かすことのできない病院として、長く野村・城川地区を中心とする地域医療に貢献をしていただいておりますことは十分認識をいたしておるところでございます。できることであれば、野村病院に病床を残すことを望んでいたところでございます。

これはもう、市長のほうからも、当初から言われてることでございますけども、しかし、現状を見ますと、やはり看護師を初めとする医療従事者の減少は著しく、地域医療振興協会から提案のあった野村病院に30床を残すA案ということに対しまして、夜勤ができる看護師数を確保することは困難であり、野村病院を無床とするB案を選択したことは、市といたしましても苦渋の決断であるということは、再々述べておりますけども御理解していただけたらと思います。

当然、公立病院を2つ残せればそれが1番いいと思えますけれども、現在の状況を鑑みれば、それが厳しいという状況があって、現在の今、病院改革に取り組んでいるという現状を、御認識、御理解いただけたらありがたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

私は野村病院は隣につくし苑もありますし、災害時、考えたくないしあってはならないことですが、原発事故のリスク回避なども考えると、西予市の医療福祉改革の1つの可能性が野村病院

への二次救急や病院機能の集約かなというふうに思っています。

次に職員への対応についてです。

議会として職員組合との意見交換がありました。その中では職員の方の納得感はまだまだだなと感じました。市も職員とのミーティングを重ねておられると先ほどもおっしゃっていただきました。

特別委員会からは処遇について最大限の努力を提言がありましたが、市としては十分努力をし、職員の方の指定管理への導入は深まった、理解は深まったとして、今回の上程に至っておりますか。

お伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの職員への対応、説明について、御説明をさせていただきます。

昨年12月、3施設の職員に対しまして、地域医療振興協会の基本的な休暇制度、西予市、国立病院機構、協会の初任給の比較と、就業給与関係の資料を提示させていただいているところがございます。協会から新たな条件等が今後示された場合には、引き続き情報を提供することとしたいと思っております。

また、職員組合からの求めに応じた交渉や、今年4月から、職員10名前後の小グループと市長が直接意見交換や質問等を行う医療福祉改革ミーティングとして、会計年度任用職員を含めた多くの方が参加していただいているところがございます。6月17日現在で14回開催いたしまして、計125人が参加いただいております。

参加者からは、不安の声や指定管理になった場合の条件等に関する質問も多くある一方、現在の体制や地方公営企業法の全部適用よりも、指定管理を期待する声も聞かれるなど、少なからずも歩み寄りができているものと理解しているところでございます。

不安や不信感を少しでも払拭できるよう、市としましても、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

今この間も病院、施設と運営を続けておられるので、早く決定してほしいという声があるということは、先日特別委員会で病院長からお聞きしました。ですが職員さんの中には逆に何でそんなに焦るのか分からないという声も聞いています。

どちらの意見もある状態なんだと思います。自分たちが大切にされていないと感じるという声も聞きました。

人は宝だと思われていると思いますので、働く職員が不安に感じたり士気が下がったりすることのないよう、それぞれの気持ちに沿った丁寧な対応を継続的にお願いします。

次に交通課題についてです。

住民説明会でも二次救急で病院に運ばれた後、自宅に帰れないという声が上がったと思います。私も直接市民の方から、夜中に運ばれて帰れず、バスの出る時間まで待たせてほしいというふうにお願ひしたが断られたという声を聞きました。この交通課題についてははっきりとした回答がないままの上程になっていると思いますが、この件についてはどのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問、交通課題についてお答えさせていただきます。

二次救急集約化による交通弱者への対応につきましては、市民病院への公共交通費用の補助等の費用面の補助や、利用しやすい移動手段を、地域医療振興協会、市の関係課と連携して対応してまいります。

さらに、公共交通が運行していない、先ほどまつもと市議が言われましたけども、夜間の救急搬送後の帰宅方法がないことにつきましても、公共交通が運行する時間までの院内での待機環境の整備等も、対応方法として検討を行ってまいりたいと考えております。

また、移動手段だけでなく、特に病院から遠方の高齢者に対しましては、移動の負担軽減を図るため、病院に行かなくても適切な診療が受けられる遠隔診療や巡回診療車の効果的な活用を、地域

医療振興協会とともに検討し、地域医療の維持、確保に積極的に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

病院で待てるようにするっていうのはすぐ取り組めることかなというふうに思いますので、やってみて、課題が見えてきて、また充実につながるというふうに思いますのでぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

市の仕様書、協会から出された計画書、指定管理者の選定委員会と情報公開について、お伺いします。

最初にこれ、議会に出された情報が、選定委員会の審査報告として審査員が誰か分からない、どんな資料で採点したかも分からない、正確な採点結果も分からないという状態で、議員の中から資料を望む声上がり、採点結果、市がつくった仕様書、協会からの計画書、選定委員会の設置要綱が出てきました。市政の情報は市民のものという原則のもと、議会・市民への積極的な情報公開をここでお願いしておきます。

この仕様書について、ちょっと内容を見て愕然としたんですが、誰がどのように作成されたのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの仕様書はどのように作成されたかのご質問にお答えさせていただきます。

この作成につきましては、これまで取り組んできました公立病院医療提供体制確保支援事業での、地域医療振興協会から提案された再編計画や、他市の施設の指定管理の内容を参考に、医療対策室で内容を検討し、作成しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

仕様書の中でちょっとびっくりしたのが、10番の建物設備器具等についての項目というところで50万円以上の施設修繕や機器整備修繕も全て市が実施するというふうにあって、先日特別委員会でこれなぜ50万円なのかという、議員から根拠問われて、ほかの指定管理の仕様と合わせているということでした。

50万円以上の機器備品の経費について、指定管理料とは別に協会に払わないといけなくなるということだと思んですが、病院施設の機器で50万円以上となるとどんなものがあるって、3施設の50万円以上の機器備品で耐用年数から現在算定している指定管理期間の10年間の追加経費っていうのは幾らと、お見積りになっておられるのかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

例えば、50万以上の機器につきましては、当然、医療機器は高額な機械が多くございます。例えばCTであったりとか、いろんなその高額機器につきましてはそれぞれやなくて、億の金額はするものがございます。そこら辺は当然、更新、市のほうで更新させていただく流れになるかと思えます。

今のご質問のありました、今後予想されるその機器の種類と金額等々につきましては、現在まだ詳細詰めて、詳細ができておりません。すいません、現在この場でちょっとお答えできないことをお許してください。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

財政問題がかかっていますので、幾らかかるか試算をお願いします。

次に審査委員の選定についてですが、6月3日に情報提供された要綱に選定要件が出ておりました。なのでこの質問は、学識経験者、医師会の代表者などの条件から、市長が任命されたというふ

うにお答えできるのだらうと思います。今回6名の方が委嘱されました。

大阪箕面市でも公立病院の指定管理が導入される所です。評価委員会があったということで、ホームページ上で見ますと、委員の氏名も採点結果も審査会場の席の配置図まで公開されております。またその中の委員の1名は病院利用者である市民から公募で選ばれており、傍聴もできるようになっていました。

西予市は今回は指名制であり、選択制の見直しとは違うということは重々承知しておりますが、市民に指定管理の必要性を広く認識してもらうというふうな目的のために可能な限り情報を公開して、その正当性があるのならそれを示すということが良いと思います。その点はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問でございますけども、なるべく市としては、情報公開に努めたいと思っておりますけども、今回の指定管理選定委員会につきましては、会の第1回目の冒頭でその件を諮らさせていただきました。委員総意のもと、今回はもう非公開という形に決定しているところでございます。この分はまた御理解いただけたらと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

市民に不信感が生まれて、非公開ということにつながるのではないかと、最初の入り口のことになってしまうんじゃないかと思えますので、今後はその辺り意識して、あらゆる事業を進めていただきたいと思います。

次に、協会からの計画書についてですが、仕様書の条件がすごい悪いなと個人的には思ってしまうので、それを上回る内容ではなくて、大変厳しい内容だなというのが率直な感想です。

細かいことをここでいろいろ言っても仕方ないので1点だけ。この内容について、市としては、協会に計画内容の改善を求めていきたいところがありますか。あるなら教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問の協会からの計画書等について、市としてはどう考えているのかというご質問かと思えますけれども、市としましては、選定委員会の招集に基づきまして、現時点で協会から提案いただいた事業計画書、収支計画であると思っております。

当然、現在の時点では、根拠となる市の令和5年度の決算であったりとか、どれだけ職員が残っていたりするのかという人的な確保、人的な人数もまだ定まっておられません。

そこら辺も踏まえた中で、改めて詳細をまた協会のほうに求める形になるかと思えますけれども、当然、市としましては、指定管理料も含めた分につきまして、また計画につきましても、しっかりと市の意見が通るよう、また、収支につきましても、なるべく市としましては抑制ができるように努めてまいりたいと思っております。今後また変更するという事で御認識いただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

次に選定委員会の採点結果についてなんですが、様々な項目がある中で、市が課題だと感じている項目であると思えます医療従事者確保のための提案は17点、期間内の安定的な収支計画は18点、経営改善の提案は19点と、30点満点中、軒並み低い点数だなと思えました。

この採点結果はどのように受け止めておられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

確かに今御指摘の点につきましては、点数が思ったほど実際出なかったなと私も実際思っているところがございますけれども、ただ、点数の中の6割

を大体当確といえますか、選定の条件といたしておりますので、その付近もしくは、超えてる点数であるということは結果としてはあろうかと思えます。

医療従事者の確保、特に、また、点数の低かった医療従事者の確保に関する採点につきましては、全国的にコロナの対応で業務が厳しくなって医療現場を離れて、医療従事者の不足がさらに進む中、都市部の病院でさえ医療従事者の確保に苦労している現状があるということで、強い思いを打合せてなかったというところがあるかと思えます。

そういった状況の中でも、地域医療振興協会のほうでは、医師については、和歌山の有田市立病院を見ても、地元の大学病院と大学医学部と連携して、医師の確保を行っていることから、医師確保は期待できますし、指定管理になれば、すぐにも県や愛媛大学に、協会と市が協力依頼を行うこととしております。

看護師につきましても、協会の全国で多くの施設を運営しているメリットを生かした職員の応援体制や、奨学金を利用した看護学校への入学で将来地元に戻るような教育をしていると聞いています。

また、働く世代である生産年齢人口の減少で近い将来、外国人の医療従事者の雇用も行うことも必要かと思っております。協会は東京ではありますが、台東病院で韓国の方が看護師として勤務しており、外国人看護師の雇用のノウハウもあります。

医療従事者の確保については、市単独で行うよりも、十分に確保できる可能性は高いと市のほうでは考えております。

すいません1点、医療従事者の確保について、かいつまんでご説明をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

確定ではない、4つ全て予測かなと思いますが、はい。

次に指定管理期間についてお聞きします。

仕様書に10年とオーダーしているので、計画も10年で来るのは当然なんですけど、私はそもそも病

院の指定管理に10年というのは短いと思います。

それは市長が先日答弁された、10年で終わって再契約されないのではという懸念ではありません。

酒井議員が先ほど言われましたけど、信用を信頼しないといけないんだという、私もこれを聞いてなるほど、じゃこの信用信頼って何で得られるんだろうというふうに思いました。経歴や実績などもあるかもしれませんが、私はやはり腰を据えて西予市とともに一緒にやってくれる思いや覚悟があるかどうかと思っています。

管家市長が8年かかってもできなかった医療改革を、いくら専門知識がある、実績があるとはいえ、外からやってきた協会が、10年で改革を実現し、それを安定させるまで行くのはなかなか難しいと思います。だとしたらせめて20年一緒になってやってくれるその心意気というのをこの指定管理期間でこの初めから見せてもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

○井関議長

まつもとみき議員に申し上げます。

ただいまの質問が最後の質問となります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのご質問の指定管理期間についてお答えをさせていただきます。

金曜日の市長の答弁の中でも、協会の指定管理施設68施設を運営する中で、実績として10年間は標準的な期間という形のお答えがあったと思います。決してその10年間は、短いとは思っておりません。

指定管理期間の条件提示に至る経緯につきましては、3施設、当市においては3施設一体での指定管理で、非常に難しいこと、さらに近年、目まぐるしく改正する医療福祉制度で長期的に診療報酬改定や働き方改革など、職員の処遇改定等も含めて、今後どの程度伸びるか分からないことなどから、現時点では、20年30年先を見通すことが困難であること、一方で、1施設の指定管理とは違い、5年というところもございますけども、この5年では短いという形の判断から10年ということをご提案いただいている流れと考えております。

決して、また、先ほど、繰り返しますけども、短いその中でいろんな状況はあり得ますけれども、

その中で対応していきたい、10年をくくりとして対応していきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

先を見通せない厳しい時代や情勢というのは今を生きる全ての人と同じだと思います。地域医療を守るということを掲げておられる協会ということなので、その心を契約期間という形で見せていただきたいなと思っています。

質問もうできないということで、情報公開が本当にないんだなということを議会入って思いました、訴えないと。この計画書には、月間報告を当分の間する、年間の収支報告もするという事になってますので、市民や議会に、それらも情報公開していただきたいなというふうをお願いしておきます。

また今、直営で、病院の給食を提供されていて、栄養士の方から食材生産者さんの顔を思い浮かべながら、地産地消の取組を努力されているというふうにお聞きしています。また住民説明会でも私は地産地消率を聞いたんですが、そのときの行政職員さんも、ほとんど地産地消ですと誇らしげに答えていただいたことが忘れられません。私が実家が農家のせいか、本当に嬉しかったです。

指定管理後は、委託業者に運営になるということで、給食も。業者は未定ということでした。

私は病院や施設が公立でなくなることが地域の産業や利用者の食事の質に影響してくることもとても懸念を感じています。このあたりも、市長、あわせてお考えになっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○井関議長

傍聴者の方に申し上げます。傍聴席での拍手は禁止となっておりますので、お願いいたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時15分）

○井関議長

再開いたします。（再開 午前11時30分）

次に、2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

議席番号2番日本共産党大森揚子です。

今回、西予市市民の多くの方から御支持をいただき、当選させていただきました。

誰もが安心して暮らせる西予市になるように、日々活動する中で、責任の重大さを痛感しています。何事も初めてのことばかりですので、1から勉強していきたいと思っています。

よろしく願いをいたします。

今回は、市政の大きな方向転換となる公立病院、施設の公設民営化問題について質問をいたします。

まず、3月議会で報告をされました地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会最終報告について質問をいたします。

市民に対し、指定管理者制度導入を検討するに至った理由等の説明が不十分であり、市民は、なぜ指定管理者制度を導入しないといけないのかという理解が十分得れていないのではないかと、報告にあります。これについてお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井副市長。

○酒井副市長

それぞれの立場や地域によって、それぞれ御意見があることは十分に認識しております。その中で、反対の声を上げる方もおられますが、一方で、改革の必要性に御理解をいただいている方もおられます。

これまで長年二次救急の集約に取り組んできて、実現ができなく、問題を先送りにして、年々状況が厳しくなっている状況を鑑みますと、これ以上問題を先送りにして、指定管理者制度導入による改革ができなければ、3施設を将来にわたって維持できず、二次救急の体制も維持することはできないと考えております。

市といたしましては、このような状況になることは絶対に避けなければなりません。

また、医療従事者不足や経営改善の問題は、すぐにでも取り組まなければ、これまでのように慎重にしていたのでは、すぐに解決できる問題ではありません。

市民の皆様には医療福祉サービスを提供することは、市の責務であり、指定管理者制度を導入しなければ実現できないと考えております。

指定管理者制度が導入されれば、指定管理者とともに、今後の医療福祉の計画を丁寧に説明してまいりますので、何とぞ、指定管理者制度導入による改革の必要性について御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

私はこれまで、住民説明会や選挙戦を通じて、公設民営化に対する市民の不安な気持ちや反対、怒りの声をたくさん聞きました。

Aさん。今夜の会で欠席の者は高齢者で、行く便がなかったり、介護したり介護されたりで参加できない人たちです。そういう人がたくさんいることをお分かりでしょうか。その人たちが、野村病院、つくし苑を一番必要としています。今は元気な若い方もいずれは高齢となり、病気になったときは、誰もが地元で安心して暮らしたいはずで、人間が生活する上で、健康を維持することは、一番基本的な権利だと思います。民営化の話は、初めから説明不足で、住民無視のやり方だと思っています。

Bさん。野村、城川で暮らしています。野村病院は、住民の方が一番必要とされているように思います。経営のしわ寄せが、野村、城川の病院にかかっている人にくると思うんですね。今から高齢化、人口の減少が進み、市もこういう提案をされるというのも分かるんですけど、やっぱりここで暮らしている者のことを一番に考えてもらいたいです。

また、私たちが選挙で行ったアンケートでも、回答の70%が公設民営化に反対でした。アンケートに書かれた御意見を御紹介させていただきます。

これから需要が増えるのに、各科のそろった総合病院は残ってほしい。野村病院の無床化は本当にひどい、野村、城川の山奥の住民の命を切り捨てるものです。住民が高齢化している中、医療、介護を充実させていくのが政治であると思う。若者が住めなくなり、ますます過疎化します。災害が起こったとき、市と協会がしっかり連携することができるのか。城川、野村の方は、家族が西予市民病院に入院したら、毎回タクシーやバスを利

用して、着替えを届けるのか、その運賃はどうなるのか。民営化になると、利益を追求することになって、細かい適切な医療がしてもらえなくなる不安がある。このまま民営化の話を進めることで、職員がどんどんやめていき、残ったスタッフの負担が増える。限度を越せば、私自身もやめるだろうと思っている。なぜこのような方向に進むようになったのか、具体的な資料を提示してほしい。市政の一部の方の考えのみで、このような大切な問題を進め、後で市民に伝えるというやり方は納得できません。野村病院の無床化は野村、城川の人にとってはどれだけ不安で不便なことか、80を超えた高齢の親の通院が難しくならないか心配。地域の人々の健康をはじめ、介護福祉に至るまでを守れるのは、地元の公立病院だと思う。公立病院を守ることが働いている方含めて、若い方を守ることになる。民営化することで、ますます過疎化が進むと思います。

などなど、多くの不安や疑問の声が寄せられました。改革の必要性という前に、この命に直結するようなこの切実な声を、切り捨てるということになるのではないですか。

お答え願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井副市長。

○酒井副市長

議員先ほどから読まれた御意見、十分、拝聴させていただきましたが、いろんな意見もあるかと思うんですけど、今回の民営化という決断は、もう今ある西予市の医療を、地域医療を守るための対策であります。

先ほどから言われる、いろんな立場での通院をされたり、介護されたり、そういうのは十分理解しておりますけど、ここで改革をしなければ共倒れになるということを再三市長も申しておりますが、そのようなことを理解していただいて、民営化を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

広報せいよ 2023年6月には「今後も市民、職員

の皆様への丁寧な説明、意見交換を重ね」と述べておられます。2023年6月以降、住民との話し合いは、10月に市政懇談会、12月に住民説明会の2回、開催時間は夜18時半から。先ほども紹介しましたが、病院介護問題を抱える方、高齢で夜間の運転は控えている方などにとっては、参加して市の考えを聞きたい、自分の思いを直接伝えたいと思っても、非常に参加しづらい時間帯でした。現にお手紙預けられた方もいました。この、「丁寧な説明、意見交換を重ねた」という状況ではありません。

共倒れになるという前に、住民との話し合いの重要性、総務省とも、住民の理解を得ながら進めると取り決めているのではないですか。

御答弁ください。

住民との話し合いを十分にされているのかということ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの大森市議からの住民への説明等々は十分されているのかという御質問でございます。

市民への説明につきましては、先ほどのまつもと市議の質問にも御答弁させていただいたんですけども、市政懇談会であり、また、市政懇談会等も踏まえてやっておりますし、3月以降につきましては、先ほど申し上げましたけども、広報せいよ、市のホームページやフェイスブック、SNSを利用しまして、広く発信をしているところでございます。

また、重ねての答弁でありますけども、直接来なかった市民の方に対しましては、ケーブルテレビではございますけども、市長、また、病院長が御出演いただきまして、生の声で、現在の状況を市民に説明させていただいております。

市としましても、あらゆる手段を用いて、市民に今後も説明してまいる所存でございますので、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

命に関わる重要な案件です。指定管理者制度導入による公設民営化について、住民の理解が得られていない今の状況で、さらに指定先を提案するという事は、住民不在の市政となっているということ指摘せざるを得ません。

次に、野村病院の無床化並びに福祉施設との連携についてお尋ねをします。

市長は3月議会閉会挨拶で突然、野村病院の無床化を打ち出されました。ここで打ち出されたことについては、野村、城川の住民、また、病院施設の医療従事者にとっては、まさに寝耳に水だったのではないのでしょうか。

市長にお尋ねをします。急に野村病院の無床化を打ち出された理由をお答えください。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 42 分）

○井関議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 43 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

今ほどの野村病院の無床化にせざるを得なくなった理由としましての説明をさせていただきます。

医療従事者、特に夜勤ができるスタッフが不足しており、既に野村病院に病床を残すだけの人数を割り込んでいる状況となっております。既に人数が不足している中では、さらに医療従事者の厳しい労働環境を強いることになり、無理に運営していけば、医療従事者の確保は一層困難となり、市全体の医療崩壊を招くこととなります。

二次救急を集約するためには、西予市民病院へ医療従事者を集約しなければ対応できません。野村病院に診療機能を残しながら二次救急を集約し、ひいては将来にわたって3施設を維持するためには、野村病院を無床化するしかないという結論に至ったものでございます。

また、野村病院の無床化による福祉施設との協議は、行っておらず、指定管理者の導入が決まりましたら、通告のありました福祉施設への説明につきましても、市のほうで野村病院の方針につきまして今後の方針につきましては、説明をさせていただきたいと思っております。

以上、答弁さとさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

昨年12月に協会から示された再編成計画の御提案の中に、A案30床、B案無床の2案が提案されています。2月に住民説明会を開き、多くの反対、怒りの声が上がると、3月議会には、市長が指定する者に管理を行わせることができるとする議案が上程され、議員の中には、野村病院を30床にするか無床にするかの協議を進めるということで賛成をされた方もおられたと聞いています。その議決直後、市長は無床化を明言されます。

この一連の流れは、議会軽視、住民無視の何物でもないと考えますが、いかがでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○井関議長

大森揚子議員に申し上げます。通告の内容に従って、質問をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

野村病院の無床化ということに関連しての再質問ということで質問をさせていただいております。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 46 分）

○井関議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 47 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの大森議員の質問に答えさせていただきたいと思っております。

令和6年の第1回定例会におきまして、西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例改正について、そして、西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、可決をいただきました。

先ほど言われましたように、これによって指定管理者制度の導入を可能にさせていただいたわけでございます。本案を可決いただきましたことに対

しまして、市としての方針を早く示すことにより、4月28日に施行をされます市長選挙及び市議会選挙において、市民の皆さんの真意を問う必要があると判断をしたところでございます。

特別委員会の最終報告で提言されましたように、野村病院は地域に欠かすことのできない病院としまして、長く野村、城川地区を中心とする地域医療に貢献をしていただいておりますことは十分認識をしておるところではございますけれども、先ほどから御答弁申しておりますように、医療従事者の現状等を考え、それを総合的に判断して、あの場でそういう発表を行政報告という形で発表させていただきますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

あわせて地域福祉施設の協議の程度も、さっき答弁をしていただきましたが、住民の、私先ほど住民の声を届けさせていただきましたが、住民の納得も得られず、医療従事者の理解も得られず、さらに野村病院が協力医療機関となっている地域の福祉施設との協議も全く進んでいないという状況です。

福祉施設にとっては、利用者の命に直結する大きな問題です。利用者の命と健康を守るために、まずは両者が話し合うということは大前提なのではないでしょうか。

そこは今後、ちゃんと考えていただきたいと思います。取り組んでいただきたいと思います。

次に職員の処遇についてお尋ねをします。

職員の処遇の条件提示はどのように進んでいきますか、お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの職員の処遇についての職員への説明についてお答えさせていただきます。

先ほどのまつもと市議の御質問にもお答えしておりますけれども、昨年12月に3施設の職員に対しまして、地域医療振興協会の基本的な休暇制度、西予市、国立病院機構、協会の初任給の比較等、

就業・給与関係の資料を提示させていただいております。

また、指定管理者に移行する場合、施設で勤務する職員身分を公務員から協会へ移すことになるため、退職時点の給与と比較して、低い場合は、給与減額分を保障することにしておりますので、その条件についても提示させていただいておりますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

移行後の産前産後休暇、育児休暇、介護休暇の制度等の福利厚生は、若者が定着して働き続けていく上では、欠かせない条件になると思います。現在の公務員資格とはちょっと、同じものにはなるのでしょうか、ちょっとそこらを教えてください、どのような今条件になっているのか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

職員の先ほど処遇に関しての、12月に3施設の職員に提示をさせていただいたところでございますけれども、その中に、福利厚生等々につきましての比較についても説明を、提示をさせていただいておりますところでございます。

ただ、現在比較に関しましては、提示をできるところでございますけれども、まだ、指定管理が決まっていない状況におきましては、これから、なるべく職員の皆様の処遇につきましては、現行の処遇と変わらないような形で交渉していく所存でございますので、現在は、今そのような状況の考え方であるということで、お考えいただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

5月27日に特別委員会と医療従事者の皆さんとの意見交換会がありました。医療従事者の皆さん

は、今の職員不足の中、どの方も、地域医療のために、西予市の将来のためにと必死に働いておられることが大変よく伝わってきました。

西予市の将来を真剣に考えている若い医療従事者たちにとって、移行後の処遇が提示されないままの状況では、大変不安であり、また、現在提示されている給与体系についても、将来の見通しが持てなくなるのではないのでしょうか。

その結果さらに退職者が増え、医療崩壊、ひいては地域経済の疲弊を招くことになる大変危惧しています。

突然に公設民営化が提案され、条件提示がされないままの今の状況が、退職者を招き、看護師不足に拍車をかけている一番の原因であると考えられますが、ここはいかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど条件に対しての説明をさせていただいたところでございますけれども、当然職員さんにとりまして一番大事なのは、当然生活給である給与であると十分存じております。その中で現在、協会と、まだ、はっきり指定管理が決まってない中で、一応事前の資料、いただけるものをいただいて、その分につきましては、組合員さん、職員さんのほうに、現在提案して提示させていただいている状況でございます。

今後、指定管理の指定が受けれた暁には、7月から指定管理者のほうの説明等々も含めて、具体的に職員に対してのアプローチがあるものと思えますので、それ以降また、具体的な給料表であったりとか手当であったりとか、そこら辺不安に思ってる分に関しては、詰めれて御提案、御提示できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

次に、交通弱者への配慮についてもお尋ねをします。

地域住民への自己負担への対応はどのように考

えておられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの地域住民自己負担への補助という形のご質問かと思えますけれども、現在、西予市におきましては、それぞれ公共交通に関する補助金も含めて、様々な仕組みづくりを行っております。

その中で、現在、病院に特化した形の通院特化した形の中です、また何ができるのか、またタクシー等々に関しましても、助成できるのか、そこら辺も今後を含めて検討したいと思っております。

先ほど、まつもと市議の御答弁もさせていただきましたけれども、夜間の救急、搬送時の帰宅方法がない場合であったりとか、公共交通が運行する時間までの院内での待機環境の整備等も、対応方法として、あわせて検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

自己負担に対応されるということですが、野村、城川から市民病院への移動は、僻地住民の経済的身体的負担が大きくなると考えられます。ひいては受診抑制につながらないか危惧をしています。

いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

当然、野村病院、通院が野村病院から市民病院まで遠くなるということは、利用者にとっては非常に負担なことだと考えております。距離的な問題は厳しいところがございますけれども、それに伴う交通費の補助であったりとかはできるものもあるかと思っておりますので今後、検討したいと思っております。

また、先ほどもまた繰り返しの答弁でありますけれども、移動の負担軽減を図るために高齢者等々

の負担軽減を図るためにも、病院に行かなくても適切な診療を受けられる遠隔診療であったりとか、巡回診療車の効果的な運用を積極的に使えるよう、検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

西予市民病院・野村病院・つくし苑に係る指定管理者の候補者の選定の審査結果報告書についてお尋ねをします。

まず、委員の選定基準について、名前、年齢、性別、居住地、職種、そして個人の採点結果などを公開することはできませんか。

さらにこの報告書を市民に公開することを求めますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

今の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

先ほどもまつもと市議の御答弁にお答えしたように、基本的には選定委員会につきましては、それぞれ個人が特定できる、個人情報的なものに関しては、非公開とするということで第1回目決定いたしております。ゆえに、先ほど大森市議から言われた、地域であったりとか性別、年齢、居住等の公表に関しては、公表できるものではないと認識いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

審査委員には、まずは公平性が求められます。市政を大きく方向転換するという重要な案件であるがゆえに、どのような人物がどのような判断をされたのかを明らかにすることは、市民に対する責務であると考えます。

次に、報告書の内容についてお尋ねをします。

議会への仕様書の提示についてですが、2024年3月19日付けで、指定管理者選定委員会設置要綱

が出ています。そのあと、管理運営に係る仕様書、管理に係る事業計画書、管理に係る収支計画書、指定管理者の候補者の審査結果、選定審査結果報告書と続きます。それぞれ、いつ、どこが作成されたのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

今ほどの御質問にお答えしたいと思います。

仕様書の作成につきましては、先ほどのまつもと市議の御質問にありましたように、今までの協会からの提案等を踏まえて、医療対策室のほうで作成しております。その仕様書の日付につきましては、4月1日付で地域医療振興協会へ送付している状況でございました。

それから協会から提出されました事業計画書等につきましては、4月19日に市のほうで受理いたしております。

また選定委員会から、審査結果報告書等につきましては、5月22日付けで受理いたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

仕様書が2024年4月1日、事業計画書、収支計画書が4月19日付けで出されています。議員に提示されたのは、2024年6月3日です。公設民営化を審議するに当たって、今後は、資料は速やかに提示をしていただきたいと思います。

続けて、仕様書には、土居診療所について、診療移動バスについて記載をしてあるのに、審査結果報告書には全く記載がないのですが、土居診療所診療移動バスの現在の体制を維持継続すると考えてよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる

よう、引き続き土居診療所の診療体制の維持、惣川地区、遊子川地区の巡回診療に努めることとさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

診療科については、市民病院、野村病院とも、当分の間と記載されていますが、契約期間内は維持継続されると考えてよろしいのでしょうか。契約期間10年の契約期間の間は維持継続されると考えてよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

お答えさせていただきます。

診療科につきましては、原則、現行体制を継続維持することといたしております。

ただし、指定管理になった後、人員というか医師の派遣であったりとか、様々な、医師の体制であったりそういうことも、減ったりすることも想定されます。その場合にはですね、見直しも図る必要があるかとは想像いたしておりますけれども、基本的には、原則、現行体制を維持するという考え方でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

医師、看護師の確保についてですが、公設民営化移行後、現在勤務されている医師は、引き続き勤務していただけるのでしょうか。

お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

非常にお医者さん等の特に動きにつきましては私ども読めんところがございます。当然、現行のまま、残って引き続き地域医療に尽力していただく

よう、残っていただくよう努めさせていただきたいと、説明して残っていただくよう、努力したいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

地域医療のスペシャリストの先生方を中心に、地域医療を守り発展させてきた野村病院、そしてつくし苑との連携、私は、西予市には2つの公立病院と1つの施設があり、これだけ地域医療に力を入れて、地域住民の命と健康を守り、地域から信頼されているんだと、全国に誇れるまちづくりをしていくことができると考えています。地域医療のスペシャリストとして活躍されている先生方には、ぜひ残っていただきますようお願いをいたします。

将来にわたる医師、看護師の確保については、協会任せの方向ではなく、奨学金制度、住宅制度等の充実を図るなど、まだまだやるべきことがあるのではないかと考えます。まずは、現場で働く医療従事者の声、要望をお聞きし、力を借りることが一番の打開策となるのではないのでしょうか。

いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

当然私どもも、現在働いていただいている医療従事者に残ってもらうことが一番の、やっぱマンパワーを保つためには大事なことだと思っておりますし、そのように、残っていただくよう尽力したいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

医療従事者の力をお借りしてはどうかという、私ちょっとお願いをいたしました。

次に、地域医療振興協会への指定管理についてお尋ねをいたします。

まず、指定管理期間、指定管理料についてです。

昨年2月、市が議会に諮ることなく、総務省に申請をした地域医療確保支援事業は、医療改革の相談相手を地域医療振興協会1者とした事業です。昨年6月に事業提携を結び、12月18日に協会から再編成計画の提案が出されました。そして5月に、指定管理期間を10年、指定管理料は年4億8000万円とすることが明らかになりました。

ちょっとあわせての、先ほども御答弁あったと思いますが、なぜ期間が10年で、管理料が4億8000万円になったのか、その定義を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

最初は大森議員が質問された、議会に諮ることなく、という意味をちょっと反問権で教えていただきたいんですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

申請後、2月10日に、この公立病院医療提供体制確保支援事業の申請を。

そもそもは私が聞いたのは、住民説明会で市長から聞いたのは、一昨年10月にドクターを探しに、全国のつてを探して歩き回りました。その中の1つが地域医療振興協会でした。そしてそこで公立病院確保支援事業というのがあるのを聞いて、市に持ち帰り検討をして、2月10日に県を通して申請をしましたというふうに住民説明会ではお聞きをしました。

そのときになぜ、市に持ち帰って検討をされたときに、そのあと議会にお諮りにならなかったのかなというのはずっと私の中で残っております。そういうことです、そのことです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

○管家市長

2月10日に申請を出したのが、早いという…。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

市に持ち帰って検討されたことを、申請をされる前に、議会に諮るべきではないのかと私は考えます。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時10分）

○井関議長

再開をいたします。（再開 午後0時11分）

先ほど市長のほうから質問をされましたが、反問権のほうを認めたいと思います。

もう1回お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

○管家市長

反問権をおねがいます。

○井関議長

許可いたします。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議会に、先ほどのあれは、事前に相談がなかったということのことですかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

はい、そうです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

○管家市長

このことについては、大きな問題でありますけれども、申請に対しましては、事前に議会に御相談しなくても、行政の業務として、それは申請はできるものであります。

そして、そのあと、申請をして採択されるか採択されないか分からないところでございますので、その間に、議会のほうにも、こういうことをしましたということは、御報告はさせていただきます。

以上です。

○井関議長

大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

先ほど御質問のありました、指定管理期間、指定管理料について答弁させていただきます。

指定管理期間、指定管理料の条件提示に至る経緯としましては、指定管理期間は、3施設一体の指定管理であり、非常に難しいこと、さらに近年、目まぐるしく改正する医療福祉制度で、長期的に診療報酬改定や働き方改革による職員の処遇改善等で給与費が今後どの程度伸びるか分からないことなどから、現時点では、20年30年先を見通すことは困難であること、一方で、1施設の指定管理とは違い、5年という短い期間では、3施設の持続可能な医療福祉体制の構築は難しいことから、10年間となっております。

指定管理料につきましては、算出基礎としては、令和4年度実績及び令和5年度の職員状況による収支計画から、年間4億8000万円という金額が提示されましたが、今後、令和5年度の3施設の決算確定と、職員数の状況が大きく影響することから、今後、細かい条件を協議した上で、具体的に交渉を行うことといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

管理料4億8000万円以外に、協会から求められている費用はありませんか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

指定管理者の指定を認めていただきましたら、令和7年4月にスムーズに運営が移行できるよう、地域医療振興協会が市内に準備を行うための現地事務所を開設いたしますので、その作業に必要な費用、それから、計画している看護小規模多機能サービスつき高齢者住宅を安定して運営が行われるまでの間、赤字となった場合の補填措置、指定管理移行当初は、診療報酬に係る収入が2カ月後

となるため、病院等の運営費に必要な運転資金の対応、現在の職員が、地域医療振興協会の職員として身分を移行した際に、市職員の退職時点と比較して下がった場合、その差額を補償する職員に対する減給補償をに関する負担等を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

市の仕様書、先ほどまつもと議員も言われましたが、市の仕様書では50万円以上の施設、設備機器、備品は市が負担をする。そして今、事業計画書で市に求められている財政負担のことをお聞きをしました。移行後そういうことを合わせますと、年間4億8000万円以上のお金が必要になってくると考えられます。現地事務所において実施する作業に必要な費用も1500万円、という金額も上がっております。設備関係費で、機器及び設備の修繕、備品の修繕においても、50万円以上の高額なものは市が負担するとなっております。

このように市の負担は、現在よりも、移行後のほうがはるかに繰り出しの金額が大きくなるのではないのでしょうか。

お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

少しちょっと考え方の違いがございまして、あくまでも公設ということとございまして、機器の修繕、また、高額機器の購入に関しましては、先ほど50万円、高額機器の購入に関しましては、どちらにしましても基本的には市が行うものと考えております。指定管理に移行になったからその部分が、新たに負担という形にはならないと思いますのでちょっと御理解いただけたらと思います。

また、移行する、したほうがお金が委託料が増えるんやないかという考え方でございまして、確かに、協会から提案がいただきました4億8000万円という数字は、現在の仕様書に基づいての現在の試算でございます。今後、決算であっ

たりとか人員の加減で、当然それが動くようになるかと思えます。当然市としてはそれを抑制するように、努力させていただきますし、また、仮にこの費用が増えたとしても、トータルの、1年2年の考え方ではなくて、例えば、指定管理する10年のトータルのコストに関しましては、指定管理したほうが安上がりといえますか、適正な運用ができるものと理解しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

事業計画書の中で、具体的に協会のほうからこれをお願いしますこれをお願いしますという、文がありました。

それはその、施設及び設備の備品はそちらで、施設及び設備の整備は、市が実施。政策医療費等の対価として年間4.8億円の運営交付金、短期間における設備移行のための財政的支援、現地事務所備品、事務什器などの対応、職員確保に係る費用に対する支援、現地事務所において実施する作業に必要な費用として1500万円の支援、野村病院の機能転換後3年間までの間赤字となった場合の補填措置、これらは、協会の事業計画書で、市に求められている財政負担です。

現在の公立の運営で市からの繰り出しは3億5000万円です。これ移行しますと、4億8000万円どころではない負担が生じ、市の財政をますます圧迫することにはなるのではないかと危惧をしておりますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えします。

確かに一時的にですね、職員に対する現給補償であったりとか、そういった形はまた別途支出しなければなりませんので、増額となる可能性がございますけれども、市としましては、将来にわたる地域医療を守るためには、指定管理に委託し、長期スパン、少なからずとも指定管理期間、10年においては、市が運営するよりかは指定管理者のほ

うにお願いしたほうが、効率的に安くなるという形の考え方で進めておりますので、その点御理解いただけたらと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

指定管理期間の10年についてですが、移行後、赤字が続けば、10年後協会は撤退するのではないのでしょうか。市はそのときの対策対応をどうお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先週金曜日の初日の一般質問の折にも、宇都宮市議からの御質問に対しまして、市長のほうから答弁させていただきましたけれども、協会としては、今までの実績を見ますと、今で86施設ですかね、その中で指定管理を受けてる中で、1施設だけ向こうのほうから手を引きたいという流れがございますけれども、その分以外は継続して協会は地域医療を支えるために、指定管理をしっかりと支えていただいていると認識を持っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

最後に、地域医療振興協会との協定書についてお尋ねをします。

協会と協定書を結ばれていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

地域医療振興協会との協定を結んでるかどうかということですが、先ほど申し上げました医療機器の購入の関係もございまして、またいろんな数字がこれから動くこともございます。現在の時点では、協定は結んでおりません。

以上でございます。答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

今回、西予市が申請した総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業は、相談先は、地域医療振興協会1者のみという事業です。委託先については、1者のみに白紙委任するのではなく、他者と比較検討することが必要であると思います。西予市、西予市民にとって、よりよい条件のあるところを見つけるべきではないでしょうか。

いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

そもそもこの西予市が公立病院医療提供体制確保支援事業を申請した流れは御承知かと思いますが、そもそもこの事業の中の指定管理として、もともとからあるのが地域医療振興協会ということでございます。今まで市長のほうも地域医療振興協会との指定管理に関しては、以外との指定管理に関しては考えてないということを、公言してと思っています。それだけ地域医療振興協会の実績等々を踏まえて、西予市の運営を担ってもらうのが適切だと判断している次第でございます。だから基本的には、それ以外の指定管理として地域医療振興協会以外は考えにないということをお伝えしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

1つの買い物をするときに、いろいろ値段を競合する、いろいろ値段を比べるというのは、普通の感覚ではあると思うんですが、そこらは本当にちょっとよりよい条件にあるところを見つけるべきではないかと考えます。

医療改革はそこに暮らす市民、そこに働く医療従事者とともに取り組むべきであると考えます。これまでどおり、市民の命と健康には、市が責任

を持つという構えを持たれてこそ、私たちはこの町で安心して暮らしていきます。

この公設民営化の問題、市民の理解が得られているとは到底言えない状況です。疑問点も数多く残されています。拙速にここで決めてしまうのではなく、まずは一旦立ち止まって話し合いを続けるべきではないかと考えます。

御答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの大森議員の御質問にお答えさせていただきますと思います。

言われるように、市がこの指定管理となっても、全然関わらんわけでもないし、そして市の財政も指定管理料という中で、お支払いをするわけがあります。今、市内にも指定管理施設がたくさんありますけれども、やはりその施設との関わり合いも、同じように市も関わっております。

そしてこれは、大森議員が言われるように、大変、市にとっては市民の生命を守るという観点で、大変重要なことであり、そういうことが市内で暮らしていただく安心安全につながるわけですから、市が逃げるわけではありません。

その中で先ほど部長も申し上げましたように、地域医療振興協会に今、指定管理をお願いするというように進めているわけでございますけれども、私はこの協会が掲げております理念、地域の全ての人に医療を届けるという、そういう理念のもとで行われております、過去の実績、現在の実績、全てにおいて、ベストパートナーであると思っておりますし、いろんな例えば徳洲会とか、いろんな医療法人があると思いますが、その法人の中でも、やはりこの過疎地の中で西予市というところを選んで対等にパートナーとして考えてくれているということは大変ありがたいと思ってますし、この協会以外に私は、私の責任を持って、市として協定を結ぶところはないと考えております。

例えばいろんなことやる、普通の買い物のことを例えて言われましたけれども、やはりそれ以上に、やはり相手との信頼関係というものが構築

した上でこのことは進めないといけない、大森議員が言われるように本当にこの決断は大変なことでありますので、そういうことを含めて私は、この協会との今進めている方法ということにつきましては、自信を持って進めていきたいと、そのように思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

残り時間5分を切ってますので、質問はできません。まとめをお願いいたします。

○2番大森揚子議員

いま市長が、協会をパートナーとして地域医療の構築、医療改革に向けて取り組んでいきたいとおっしゃられました。私はこの間の、この問題の流れを見て、いろんな住民説明会とかにも参加させてもらい、医療従事者の方とかもいろいろお話をさせてもらう中で、パートナーは協会ではなくて、地域住民、医療従事者であると強く思いました。

住民の声はまだまだちょっと、住民はまだまだ納得をしておりませんし、医療従事者も若い従事者たちは真剣に、地域医療のことを考えておられます。住民の声、住民の声を聞き、医療従事者の力をかりて、地域医療の改革に取り組んでいていただきたいと思います。そういうまちづくりをしていていただきたいと思います。

公立病院が2つ、そして、つくし苑1つの施設を持っている西予市として、全国に誇れるまちづくりができるのではないかと考えています。住民の声、医療従事者の声を力にして取り組んでいけば、そういうまちづくりができるんじゃないかというふうに考えております。

今後ともそういう方向での検討もよろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○井関議長

以上で本日の一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時32分）

○井関議長

再開をいたします。（再開 午後1時30分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程3）

○井関議長

日程第3、議案第62号「財産の無償貸付について」から、議案第71号「令和6年度西予市下水道事業会計補正予算（第1号）」までの10件を一括議題といたします。

これより本案10件に対する一括質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

まずは、15番二宮一朗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

令和6年度西予市一般会計補正予算（第2号）の、第4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の予防接種事業についてお伺いをいたします。

御説明によりますと、新型コロナワクチンが定期接種に移行するのに伴い、の費用というふうに説明がありましたけれども、その接種時期と接種費用の自己負担について、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長。

○長野生活福祉部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

65歳以上の方及び基礎疾患のある60歳から64歳の方を対象としました定期接種の期間は、10月から12月となっております。

また、接種費用につきましては、国の基準によりますと、1回の接種費用は1万5300円程度と見込まれており、そのうち基金管理団体からの助成金が8,300円を予定されております。したがって実質の費用は7,000円となり、市が4,000円を負担いたしまして、定期接種の方の対象となる方の自己負担は3,000円で接種いただく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

ありがとうございます。

再質問ですけれども、接種対象ではない一般の皆様が接種される場合の自己負担ですけれども、

どこの医療機関で接種をしても同じ金額なのか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長。

○長野生活福祉部長

64 歳以下の特定疾患のない方及び 59 歳以下の方が任意接種を希望される場合の接種費用についてですが、接種を実施する個々の医療機関が接種費用を決定いたしますので、各医療機関にお問合せいただくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○井関議長

次に、1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」の歳入のほうで、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金の 3 目農林水産業費国庫補助金、4 目商工費国庫補助金、5 目土木費国庫補助金、それぞれが大幅に減額補正となっていて、約 2 億 7000 万円も減額になっている理由について、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

歳入補正予算書のうち、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金のうち、産業部関連としましては、3 目農林水産業費国庫補助金及び 4 目商工費国庫補助金の減額理由についてお答えをいたします。

まず、農業水産業費国庫補助金の農山漁村地域整備交付金につきましては、漁港整備事業に対する国からの交付金となりますが、当初配分における内示額が減額となったものでございます。減額理由につきましては、県担当課に確認依頼を行いましたが、詳細は不明ですが、当該交付金により、事業実施予定の県内各自治体とも同程度の内示率との回答をいただいております。

なお、当該事業におきましては、交付金の減額補正に応じた事業量の調整により対応することとしております。

次に、商工費国庫補助金のエネルギー構造高度化転換理解促進事業費国庫補助金につきましては、西予市エネルギービジョンの基本方針に沿って、公共施設への太陽光発電と、地中熱システムの導入及び市内への小水力発電の導入について、事前に調査研究を行うための委託事業に対する国からの補助金となります。減額理由につきましては、事業採択に向けて国に申請を行いましたが、審査の結果、残念ながら採択とはなりません。当該事業におきましては、今後、追加募集がありましたら、再度採択に向けて申請する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

それでは続きまして、建設部所管の 5 目土木費国庫補助金の減額補正の理由について御説明を申し上げます。

令和 6 年度国土交通省所管国庫補助金、これにつきましての当初配分が、当初配分における補助内示が減額となったものでございます。これによりまして減額補正を行っております。減額の理由につきましては、県の担当課に確認をいたしましたところ、詳細については不明であります。県内各自治体とも、同程度の内示率となっていることとございました。

このたびの減額補正に対しましては、施工延長の調整等によりまして、事業を実施することとしたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 67 号については関係各常任委員会へ、議案第 63 号、議案第 64 号及び議案第 66 号の 3 件は総務常任委員会へ、議案第 62 号、議案第 68 号及び議案第 69 号の 3 件は厚生常任委員会へ、議案第 70 号及び議案第 71 号の 2 件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

お諮りいたします。

議案第 65 号については、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会に付託することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号は、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会に付託することに決定いたしました。

(日程 4)

○井関議長

次に、日程第 4、議案第 72 号「西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について」及び議案第 73 号「西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について」の 2 件について、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

〔宇都宮消防本部消防長登壇〕

○宇都宮消防本部消防長

議案第 72 号「西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について」及び議案第 73 号「西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、消防本部が令和 7 年度から管轄を予定しております三瓶に配備する災害対応特殊消防ポンプ自動車と災害対応特殊救急自動車を購入するものでございます。

このたび、購入する消防ポンプ自動車は、高度な機能を兼ね備え、複雑多様化する火災事象にも対応するものでございます。また、大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊として活動することができる仕様としております。

次に、救急自動車の購入につきましても、同じく三瓶町に配備するもので、高度救命資機材を兼ね備え、より質の高い救急業務を実施するとともに、緊急消防援助隊として活動することができる仕様としております。

当該車両の購入について、去る 6 月 11 日同日に指名競争入札の開札を行い、消防ポンプ自動車につきましては、株式会社岩本商会宇和島営業所所長増田旭洋（ますだあきひろ）氏と 6993 万 8000 円で、また、救急自動車の購入につきまして

は、愛媛トヨタ自動車株式会社大洲店店長藤原靖久（ふじわらやすひさ）氏と 2002 万円で、6 月 12 日に備品購入仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお詳細な性能及び主要装備については、別紙参考資料を御参照ください。

以上 2 議案よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案 2 件に対する一括質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 72 号及び議案第 73 号の 2 件については、総務常任委員会へ付託いたします。

(日程 5)

○井関議長

次に、日程第 5、議案第 74 号「市道路線の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 74 号「市道路線の認定について」、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、野村地区で 1 路線の市道認定について、議会の議決を求めるものであります。

本路線は、市道石久保線にかかる石久保橋の架け替えに伴い、仮称でございますが、新石久保橋が架設されることにより、市道として管理するため認定するものであります。

なお、本件に係る市道の認定につきましては、さきの 6 月 10 日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、
質疑は大綱のみをお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第74号は産
業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程6)

○井関議長

次に、日程第6、請願第2号「核兵器禁止条約
の署名・批准を政府に求める請願」を議題といた
します。

請願1件の詳細につきましては、御手元に配信
いたしておりますので、請願文書表を御参照く
ださい。

ただいま議題となっております請願1件につ
いては、総務常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案及び請願につ
いて十分に審査を行い、最終日の本会議において、
委員会審査の経過と結果について各委員長の報告
を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしま
した。

6月27日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて、散会いたします。

散会 午後1時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここ
に署名する。

西予市議会議長 井関 陽一

同 議員 加藤 美香

同 議員 中村 一雅

第 4 日

6月27日（木曜日）

令和6年第2回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|------------------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和6年 6月27日 | 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 谷 口 佳 代 |
| 1. 開 | 議 令和6年 6月27日 | 明 浜 支 所 長 | 池 田 い ず み |
| | 午後 2時00分 | 野 村 支 所 長 | 土 居 文 人 |
| 1. 散 | 会 令和6年 6月27日 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| | 午後 4時50分 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 | 山 崎 徳 博 |
| 1 番 | まつもと みき | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 4 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 5 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 松 本 史 子 |
| 6 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 河 野 清 一 | | |
| 10 番 | 山 本 英 明 | | |
| 11 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 12 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 13 番 | 源 正 樹 | | |
| 14 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 9 番 | 河 野 清 一 | | |
| 10 番 | 山 本 英 明 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 大 野 本 敦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 長 野 静 香 | | |
| 産 業 部 長 | 兵 頭 章 夫 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 浅 野 幸 彦 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(9番 河野清一、10番 山本英明)
- 2 議案第62号 財産の無償貸付について
議案第63号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第64号 西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について
議案第65号 西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について
議案第66号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第67号 令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)
議案第68号 令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第69号 令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第70号 令和6年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第71号 令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第72号 西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について
議案第73号 西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について
議案第74号 市道路線の認定について
請願第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願
- 3 閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について
- 4 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第62号 財産の無償貸付について
議案第63号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第64号 西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について
議案第65号 西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について
議案第66号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第67号 令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)
議案第68号 令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第69号 令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第70号 令和6年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第71号 令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第72号 西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について
議案第73号 西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について
議案第74号 市道路線の認定について
請願第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願
- 3 閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について
- 4 議員派遣の件について

開会 午後2時00分

○井関議長

こんにちは。

本日はこのように多くの皆様に傍聴に来ていただきありがとうございます。感謝申し上げます。思います。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○井関議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に9番河野清一議員、10番山本英明議員を指名いたします。

(日程2)

○井関議長

日程第2、議案第62号「財産の無償貸付について」から議案第74号「市道路線の認定について」まで及び請願第2号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」の14件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長竹崎幸仁議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

竹崎幸仁議員。

〔竹崎総務常任委員会委員長登壇〕

○竹崎総務常任委員会委員長

これより、総務常任委員会審査報告を行います。

去る6月17日の本会議において、当委員会へ付託されました議案6件、請願1件につきましては、19日に委員会を開催し、審査を行いました。その経過と結果について、御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおり、議案6件は原案のとおり可決決定、請願1件は不採択と決定いたしました。

これより、議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第64号「西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について」では、野村支所庁舎建設事

業に伴い、一時的に休止していた西予市野村第1駐車場について、旧野村支所解体工事の完了により供用を開始するための条例改正であるとの説明がありました。

委員からの野村支所を含めた駐車台数と今後の野村支所関連の整備予定の質疑に対し、野村支所の駐車台数を含めて、92台の車両を駐車することができ、今回の駐車場整備で、野村支所関連の整備を完了するとの答弁でありました。

議案第67号「令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)」について、危機管理課所管分では、令和6年能登半島地震において、避難施設のトイレが使えないなど不衛生な状況の中、被災住民の健康被害等の発生防止に寄与するとともに、被災地支援の方々の衛生面でも有効であったことが認識されたトイレカーについて、本市においても、不測の事態に備えるため軽トラックをベースとした洋室2室タイプのトイレカーを1台購入するとの説明がありました。

委員からの、南海トラフ大地震等大規模災害に備え、台数を増やす計画はあるかとの質疑に対し、必要性は十分に認識しているが、今年度初めて導入するため、実績等も踏まえ、今後の運用方法等の中で将来的に導入を進めるかどうか判断をしていきたいとの答弁でありました。

また、牽引できるタイプであれば台数を増やすことはできるのではとの質疑に対し、運転には牽引免許が必要となるため、今後検討していきたいとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分の文化振興総務費庶務事業では、令和6年9月に乙亥会館をメイン会場として開催することとなったシネマバードについて、俳優の斎藤工(さいとうたくみ)氏が企画し、地方において映画館が減少する中、劇場体験の少ない子どもたちや、地域に同じ空間で感動を共有する大切さを伝えるために、映画とライブという体験を鳥のように届けるプロジェクトであり、開催地周辺の児童生徒、保護者、野村学園入所者を招待者として予定しているとの説明がありました。

委員からは、南予地域に映画館がなくなり、映画に触れる機会がないのは西予市の子どもたち全員だと思うので、多くの子どもたちが対象となるよう取り組んでもらいたいとの意見がありました。

学校教育課所管分の会計年度任用職員給与費

(スクールサポートスタッフ配置事業)では、学校からの要望により新たに8名増員され、13名となったスクールサポートスタッフの小・中学校における配置状況の質疑に対し、小・中学校それぞれ2校、計4校に配置されていないが、それらの学校については、今年度教職員が増員されていたり、学校補助員が配置されているとの答弁でありました。

議案第72号「西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について」、議案第73号「西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について」では、令和7年度から管轄を予定している三瓶町に配備する消防ポンプ自動車と救急自動車を購入するもので、消防ポンプ自動車は泡消火システムなどの高度な機能を兼ね備え、より複雑多様化する火災事象にも対応でき、救急自動車については、救急救命処置に必要な高度救命資機材を兼ね備え、より質の高い救急業務を実施するとともに、それぞれが大規模災害に対応するため、救急消防援助隊として活動することのできる仕様となっているとの説明でありました。

委員からの指名競争入札における市内業者の参加についての質疑に対し、7社中4社が市内業者であったが、市内業者の落札には至らなかったとの答弁でありました。

請願第2号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」については、請願の気持ちは理解出来ないこともないが、分断が広がっているこの世界情勢の中で、アメリカ合衆国を含めた核兵器保有国は入っていない状況であり、核兵器保有国を何とかここに入れる努力をしていくことが先ではないかななどの理由から、趣旨採択・賛成少数により不採択と決定しました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和6年6月27日、総務常任委員会委員長竹崎幸仁。

○井関議長

次に、厚生常任委員会委員長中村一雅議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

中村一雅議員。

〔中村厚生常任委員会委員長登壇〕

○中村厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告。

去る6月17日の本会議において、当委員会に付託されました議案4件について、6月19日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案4件につきましては、お手元に配信のとおり、いずれも原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑、並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第62号「財産の無償貸付について」では、明浜の米田歯科俵津診療所について、旧俵津診療所の一部を米田歯科医院へ無償貸与しており、使用貸借期間が令和6年7月31日までのため、引き続き地域の歯科医療を確保するため、地域からの信頼も厚く御尽力いただいている米田医師に歯科診療所施設として無償で貸し付けるものであるとの説明がありました。

委員からは、契約期間が5年である理由及び1年間の患者見込み数についての質疑があり、契約期間は市財産規則の規定に基づき5年間としており、1年間の延べ患者数は、昨年度実績で474人であったとの答弁でありました。

議案第67号「令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)」の健康づくり推進課所管分では、秋冬に定期接種を実施する新型コロナウイルスワクチン接種にかかる予防接種委託料の計上とインフルエンザワクチン接種の自己負担額の引上げに伴う予防接種委託料の減額調整をするものとの説明がありました。

委員からは、新型コロナウイルスワクチン接種は、65歳以上の方と60歳から64歳で基礎疾患がある方が接種費用の助成の対象だが、基礎疾患の基準とはどのようなものがあるかとの質疑があり、心臓、腎臓もしくは呼吸器系の障害がある人等、一定の基準があるとの答弁でありました。

また、インフルエンザワクチン及び新型コロナウイルスワクチン接種率が、以前より低くなっていると思うが、啓発についてはどのようにするかとの質疑があり、市のホームページ、広報紙、各世帯へチラシを配布するなどして周知するとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、こども家庭庁のこども未来戦略における今後3年間の集中的な取組の

こども・子育て支援加速プランに盛り込まれた制度改正として、児童扶養手当は所得制限の見直し、多子加算の増額が行われ、支給が増額する時期は令和6年11月分、令和7年1月受け取り分からとの説明がありました。児童手当では、高校生年齢までの支給期間の延長、所得制限の撤廃、多子加算について、第三子以降の手当額が3万円となり、令和6年10月分、12月受け取り分から変更になるとの説明がありました。

委員からは、高校生まで児童手当が支給されると、今までよりどのくらい人数が増えるかとの質疑があり、高校生の部分は714人増えるとの答弁でありました。また、国の度々の制度改正により、職員の事務量が増えているのではないかと、国の補助金に事務費は入っているのかとの質疑があり、事務負担量は確かに増えており、職員の負担もかなり増えている。事務量がどれだけ増えたのかというところを把握していきたいとの答弁があり、システム改修費や消耗品費等の経費は、国の補助対象となっているとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和6年6月27日、厚生常任委員会委員長中村一雅。

○井関議長

次に、産業建設常任委員会委員長兵頭学議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭学議員。

〔兵頭産業建設常任委員会委員長登壇〕

○兵頭産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告。

去る6月17日の本会議において、当委員会に付託されました議案4件について、6月20日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案4件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第67号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第2号）」の上下水道課所管分について、持続的給水モデル実証事業では、各戸ではなく関係

する給水組合全体での取組はできないのか、また、システム普及には高額な費用が必要となるが補助等の考えについて質疑があり、令和5年度から愛媛県が実証事業を行っている地区内で、さらに今回2カ所の実証事業を行い、今後の水道施設老朽化による管路更新や耐震化に多大な費用が必要であるため、循環システムの実証事業を通して費用対効果や地域の地理的条件など、いろいろな条件を考慮して分析を行い、今後の対応を検討していきたいとの答弁でありました。また、循環システムは飲用水に使用できるのかとの質疑があり、現在実証をしている家庭では飲用水には使用していないとの答弁でありました。

建設課所管分では、流域治水実践支援プログラム事業の事業内容について質疑があり、透水性舗装や雨水貯留施設、透水側溝、透水樹など、河川に大量の水が流れ込むことを遅らせたり、地中に浸透させるといった施設に対する補助金であるとの答弁でありました。また、野村地区のどこで実施されるのか決まっているのかの質疑があり、対象は西予市全域になり野村町に限定はしていないとの答弁でありました。

経済振興課所管分では、友好都市等交流事業のこれまでの実績について質疑があり、令和5年度にモンゴルドンドゴビ県との交流として7月に市長、議長、関係者がモンゴルへ訪問交流し、3月にはドンドゴビ県知事、関係者が西予市に訪れて交流を深めた。今年度の事業としてはゆるりあんを会場として、モンゴル文化を体験できる1日イベントを計画しているとの答弁でありました。

また、文化の里施設管理運営事業について、米博物館105号室の改修内容について質疑があり、現在は展示室となっている部屋を貸しオフィスとして利用できるように改修を進めているとの答弁でありました。

農業水産課所管分では、城川農産物振興施設管理運営事業の道の駅きなはい屋しろかわの洋式トイレ改修について質疑があり、大便器について、男子トイレ2基、女子トイレ5基のうち、和式トイレである男子1基、女子4基、合計5基を洋式トイレに改修するとの答弁でありました。

林業課所管分では、県営林道田之筋溪筋線開設負担金事業の事業進捗率について質疑があり、平成27年度から令和11年度までの15年間の当初計

画となっている。令和5年度末の完成延長は、田之筋側959.1メートル、溪筋側1201メートル、計2160.1メートルで、進捗率は14.3%となっているとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和6年6月27日、産業建設常任委員会委員長兵頭学。

○井関議長

次に、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員長源正樹議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

〔源地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員長登壇〕

○源地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員長

地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会審査報告を行います。

6月17日の本会議で、当特別委員会に付託されました議案第65号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」6月21日に委員会を開催し、議案審査を行いましたので審査経過及び意見等を抜粋して報告します。

提案理由の説明では、公益社団法人地域医療振興協会を選定した理由として、僻地での施設運営の立て直し実績が十分あり、経営基盤がしっかりしていること。医療従事者の確保として、全国で多くの施設を運営し、職員が不足した場合のバックアップ体制や、本部に派遣専従の職員がいるなど、基盤が整っていること、また、管理運営の理念や方針、今後人口減少が進み施設運営がさらに厳しくなる西予市においても、経営最優先ではなく、僻地医療をどうやって維持していくか、専門的な見地で安定的に運営できることが期待できるなどとの説明がありました。

議案に対する質疑では、協会から示されている指定管理料4億8000万円の妥当性について質疑があり、運営を委託する施設数が1施設ではなく3施設あること、協会として3施設の同時指定管理が初めての経験であることから、市提示の資料に基づいて提案があったと認識している。今後協会と協議する中で、指定管理料を抑制していくのは

市の仕事だと思っているとの答弁でありました。

次に、二次救急に必要な医師の人数についての質疑があり、現状の計画では、16名に加え臨時職員として2名、合計18名との答弁でありました。

次に、仮に指定管理にならなかった場合、どのようなことが想定されるかとの質疑では、直近で一番危惧しているのが二次救急であり、西予市民病院と野村病院が隔日で行っている市内での二次救急体制がとれなくなる恐れがあるとの答弁でありました。

次に、二次救急一本化が進まなかった理由についての質疑では、両病院の連携が図れなかった、その1点に尽きる。連携を図るには、行政のリーダーシップが必要だが、医療の厳しい世界もあり、進まなかったとの答弁でありました。

質疑終結後、全委員による議案に対する意見表明を行い、以下のような意見がありました。

現状が反映されておらず、西予市の地域性に合わせて練り直さなければ、導入しても地域医療改革にはならない。

市民への説明が十分できていない、できる情報がなかった。条件の見える化、透明性が出てないことから、市民が非常に不安に思われている。また、野村病院無床化が大きな問題である。

まだまだ熟慮する時間がある。

二次救急一本化は、令和7年4月1日をもって必達目標である。新病院改革プランで二次救急の一本化を打ち上げたが実現できず、今回指定管理者のほうで大きな柱として挙げられていることについて重きを置いている。

仕様書、管理に係る事業計画、収支計画書の内容がよくないので、内容を変更、検討していく必要がある。

行政の進め方は問題が多く、住民の理解も得られなかった。反対する動きもあった。ただ、病床維持は不可能であり、野村病院自体の維持もできないような状況である。仮に協会が手を引いた場合にどうなるのか、議会が否決した場合、否決した議員一人一人に責任がある。

協会が完璧だと思わないが、外部の力を借りなければいけない状態である。早期に今後の方向性や体制を示すことが、職員にとっても重要ではないか。

協会による運営が今の中では最善であるが、多

様な意見があることも十分理解している。慎重に話し合いを進めることをお願いしたい。

批判はあるが、今後の病院の在り方についても、計画書を見る限りでは、改善できると判断している。特別委員会の中でも、両院長から厳しさを増す現状の説明があった。この協会は信頼でき、今後の西予市の地域医療の在り方を見ても、協会に委ねるのは一つの策ではないか。

3施設が、今まで頑張ってきたように、西予市が市民の命と健康には責任を持つという構えで頑張っていたきたい。

今の仕様書と計画書では最善ではないと判断した。財政的に展望が持てないなというのが正直なところで不安だ。公立だったら、議会が予算・決算に関われ、責任をとれるが、指定管理になるとできなくなるので、その点でも先が見えない。

以上のような意見がありました。

意見表明後、委員より申し出があり討議を行いました。最初の討議では、今回議案が否決された場合、4年間両市立病院の維持が可能と思われるか、また、医療改革の必要性は理解しているが、時期尚早であるとの意見があるが、将来に対して議員としてどう責任を持たれているか、意見を求めたいとの発言がありました。

これに対し、医療改革は絶対必要だと考えているが、3施設を残すべきなのかとの議論も必要である。長期的視野でどのような病院が西予市に必要かということ、市民、病院・医療介護従事者、行政、議会が話し合っ、必要な病院像、医療福祉像というものを本来考えておくべきだった。ただそれを指定管理者に投げて、うまくいくと思えないのがこの仕様書と計画書である。だからこそこの事業を利用し、財政面、二次救急集約に向けての課題点等の助言を受けながら、一度どういった病院が望ましいのかを考えていく必要がある。病院の将来像が、私たちにも市民にもない状態ではうまくいかないと思う。次に、医療従事者の力を借りて、経営の面についても力を合わせて取り組んでいくべきだと考える。

以上のような発言がありました。

次の討議では、事業計画書、収支計画書、医療従事者確保に対して、はっきりとした文言がない中で、指定管理者の導入により西予市の医療がよくなるということ、具体的にどの部分で判断さ

れたのか意見を求めたいとの発言がありました。

まず指定管理してから本格的な協議が始まり、条件を詰め、その間に医療従事者の人数等が確定する中で変わるもので、たたき台だと理解をしている。次に、全国的にも素晴らしい医療法人であり、理事長とも出合って信頼がおけると判断している。令和6年能登半島地震の際も、医療関係者を迅速に派遣されたと聞いている。東南海地震の対応についても理事長から説明があり、信頼、信用している。次に、具体的な部分での判断というより、市内の医療福祉を守るための方策として、大きな方向性として考えている。最後に、地域医療振興協会としても、かなり担保をとった計画になっていると考えている。担保をとるのは当然だが、金額について検討する必要がある。

以上のような発言がありました。

審査を終え、採決の結果、賛成少数により議案第65号は、当特別委員会として原案否決と決定いたしました。

以上委員会審査報告といたします。

令和6年6月27日、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員長源正樹。

○井関議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありますので、議案ごとに発言を許可します。

まず、議案第63号について、1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

議案第63号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場で討論いたします。

この条例改正は、市長、副市長、教育長の給与を令和6年6月28日から令和10年5月15日のまでの間、それぞれ10%、7%、4%カットするも

のですが、私は、特別職の給与は満額お受け取りになって、その職責を果たされるべきだと考えます。自分自身も選挙を経て議員という職につき、その責任の重さを実感しています。

首長ともなれば、さらに市民の公共の福祉の実現、また天候やいつ起こるかもしれない災害への危機管理やその対応など、24時間365日、心休まるときがないのではないかとお察しいたします。ですから給与はその職責に見合ったものでなければなりません。市長という仕事を考えたとき、現行の給与月額86万8200円は、当然お受け取りになる権利のある金額だと考えます。副市長以下も同様です。

ですが今回、行政施策を推進する上で厳しい財政状況が続くことに鑑み、とするのであれば、この期間と減額率が適するのかどうかは別問題だと思います。

現在選挙が行われている東京都の現職知事小池百合子氏は、2016年から8年間、月145万円の給与を50%カットしてこられています。この額は月額およそ72万円であり、西予市のこの条例改正が行われた後の管家市長の給与よりも低い金額です。

今回の条例改正案で、自分自身の身を切ることで、施策推進の足がかりにしたいというお気持ち自体は否定するものではありませんが、もし本当にそれをお示しになりたいのであれば、期間は就任直後から、減額率は財源がないどうしても実現したい事業に充てるなどといった考えが見えるものにしていただきたいと思います。

医療福祉改革の実行という大きな課題を抱えているこのときであるからこそ、きちんと満額お受け取りになって、最後までその職責を果たしていただきたい。そう強く希望いたしまして、反対討論いたします。

○井関議長

次に、議案65号について1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

議案第65号「西予市立市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」反対の立場で討論いたします。

この指定管理者の指定については、私は大きく2点で反対いたします。

第1に、市が指定管理制度導入の理由としている1つ、財政課題の解決にはなっていないと考えます。

今回の指定管理者には、公益社団法人地域医療振興協会が指名されています。協会から計画として上がっている指定管理料は、予想を超えた4億8000万円でした。これは現時点の金額であり確定ではないと市は説明しますが、ではどこが交渉の項目になりうるのか、特別委員会でお聞きしたところ、明確な答弁はありませんでした。課題項目が分かっていない状態で、どう交渉なさるのでしょうか。

また、市が協会へ提出している仕様書に、50万円以上の機器や修繕は市が負担することとなっており、この経費も幾らかかるか一般質問で問いましたが、今も見積りが出されてきておりません。このほかにも5年間の職員の現給保障もあり、結局幾らかかるのか概算さえ出されていません。

指定管理の指定がされてからでないと出せないと市は言われますが、経常収支率97.5%の西予市にとって財政の課題は切実です。おおよそでも数字を出さない、その市の姿勢を持って今の時点で、指定管理制度導入によって、また協会の指定管理によって財政課題が解消する、今よりよくなるとは言えないと考えます。

また、今の計画では、どんなに病院が頑張っても、その2%が本部に流れる仕組みになっています。その額はおよそ5800万円と計画されています。外来や入院や施設の利用が増え、その収益がたとえ上がっても、本部に流れるお金が増えるばかりで、それが病院や施設職員に還元される仕組みになっているかどうか分かりません。

御存じだと思いますが、経済はそのフィールドで循環することが大切な要素です。お金が外に流れていく仕組みを入れてしまえば、西予市の中で循環するお金がどんどん減ってしまいます。現在直営している給食も外部委託になってしまって、材料などが西予市産でなくなることで、西予市の業者を通さなくなることで、外部へお金が流れてしまう可能性があります。

赤字の経営はよくないというイメージを持たれ

る方が多いと思いますが、公営企業に限っては、無駄や不正がない限りその赤字というのは市民の利益になっているということです。

もちろん、現在の一般会計繰出額は大きくなり過ぎていますが、赤字の削減に努力すべきなのは言うまでもありませんが、市内で循環しているお金である限りは、その経済効果は無駄ではありません。指定管理導入によって、むしろ、これまで市内で回っていたお金が外に流れてしまい、さらには財政も圧迫するという事態になりかねません。

第2に、大きな課題である医療従事者の確保についての解決も答えになっていないと考えます。

市は、協会に全国規模のネットワークがあることから医療従事者の派遣による一時的な支援は期待できるとしてはいますが、それは文字どおり、長期的なものではなく根本的な解決にはなりません。看護師学校も2校運営されており、新規医療従事者の確保も期待できるとおっしゃっていただけますが、1校は定員割れしている状況と聞いています。

医療従事者不足は全国的な課題であり、指定管理を導入したところで簡単に解決することではないことは分かっております。むしろ市が様々な施策を実行し、医療従事者がたとえ増えたとしても、ほかの病院に派遣されてしまう可能性も出てきます。

私たちの町のような、帰りたくても仕事がなく帰れないという声を多く聞く自治体は、公立病院の職員という安定した雇用形態を、人口減少対策やまちづくりの重要なインフラととらえて、これを維持していくほうが有益なのではないでしょうか。

また、協会の計画書を審査した選定委員会でも、医療従事者確保のための提案という項目は17点と、全ての項目の中で最も低い点数でした。市は及第点であると答弁されていますが、提案自体が弱かったことは、この点数が示しています。

職員組合のアンケートでも、協会に指定管理となった場合、退職を考えているという職員の数もいまだに多く、この現状を抱えたままで指定管理の指定に踏み切ることは、これまで何とか維持してきた病院機能が大量の退職者によって維持できなくなる可能性を大いにはらんでいると考えます。

ですが何より、市長がこの指定管理の指定をしたい1番の根っこは両病院の協力体制の構築が行

えなかったことなのではないでしょうか。この問題が上がったとき、最初に財政、次に医療従事者不足と言われましたが、それは2つともよくなるという兆しが見られる計画案では、今のところないと判断しています。

ではなぜ指定管理しかないのか。それは、このややこしかった2つの病院問題を専門知識も兼ね備えた外部である協会が、強制的に実行できる指定管理という手法で何とか解決してほしいという市長の思いがあるように見受けられます。

指定管理導入の理由が、財政も看護師不足も解決が見込めないのに、両病院の相互の理解が進まなかったせいなんていうことで決まってしまうとしたら、市民にとってはこんな不利益なことはありません。

ですがこの問題をこれまで市長1人に背負われてきてしまったこと、知ろうともしてこなかったことに、市民の1人として恥ずかしく情けない、申し訳ない気持ちでいっぱいです。難しさがあったことは事実だと思います。議員になって、それぞれの病院の話やこれまでの経緯を聞くことができる立場となり、それを実感することもあります。

ですからたとえこの議案が否決されたとしても、両病院の協力体制が構築できなければ、西予市の医療福祉改革はできません。両病院の医師、医療従事者の皆さんは、この制度導入時点の市のやり方に大変不満を抱かれ、今もそれがずっと心にあることだと思います。

また、これまでの話合いの過程の中でも、自分たちの存在意義を軽く見積もられていると感じ、失望されておられることをアンケートで読み取らせていただきました。この間、仲間が退職していき、業務が増え、心身ともに疲れておられることでしょう。将来が見通せない不安な毎日の中で過ごされてきたこと、それでも日々の業務と向き合ってきたこと、どれも本当に大変なことだと思います。

ですがこの議案が否決され、公立として存続するとしたら、医師、医療従事者の皆さんには、市民のための地域医療、福祉とは何か。どういった病院が求められるのか。お一人お一人がその役割と運営を担う当事者として考え行動してもらわなければなりません。そうでなければ私も、市民の代表である議員として、この議案に反対すること

ができません。今のままでは難しいという事実は変わらないと思います。

先ほどのこの会議の前の行政報告でも、市長と菊池病院長の意見書から、今、この議案を可決しなければ、両病院が共倒れになるというふうな報告がありました。可決されたとしても、指定管理が始まるのは令和7年度であるからであるのに、すぐにでもそうなってしまうように感じる説明を受けました。また反対するなら対案をというふうに言われました。

私個人は、西予市は公立病院を2つ維持していくことは難しいと判断しています。立地要件から野村病院への集約が望ましいのではないかと考えていますが、あくまでもこれは私の意見です。

厳しい言い方ですが、宇和が野村がといった対立をあおるような議論は、真に市民のためになるものではありません。

それぞれの病院が培ってきた歴史や背景を生かし、それを尊重し合う土台の上に、どの地域の住民にも、なるべく公正に、そして患者が望む個別の医療と福祉をどう提供していくのか。これを公立病院施設としてどう実現するか、その医療改革に向けてかじを切っていただきたいと考えます。それには両病院の皆さんお一人お一人の相互理解、交流、協力が必要です。どうかお力をお貸してください。

私は、この指定管理導入の議論をきっかけに、管家市長が西予市の医療福祉の問題をテーブルに上げてくださったことは、よかったのではないかと考えています。多くの市民も、病院がここまできていることを知らなかった。どうしても病院に行くのも施設を利用するのも、自分や家族や知り合いが病気になったとき弱ったときです。自分や周りが健康で充実しているときには他人事だったはずです。もちろん、それは私も同じです。

これからは、市民、病院、行政職員、議会、それぞれが自分事として西予市の地域医療福祉をどうしていくか。10年、20年、30年後、もっと先、どういう病院だったら残していけるか。あらゆるリスクや可能性を想定しながら、そして今、この公立病院医療体制確保支援事業で受けられる様々な専門知識によるコンサルタントや支援を十分活用して、外部からの知恵をお借りし自分たちの町のことは自分たちで決める。その力をつけていく

ことこそが、私たちの自治体が生き残っていく道だと私は確信しています。市長にはぜひその旗振り役をやっていただきたい。

指定管理者を信頼すればよいという議論が議会でも度々ありました。私は協会より管家市長を信頼したい。これまでたった1人に背負わせてきてしまったこの医療問題を、議会の中の議員の1人として、私もともに背負っていきたい。

そのために公立として存在して、予算・決算をきちんと責任を持って見ていかせてください。市民の代表として、市民の意見を広く吸い上げ、行政に提案する役割を果たさせてください。2つの病院の医師、医療従事者の考えを聞き、その集約、課題解決、ともに考える場づくりに参加させてください。私はそれが議会として責任をとるということだと考えます。

市民に選ばれた議員の皆さん、一緒に責任をとっていきませんか。指定管理にお任せしてしまうのではなく、市長をリーダーとし、議会がそれをチェックする。住民自治による本当の医療福祉改革を心から希望して、反対討論といたします。

○井関議長

次に、8番中村一雅議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

中村一雅議員。

〔8番中村一雅議員登壇〕

○8番中村一雅議員

私は、賛成の立場で討論させていただきます。

議案第65号「西予市立市民病院、野村病院及び西予市介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、3施設の指定管理候補者として、公益社団法人地域医療振興協会を指定することに対して賛成をいたします。

その理由といたしまして、その選定に当たって、有識者や市民の代表等で構成する指定管理者選定委員会において慎重な審議を重ねていただいた点、また、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会において、協会の理事長がじかに市役所へお越しいただき、私どもに語られました協会の理念とその実行力に感銘をいたしました。

そして、全国の僻地で多くの医療福祉施設を運

営され、しっかりした経営基盤を築かれているという点も信頼に値すると思っております。利益重視の民間企業とは、成り立ちが違っております。

管理下の施設で、職員不足が発生したときのバック体制があるということも、医療従事者不足に苦慮する西予市の現状を考えますと、非常に頼もしいと考えております。

今回の議案では、市内二次救急の一元化が大きな柱として盛り込まれていることを重視しております。

令和7年4月1日から、三瓶の消防署は八幡浜施設事務組合を脱退し、西予消防本部へ管理が移行することが決まっております。したがって、来年4月1日からは、三瓶の救急患者も八幡浜ではなく西予市内の病院に運ばれるということになります。

現在、西予市の二次救急につきましては、西予市民病院と野村病院が1日交代で受入れており、来年4月1日までに一元化出来ない場合は、三瓶から搬送される患者さんが、市民病院を越えて野村病院まで搬送されると、現状よりも搬送時間が延びるということに対しまして、不安だという声が私のところに届いております。

私は、三瓶在住の市議会議員として、その不安払拭に努めることが大切な責務だと考えております。他の2名の三瓶在住議員も同じ思いであると信じております。

ぜひとも、消防の移管に伴う基本的な問題として、二次救急を来年4月1日までに、市民病院へ集約していただくよう望むものであります。

今回の議案では、3施設を一体的に守るということを目的として掲げられています。人口3万4000人の小さな地方自治体、財政力指数0.24という財源に乏しい西予市が、3つの施設を今後も安定的に維持管理していくことは非常に困難だと思っております。

現状と先行きを考えると、実績のある地域医療振興協会に管理運営をお任せすることが得策であるというふうに考えております。

一旦立ち止まって考えてみてはどうかということも、御意見として伺っておりますけれども、今日まで長年かけて行政ができなかったこと、医療改革このことは、タイミングとして今が最善ではないかと、そのように考えております。

以上、3施設の存続、さらに二次救急体制の維持により市民の皆様が安心して暮らせるよう、現場の職員の皆様にも過度の負担がかからないよう、地域医療振興協会に運営をしていただき、西予市の医療の未来は明るくなることを期待しております。

議員各位におかれましては、趣旨を御理解いただき、ぜひ御賛同いただきますようお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。

○井関議長

次に、15番二宮一朗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

〔15番二宮一朗議員登壇〕

○15番二宮一朗議員

議案第65号「西予市立市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案につきましては、5月17日の臨時会で設置をされた地域医療と西予市立病院の在り方調査特別委員会に付託をされ、委員会では不採択となったものであります。

委員長報告のとおり、喧々諤々、様々な意見があり、これまでの事業の進め方や市民の皆さんが理解をされていないとか、もっと長期的に議論すべきなどの反対意見等がありました。特別委員会での意見表明の場においては、2分間しかありませんでした。本日の採決が、西予市議会として重大な意味があると考えますので、各議員の皆さんに再考していただきたいための賛成討論をさせていただきます。

そもそも西予市の病院改革は、約15年前の公立病院改革プランのときから始まっていると理解しております。日本が人口減少時代に向かっていく中で、国や県の地域医療構想の流れの中、西予市では、新公立病院改革プランを策定、その後、平成29年に西予市立病院2025年に向けたビジョンとして、新病院改革プランへとつながっていると理解しております。

西予市の医療福祉の問題は、合併後間もなくからの課題であり、解決に向けての取組も継続をされております。

例えば、経営形態についても、改革プラン当初は公営企業法の全部適用を目指すとして、公営企業部を立ち上げて取り組んでまいりました。また、両病院内においても改革の努力をされてこられたと思っております。

新型コロナウイルス感染症の対応で、医療従事者の皆さんへの過重な負担、さらに利用者減による経営の逼迫に加え、本年度からの医師の働き方改革も重なり、医療従事者確保が非常に困難になっている状況だと理解しております。

新病院改革プランの中で「今後の課題」には、「この計画の全ては、人口減少社会の中でこれからの西予市の地域医療をどのようにして守っていくかを最優先課題にとらえている」加えて「市民が医療資源には限りがあることを理解し、今後、多死時代を迎えることを想定しつつ西予市の医療を守る必要があることに気がつかなければなりません」と記されております。

また、二次救急の集約につきましても、公営企業部や医療対策室を設置したときからの取組であり、その間、両病院の協力体制を行政が構築できないまま現在に至っている。先ほど述べたように、新型コロナウイルス感染症の影響や、医師の働き方改革とが重なり、ますます医療従事者の確保が困難になったことで、今回の事業に申込みをされたものと理解しております。

このような経緯を踏まえまして、公立病院医療提供体制支援事業であると私は理解しております。決して、今まで何もしてこなかったわけではないのであります。何もしてこなかったとすれば、我々議会にも責任があると考えます。

今回、指定管理を予定している地域医療振興協会については、令和3年度に総務省が創設をされた公立病院医療体制確保支援事業の専門的支援を共同で立ち上げた事業者であり、総務省が、この団体なら一緒にできると選ばれた唯一無二の事業者だと考えます。

また、西予市はこの事業に総務省から選定をされたということを我々は自覚するべきだと考えます。

今定例会の一般質問や特別委員会の審査でも、もし議案が否決されたときは、との質問に対し、理事者の答弁は非常に厳しい状況になるとのことでありました。

私なりに厳しい状況とは、と考えたとき、例えば総務省がこの事業から撤退をする。または、地域医療振興協会がこの事業から手を引かれてしまったら、今後、西予市の医療、福祉、市民の命を誰が守るのでしょうか。

我々議員には執行権はありません。執行権者である市長が、これまでの取組の経緯や、あらゆる可能性を考えた上で決断をした事業なのであります。それを議会が否決をするということは、そこまでの覚悟をしなければならないと考えます。

私の思いが飛躍をした考え方なのかもしれません。しかし、そんなことはない、大丈夫です、言える確証はないのも事実です。私は、今の現実を議員としてどのように判断をするのか、西予市の医療を守ることに對しての責任や義務をどう果たすのか、問われていると考えます。

この事業の賛否は、公共建築物を建築するとか、そういった話ではないのです。市民の命を守るための医療と福祉の問題なのであります。決して先送りできることではありません。

今、我々は4月の選挙を戦いこの場におります。支援者の皆様にお約束をして支持をいただき、この場におります。市民の皆様の声を市政に届けることは当然であります。

しかしながら、少ない情報の中で、また誤った情報の中での御意見に対して、丁寧に説明をして理解をしていただくのも我々議員の務めだと考えます。私の支援者からも、多くの反対の御意見をいただきました。

私は、事業の概要と今後の病院や医療従事者不足の現状を丁寧に説明させていただきました。「指定管理者になれば野村病院がなくなるからといって署名したんよ」と言われた方、「そんな経緯の話は全く聞いとらんで」と言われた方、野村、城川の皆さんに丁寧に説明したら理解をしていただく方も決して少なくありませんでした。

3月定例会で野村病院に病床を置くことができない、と市長が発言をされた後に説明にお伺いしたときには「野村病院が残るだけいいと思わんといけんな」とおっしゃる方もおられました。

昨年2月、この事業の説明を受けてからここに至るまで、市民説明会での答弁など、市の進め方は決して褒められる内容ではなかったと思います。納得されていない市民の皆さんが少なくないこと

も理解をしております。

我々議員は、理事者から上程された議案をいくらか少ない情報であっても、3月の議会では指定管理導入の条例改正を、今定例会においては指定管理先を決める賛否をしなければなりません。

私は、令和7年4月以降の野村、城川地域の皆様に安心していただける医療体制の構築と、二次救急一本化後の移動手段を1日でも早く示すことが、何よりも重要だと考えております。その経過の中で、市民の皆様や我々議会で納得できない、そういう状況になったときは、議会が議会としてのガバナンスを発揮するときだと考えております。

本日、賛成多数で成立をし、今後、医療従事者の皆さんの待遇や雇用条件を交渉すること、そして、地域医療振興協会と行政が仕様書をもとに来年4月を目指して、一つ一つ具現化をする交渉をしていく過程において、我々議会としてのチェック機能と調査機能を発揮するべきではないでしょうか。

議員の皆さんには、議会として、また議員としての判断をしていただきますことをお願いを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○井関議長

ここで、残り、請願まで含めますとまだ8名の方の討論者がございます。

ここで暫時休憩といたします。（休憩 午後3時10分）

○井関議長

再開をいたします。（再開 午後3時25分）

引き続き、議案第65号について討論を行います。次に、2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

議案第65号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健福祉施設つくし苑の指定管理者の指定について」反対の立場で討論をいたします。

私は、地域医療振興協会に委託先を決め、公立の2病院1施設の公設民営化をこのまま決定するべきではないと考え、その理由は次の4点です。

1、まず、何よりも住民がこの公設民営化に納得していません。私は、選挙戦を通じて公設民営化に対して多くの方から不安や不満、怒りの声を聞いてきました。

私に託してもらった1票は、野村病院、つくし苑を守れの声なき声だと思っています。公立から公設民営化への移行は、医療福祉行政の大きな方向転換となる問題です。だからこそ、住民の声をしっかりと聞き、合意を形成する努力がまだまだ必要なのではないのでしょうか。この間の一連の流れ、動きは拙速過ぎると思います。住民不在の市政運営と言わざるを得ません。

2点目、野村病院無床化は管家市長の基本理念である「暮らして安心が体感できるまちづくり」に逆行していませんか。野村病院の無床化により、市民病院まで通うということになれば、野村、城川の住民にとって、交通費がかかり時間がかかるという経済的、身体的な負担が大きくなります。結果、住民の受診抑制につながるのではないかと危惧されます。

市民の命と健康を守るという市政の在り方として、野村病院を無床化することに、住民は納得しないのではないのでしょうか。病床を残す方向に切り替えることを求めます。

3点目、医療従事者に対する問題です。この間の指定管理者制度導入による公設民営化の一連の問題は、コロナ禍のもと、必死で対応してこられた医療従事者の皆さんにとっては、あまりにも突然でショックだったのではないのでしょうか。直近の職員組合のアンケートでは、協会が提示した処遇になることに納得できないと答えた方が約8割、そして、約6割の方が退職を考えている状況です。

先日届きましたアンケートの追加資料を見させてもらいましたが、ここで、職員の声を幾つか御紹介したいと思います。

「職員が退職しても仕方ない、やれるようにやるしかないという発言ががっかりしました。病院を守れない市では、人口も増えません。もう少し、今いるスタッフを大切に、耳を傾けるべきだと思う。行政も議員もこのアンケート結果を真摯に受け止め、もっと落ちついて冷静に時間をかけて検討すべきです。市は、職員一人ひとりを大事にしていないと思います。本当に、離職を防ぎたいと思っているのでしょうか。この病院に将来明る

い未来はないと感じているので離職します。」

アンケートには、そのほか多くの職員の悲痛な叫びがつつられています。このお一人お一人の声を、市はどう受け止めておられるのでしょうか。地域医療存続のために、西予市のために必死で頑張っておられる医療従事者の皆さんの声に、市は真摯に向き合い、打開策をともに考え合うべきです。

4点目、市の仕様書、協会の事業計画書によると、市の財政負担が今以上に一層膨らむ可能性があるということです。まず、市の仕様書の中に記載されている市が負担するとしているものについて。1、施設及び設備、機器及び備品の整備は市が実施する。2、施設及び設備、機器及び備品の修繕は、1件当たり50万円以上のものは市が実施する。整備50万円以上の修繕は全て市が負担することになっており、指定管理者は50万円未満の修繕のみとなっています。

次に、協会の事業計画書の中に記載されている市に求められている財政負担について、1、政策医療費の医療等の対価として、年間4.8億円の運営交付金、2、短期間における準備、移行のための財政的支援、3、現地事務所、備品、事務什器などの貸与、4、職員確保に係る費用に対する支援補填措置、5、現地事務所において実施する作業に必要な費用として1500万円の支援、6、野村病院の機能転換後3年間までの間、赤字となった場合の補填措置、の6点が挙げられています。

現在の2病院1施設への市の繰出金は3.5億円です。それよりはるかに持ち出しが増えることが予想されます。現時点では移行した場合、市の財政負担の総額、全体像が明らかにされておらず、市の仕様書、協会の事業計画書の中身が市民に周知説明されていません。さらに、市は、委託先を地域医療振興協会のみで決定しようとし、他者との比較検討すらしようとしていません。

以上4点から、ここで拙速な判断をするのではなく、市民に仕様書と事業計画書の周知説明をし、市民、医療従事者との十分な合意を得ながら進めていくことを求めて、私の反対討論とさせていただきます。

○井関議長

次に、18番酒井宇之吉議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

〔18番酒井宇之吉議員登壇〕

○18番酒井宇之吉議員

私は、議案第65号について、指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

いろんな意見が特別委員会にありまして、その件についての質問とか、今の特別委員会の話なんかもほとんど出てきておりますので皆さん。

この医療改革の問題はですね、私はもう平成16年の前のときに、合併協議会があったときに出てるんですよ。だからそこから始まってんですよ。その意識を、先ほども22年の医療改革の平成22年のときから始まったような話しますが、その前から、合併のときから出てるんですよ。

この2つの病院をどうするかという話から、そのときに、よう決めなかったもんですから、そのままになってる。

そして人口減少とかいろんな経済要素が出てきて、財源の問題、経営の問題出てきて今になった。

先般、医療従事者の皆さんと話したときにね、野村病院の院長ですかね、三好幹二さんが悪いんだって言ったんですよ。私そのときにね、これまでほったらかした三好幹二さんが悪いんか思ったんですよ。ここまで、例えば、いい方に取りましたよ。ここまで人口減少やいろんな問題が、合併のときに、何とかせんといけんというやつをそのままほったらかしとった三好さんが悪いというようにとったんですけども、そうではなかったようです。

ただ、この問題が出たときに、私、非常に感じましたのは、私も長いこと議員やっておりますんで、大体興味を示していただくのは、不便になった人、不利益になった人が大きな声を出すんですよ。実際。水道料金の1回目のときも、上がるところが大きな声出してきました。だから市民は、いろんな一般質問の中でも、改革するときには痛みが伴うというお話をしております。この痛みの伴う形の中で、その辺りも含めて、本日はたくさんの傍聴の方が来ておられますけれども、中立的立場、客観的な立場で討論を見守ってほしいなど、こういうように思います。

いろんな問題がありますが、昨年2月に管家市

長が唐突にっていう話があるんですよね皆さん。私は長いことやってましたらこの問題はずっと唐突でないんですよ。

21年に委員会があって、市立病院の新しい宇和病院を廃止して続けて新しく建てる時に、私はどこへ建てるかの委員長やりましたけど、今の球場のと同じ今と2つ上がっていろいろ議論して、将来の病院の統合をしなきゃ駄目だという話が出てくるんですよ。そのときに1番大きな声でお話したのは、亡くなられた野村の宇都宮大朗先生、この先生が委員長をやって、必ずこの問題が出てくるから、宇和球場の近くに野村に近いところで病院を建ててくれという話をしたんです。それがそのときにはどういうエゴが入ったか、どういう話か分かりませんが、あそこがたまたまあって、そして起債を起こすお金の問題がすぐにやらなきゃ駄目だというような経緯もあったんです。あそこになった経緯は津々浦々話しますと長くなりませぬけれども。

公設民営に言われたときに、私は今でも思うんですよ、この協会は四国に拠点をつくりたい。全国のほかにあるんですけど、という考え方が、見え見えに私は委員会で、その協会へ東京へ視察に行ってるんですよ。看護師や医者が足りないから何とか方策がないかということでこの協会へ相談に西予市議会は、厚生常任委員会が行っています。そういうこともあって相手方は、協会は、西予市のほうに興味を示して、興味を示したところがいろんな問題があって、市長がすぐに飛びついていったかどうか分かりませぬけども、そういう経緯もあって。

この問題が皆さん、今出た話じゃないんですよ。合併から出てるということをずっと考えていただきたい。

25年に新築プランが出たり、そして、病院改革の話が出たり、そして宇和病院の跡をどうするかという話が出たり、その中でこの病院の問題は、野村病院と2つの医院の話はずっと底辺にあるんですよ。ただ、皆さん踏み込んでやれない。踏み込んでおいたら、やはりその責任は自分とこ帰ってくるからなかなか勇気を持ってやってこなかったと。そのような原因があって、悪いですけども、管家市長はちょっと貧乏くじ引いたんかなと。そういうような感じもしています。

情勢が変わっております。医療を取り巻く全国的な動きが、超高齢化に対処して人口減少も始まり医療体制も、病院の医療体制も質的に変わってきてるんですよ。市民病院にしても野村病院にしても、医者が足らなくなる。そして科目も変わってる。そして宇和島市立病院のように、循環器と脳神経がないわけですよ。救急体制やっても、誰かが紹介していても、紹介状はまた別だと紹介しなきゃいけない。そんな現状になった医療の質も変わってる。

そして先般から出てる働き方改革、教員もそうですけど、建設業者、運送業者、そしてモロにかぶってるのが病院の先生方、特に菊池先生なんかは、聞いてみると寝ずに仕事してたんです。そういうものを何とか改善しなきゃ駄目だったのは、ずーっと来てるんですから。

ここにこの改革案が急にしなきゃ駄目だっていうような話が出てきたのは、人口減少とか、そして西予市の、はっきり言いまして、西予市の財政がここ2カ年、マイナスシーリングでほとんどやってるんですよ、皆さん。あまりこれは言わないほうが市民に不安を出すから言わないほうがいいかもしれませんが。そして、マイナスシーリングで予算立てて、今までだったら財政調整基金で予算が組めたんですよ。財政調整基金も組めない状態になっております。そういう中の病院改革をやるうと。

1番原因があるのは、人口減少なんです。人口減少が合併のときに、こないだ間違えましたからね、4700って。4万7000あって、4万7000幾らあって、それで現在3万4000になって、年間700人減ってるんですよ。こないだも一般質問でやりましたけど、野村と城川で300人ずつ減ってるんです、毎年。

野村の改革を今やったとしても、いろんな要望あります皆さん、こうしたらいい、ああしたらいいってのが。300人ずつ減ったとしたら、10年で3,000人減るんですよ。6,000人強になるんですよ。

この改革案は、5年先10年先どうしたらいいかという話。今どうするかという話じゃないんですよ。その辺りをしっかり考えて、やはり我々議会は、理解っていうのは、私は理事者ほどは大勢（たいせい）の理解もしておりません。浅野部長なんか24時間やってるわけですから、私らは

24 時間やってるわけじゃないんで、議員も皆さん 24 時間この問題取り組んでるわけじゃないんで。その辺りもしっかり考えてやってもらわないと、いけないと思います。

厚生労働省に行ったときに、行くたびに言われるのは、小さな病院で、小さなまちで、市で、2つの病院するのは大変ですよ、これからどうするんですか、問題は必ず起きますよと、いうことを指摘も合併した後からでも、行くたびに言われてるんですよ。だからそれに取り組まなかった今までも、取り組んだらなかなか難しい問題が出るということは分かってるから、そういう話を今してなかったんだろうと思います。

いろいろな問題がありますけれども、3施設の問題が出てるのは、人口減。それからこれは患者さん、私はこういう言葉使いたくはないんですけども、売上げが落ちるんですよ、お客さんが少なくなったら。もうお客さんってのはちょっと言葉悪いですけども許してください。そうなる前、人口がそれだけ減って、患者が減ってるわけです。

そこへ財源の問題が、合併して、この間から一般質問にも言ってる、財源が危険水域に来てるんです。財源が。そして看護師さんがいない。募集しても田舎に来ない。そして医者は、なかなか大変だというような形になってるんで、ひとついろんな医師不足。

まず職場はね、お互いがつくるべきとこなんですよ、幸せを求めて。悪くなったらね、お互い力を合わせてその人たちが自分たちの町の、職場はこうだ、生きる船に乗ってるわけですから、何かしら、やめていく人たちの心情ってのは分からないんですけども、この船は沈没しそうだから降りちゃうよというような形になるんですよ。私は会社経営してますけど、私が社長で悪かったらお前たち降りろよと、構わないよという言い方します。これは営業利益でやってるところですから、公設の病院には当てはまらないかもしれませんけども。

その辺りもありまして、非常に私は現状認識が甘い、議員の中でも、数字のとり方。1つに言ったら仕様書とか、つくし苑の再編計画の提案なんかを信用して、それをもとにして議論しとんです。そうしとると今度仕様書だとか計画性だとか、それらはこれはこうだという、やはりね人間とかこ

ういう事業をやるときには何かをするときには改革する時には、人と人の信用と信頼関係で事がうまくいくんですよ。それを信頼してなくて、そしてこれはどうだ、これはこうだ、こないだから特別委員会でもその話ばっかし出てますよね。

その辺りも含めて、私は非常に大変なときに来てるなど。財政の話しますと、はっきり言って、生活、これ病院を4億8000万がいいかどうか分かりません。だから、4億8000万の固定した金額で10年やりますと、ほかの行政のサービスに計画が立つんですよ。私んところでも、378の埋立のときに真珠業者に約束してた道もまだできないんです。30年に災害がきて、財政的にだんだんだんだん厳しくなって、そのような世界があって、地区地区によってはいろんな事情があろうと思いますけれども、財源的には非常に難しくなってる。

水道の耐震化でも大変。それからね生活インフラ、橋なんかでもそう。もうこれからいろんなものについて、そちらのほうの財源も使わなきゃいけない。いろんな問題があります。私はね…。

○井関議長

酒井議員。そろそろまとめてください。

○18番酒井宇之吉議員

はい分かりました。そしたら、先般。言いました、長くなること分かってたんですけど、議長がいつか言うなと思ってました。

この間、先生方との話合いが2回ありました。大塚先生と菊池先生と。院長先生を信じなくて、部下の人たちが看護師さんが院長さんを信じなくて、看護師さんらどうやって仕事するんですか、今までしたんですか。

このね、西予市民病院の院長の菊池先生から意見書が出ております。これについて読み上げさせていただきます。これは西予市議会議長様、西予市議会議員各位、で出ております。皆さんの手元にはあると思うんですが。

「平素から病院事業の推進につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本市の医療福祉改革の必要性につきましては、喫緊の課題であることは論を待たないところでございますが、今般の特別委員会の採択結果を踏まえて、以下の意見を申し述べさせていただきます。

現状のまま病院運営を続けた場合は、早晚、野村病院の病床維持が困難となることは明らかであ

り、入院病床がないと、野村病院での二次救急の受入れが不可能となります。野村病院を無床化する場合、医療資源の集約が行われない限り、西予市民病院の24時間体制での二次救急受入れはできません。現状でも厳しい状況が続いていますので、無理に行えば共倒れになり、西予市に救急期に対応できる病院がなくなってしまう。

また、八幡浜、大洲や宇和島の広域の救急体制に加わるには、現状では大きなハードルがあります。」

これは、いろんな特別委員会でも説明がありました。2番目で、

「医療資源の集約ができず、このまま進めば、西予市の二次救急医療は、1日置きにしかできないこととなります。周辺医療機関に多大な負担と迷惑をかけるばかりでなく、西予市住民が医療難民にもなりかねない状況になることも想定されます。この可能性につきましては、現場からの声として、繰り返し訴えさせていただいております。議員の皆様も十分に理解していたと認識しております。否決された以降に前述のような事態になった場合は、議会として市民の皆様へ説明をお願いしたいと思います。」

3番目、

「それぞれの立場からいろんな意見があることは当然のことだと思います。ただ、医療現場にいる私たちは、西予市の将来に向けて、持続可能な医療体制を残すことが使命だと考えています。反対の立場の方々にはその具体的な理由と、現状の課題を解決するための対策を示していただき、実現可能か検証し取り組みたいと考えます。以上、現在の私の考えをお伝えします。」

先ほどまつもと議員が、野村に集約するようならちと申しましたけど、そしたら今度はもっと宇和のほうからワーワーワーワーなってくるんですよ。他地域から。いろんな問題を解決するんでいろんなエネルギーが要ります。そこで、私は、現場の先生たちが。これだけの覚悟で私ども特別委員会とも2回もやって、その上にこうして意見書を出してきた。この重い現実をとらえなければならぬと思っております。

最後に、もう長くなりますんでこれを読み上げたら。公益社団法人地域医療振興協会に出されてる、初めに出示された皆さんに与えられた、総務省

との調査。これは本当に素晴らしい調査してますよ。これがもともと信用できないんだったら、そらしょうがない。そしてまた次には仕様書が出てきてます。これについても信用できないんだったら駄目。もともとが、私は最後に言いますが、市長を信用するかどうかってということもあるんですよ。数字を出してきてるその数字も信用できるかできないかわかんないです。信用してなかったら。信用している土台の中で議論したり討論したりするんですよ。それを信用してないっていうんだったら、それはそれでしょうがないんですけども、ただ、協会が信用できるということを中村議員のほうで非常に濃く鮮明にお話ししていただきましたんで、私もやろうかと思ったんですけども、これは時間も迫っておりますんで、やめます。

そして、私が皆さんにお願いしたいのは、議員に対して、理事者も答弁でできる限りのことはすると答えてあります。これを信用するかどうかなんです。処遇についてもそう。

そして、私は最後にお話ししますが、いつやるのと。今でしょう。それしかないでしょう。

ということで、討論を終わらせていただきますが、最後に、迷っておられる議員がおられましたら、これは議会の手法でございますので、退席して、白紙で出すという方法もあるわけです。迷っておられる方もおられると思います。議会の責任としてどうするか。議員の責任としてどうするか。これからの西予市の命運がかかっておりますので、よろしく賛成のほうに御賛同いただきますようお願い申し上げます。私の討論を終わります。

○井関議長

次に、4番宇都宮久見子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮久見子議員。

〔4番宇都宮久見子議員登壇〕

○4番宇都宮久見子議員

議案第65号について、賛成の立場から討論を行います。

まずもって、この事業において始まりは西予市内の医療福祉を守ることから始まっております。

人口減少や医療従事者不足、経営状況については重なりますので省かせていただきますが、何年も前から進まない二次救急の集約、両病院の非協

力体制、改革の提案を求めても一向に改革は進まず現在に至ります。

それぞれの病院が有する伝統と地域性から独立した病院として存在してきたことで、本来、市立病院として協力関係にあるべきところ相互の交流や理解も進まず、かえって批判し合うような関係が長年続き、二次救急の集約や病院規模の見直しの議論どころか、病院の人事交流さえ十分に行うことができなかった現状を鑑みると、人口減少に拍車のかかる西予市において、医療改革は待たなしの状況であることは明確です。

現状においても、いつ限界が来て共倒れになってもおかしくないほど逼迫しています。今後、公立での運営はできない、指定管理もできないとなった場合、西予市住民が医療難民になったり、最悪のパターンとして民間譲渡になってしまえば完全に企業任せになってしまいます。

今回の指定管理者制度とは、公の施設をノウハウのある民間事業者が管理を行う制度のことで、公民連携の手法の一つです。

そこで、いついかなるときでも医療を受けられる安心を全ての地域の方々にお届けしたいという信念を持ち、限られた資源の中で地域の医療関係との連携を十分に図り、地域住民の方々にとって包括的で質の高い安全な医療を、また、地域住民中心の医療サービスの向上に努めておられる地域医療振興協会をパートナーとし、抜本的な改革を行うことは、現在の西予市を取り巻く環境の中で、早急に行わなければならないことであります。

医療崩壊は始まっています。今ならできることも、あのときこうしていればと後悔しても、守れるものも守れなくなります。

特別委員会の結果が報道された後、職員の中では、宙ぶらりんで今後の見通しが立たない。今でさえ、いっぱいいっぱい職場環境ももう限界である、といった声さえ出てきている状況です。

今こそ、過去にとらわれることなく将来の西予市のため、西予市と地域医療振興協会が手を取り合い、知恵を出し合い、守っていくことが最善であると感じます。

議員各位におかれましても、未来の西予市に医療福祉を存続させるための施策であるということに御理解いただき、賛同いただきますようお願い申し上げます、討論といたします。

○井関議長

次に、11 番竹崎幸仁議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

竹崎幸仁議員。

〔11 番竹崎幸仁議員登壇〕

○11 番竹崎幸仁議員

前置きは省きます。

反対討論の立場から、しかも、反対討論の背景から簡潔に述べます。

まず、令和5年2月24日突然の指定管理制度の導入の報告で、詳細の説明がなかったことが1番私自身がひっかかっているところです。

次に、指定管理者制度の導入に関しては、一般論ですが、複数との交渉が原則となっています。そこに対してなぜ公益社団法人地域医療振興協会だけの交渉となったのか。それに関しては絶対に何か条件等があったはずで、そこについての説明が十分になされていないままに認めてくれという方向が、違和感を感じた一つのきっかけです。

それから、基本的に何か大事なことをなそうとするときには、常に拙速な対応は恐らくですが過ちの原因となることが多いです。したがって、沈着冷静にもう少し落ち着いて対応するべきではないかというのが、まず大きな背景として挙げてきました。

具体的な反対討論述べます。

まず、全国の市町村と公立病院数、並びに指定管理者制度を導入している数を総務省等のデータから調べてみました。市町村の数は、公立病院を抱えているところ全体です。市町村の数そのものは1,718です。それに対して公立病院の数は566です。県内で10の数があります。県内の様子はもう省きます。その中には当然ですが、西予市の2つの病院も入っておって、その中で指定管理者制度を導入している病院数は64でした。全国1,718のうちの64です。ということは、割合を確かめましたら、わずか3.7%なんです。これが現状です。まず驚きました。私はもっともっと多い数がかんたんかんたん取り入れて進めているのではないかというふうに、実は調べる前は思っていたんです。

次に、先般の愛媛県の発表によりますと、西予市の人口は何の手立ても講じなかったならば、

2060年には1万2000になると、推測ですあくまでも、とされています。今の3分の1となった過疎のまち西予を、地域医療振興協会は見捨てることなく未来永劫守り続けてくれるのでしょうか。

今注目されている指定管理者制度を我々に任せたいと手を挙げてくれる法人等が、その頃にも本当に現れてくれるのでしょうか。私はそのことを、近未来だけじゃなくて、ずっと先をにらんだときの本当に人口の減っていく私たちの町を、守ってくれるのか不安でなりません。

先ほども説明しましたが僅か3.7%しか導入されていない現状から判断すると、全国の市町村の96.3%は独自の方策を立てて自力で病院改革を進められ、医療従事者の方々と共に、より一層工夫改善に努めておられるのではないかと推測したわけであります。

したがって我々も指定管理者制度の導入を急がず、まずは、先ほどから何人かおっしゃってますが、両病院間の関係改善を図ること、医療従事者の協力を得て病院改革に着手し、将来の過疎化の中でも、地域住民を守ることができるよう本気で両病院等の立て直しに向かうべきではないのかと考えているところです。

調べてみたんですが、私立の病院の再建の実例に出会い、感動したので一部のみですが紹介します。九州南部のある市で、経営に不安を残していた私立病院の危機を救い、現在は勤務者が800人を超える大病院へと発展した、今もなお医療従事者とともに頑張っておられる院長はいらっしゃいます。その医師は立て直しに際して、1番は患者ファースト、それから医療従事者にとっては、明るく楽しい職場である。そして風通しのよい働きやすい職場であるべきである。とこれらをメインテーマとされ、現在もなお医療現場で頑張っておられる今年72歳の西予市出身のお医者さんです。

詳しく調べてみたら、私の同級生の弟さんと聞いたので、この夏、お盆に帰られるとも聞いたので、ぜひ直接どうやって立て直しをされたのか、そういう方向をぜひ学んでみたい、実際に。そういうふうにご検討しております。

今回の病院問題では、管家市長を筆頭に今も話し合いを続け、努力されていらっしゃいます。これは認めます。出張等のない日の夜は、担当者とともに、病院に赴き、小人数のグループ別の医療従

事者との協議を続けておられると伺っております。

その熱い思いがあるなら、数十年先、近未来じゃないんですよ、数十年先の過疎化の進んでいる西予市の姿を見据え、1,718の市町村の96.3%の公立病院が、自力で何とかしようと取り組んでる姿勢に学び、再度原点に立っていただき、冷静に判断していただきたい。

今こそ行政、病院関係者、地域住民とが知恵と力を出し合い、我々の地域の未来は我々の手で守るととらえ、ここで少しだけ立ちどまり、もう一度だけじっくり考え直してみようではありませんか。

以上で反対討論を終わります。

○井関議長

次に、5番信宮徹也議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

信宮徹也議員。

〔5番信宮徹也議員登壇〕

○5番信宮徹也議員

議案第65号「西予市立西予市民病院、野村病院西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」賛成の立場から討論をいたします。

昨年2月、管家市長は3施設の指定管理を視野に入れた公立病院医療提供体制確保支援事業を申請されました。

あれから1年半が経過をいたしました。その間、様々な議論が行われてまいりました。経営を民間に任せることで、職員の方々は、公務員の身分を失うことへの不安や処遇への不安、また、民間事業者が継続して経営を行ってくれるのかという不安、しかしながら、この1年半の間に、西予市の医療を取り巻く状況は刻々と変化をしてきました。

特に、医療従事者の減少は危機的な状況まで来ていると思います。指定管理の構想が出たことでやめられた職員もいることは確かですが、それだけではなく、以前より様々な理由で退職されるなど、医療従事者の減少は続いていました。野村病院の病床を残したくても残せない状況があるのもこのためだと思えます。

しかも、現在の状況のままでは、西予市内で二次救急を毎日受入れられない状態になることが、すぐそこまで来ている状況であると思えます。

一旦立ち止まってとか、熟慮する時間を持ってとか、拙速過ぎるという意見もありますが、今となっては私は、時間的余裕が全くなくなっていると思います。

今後も3施設を存続させ、365日市内二次救急の受入れ体制を維持するためには、全国的に僻地医療の存続に力を注がれ、実績のある地域医療振興協会の力を頼らざるを得ないのではないかと考えております。

私は、この指定管理者の指定はゴールではなく、これがスタートだと考えております。まずは、この議案を可決しスタートを切って、地域医療振興協会と細部の協議をはじめ、今後の体制を整え、はっきりとした職員の待遇処遇を職員に1日でも早く提示してあげることが大事だと考えております。

どうか議員の皆様方、御賛同いただきますようお願いいたします。

○井関議長

次に、3番山下昌和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

〔3番山下昌和議員登壇〕

○3番山下昌和議員

最後の討論者となりました。

議員番号3番山下昌和です。

それでは、議案第65号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」賛成の討論を行います。

まず、私は議員になる前、つまり一市民のときには、この制度導入について時期尚早と判断し、反対でした。本議会に出席をして初めてこの指定管理者制度に対する数多くの資料をいただき目を通すことにより、現状が理解でき賛成することといたしました。その賛成する理由を5点挙げさせていただきます。

1、今回の西予市が申請した総務省が掲げる医療提供体制確保支援事業は、医師、看護師等の不足や人口減少、少子高齢化に伴う地域医療の疲弊を改善し、持続可能な地域医療提供体制を確立するための重要な支援事業であること。

2、昨年6月1日に協定を結んだ公益社団法人

地域医療振興協会は、「日本が元気になるよう力を合わせて、持っている資源を最大限に活用し、地域医療に全力で取り組みます」をスローガンにする公益社団法人であり、既に自治体からの指定管理施設は68施設を数え、十分な実績があること。

3、野村病院の無床化に対して、地域住民の皆様方の不安、そして反対する気持ちは十分理解できますが、病院としての診療機能は維持をしております、土居診療所の診療体制及び巡回診療の継続は約束をされていること。また、野村病院無床化後の病棟部分の活用方法として、看護小規模多機能施設や新たに訪問看護ステーションの設置が検討されていること。

4、過去長きにわたり、病院施設の経営改革を実施してきたにもかかわらず、残念ながらいまだに十分な改善が見られておりません。医師、看護師の減少に加え、赤字補てんに一般財源からの繰出金の額が年々増加をしており、今後の施設運営が危ぶまれる中、第三者機関の参入が必須であること。

5、先般、西予CATVにおいて、市長、両病院院長による討論の様子が放映され、3施設の維持管理に対する危惧が表明されました。また、今月14日の議員による第4回地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会におきましても、両院長により、自立再建の難しさをお聞きしました。また、7月広報せいよの市長挨拶の中にも、3施設の体力が残ってる今のうちに改革を、の文言があり、指定管理者制度への移行のタイムリミットを感じたこと。

以上、5点を賛成の理由として挙げさせていただきましたが、地域医療振興協会との具体的な契約交渉はまだこれからであります。慎重かつ、納得のできる交渉をぜひお願いしたいと思います。

また、行政側には今後とも市民への説明責任を十分果たすことを、そして、医療従事者の方々に対しての就労環境及び賃金体系の充実を図ることを切に要望するものであります。

以上で私の賛成討論といたしますが、議員の皆様方におかれましては、御理解の上、御賛同いただきますように心からお願いを申し上げまして、終了といたします。

○井関議長

次に、請願第2号についての討論に移ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

1番まつもとみき議員。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

請願第2号「核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める請願」について、賛成の立場で討論いたします。

私はこの核兵器禁止条約が1月に発効することが決まったというニュースを、田んぼに向かう軽トラックの中のラジオで聞いた2020年10月25日、その嬉しさで、当時自身のフェイスブックに記事を書きました。核兵器を持たない世界の小さな国々と地域がこつこつと賛同をして、この条約の発効に至ったのです。

核兵器が絶対悪であることは、私たち日本人であれば特にそれは揺るがない事実であり、誰もが思いを共有することであると思います。

政府の立場では、複雑な事情により、署名批准に二の足を踏んでいることは理解いたしますが、地方議会としてこれを求めていくことは、小さな国々の力で核兵器禁止条約が発効した経緯のように、大変意義のあることだと私は思います。

核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求めることは、被爆者とその家族の願い、私たちが世界の平和を心から希求する思い、過ちは二度と繰り返さないという強い信念を、私たち地方議会が発信する方法として議員の皆様には御賛同いただきたく、請願の賛成討論といたします。

○井関議長

次に、2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

「核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める請願」を賛成の立場で討論いたします。

1945年8月6日広島に、そして9日長崎に原爆が投下され、21万人もの尊い命が奪われてから今年で79年になります。被爆者の平均年齢は85歳を超えています。

また、1954年3月1日ビキニ環礁で行ったアメ

リカの水爆実験は日本のマグロ漁船第五福竜丸をはじめ、多くの漁船や貨物船を被曝させました。

生きている間に核兵器のない世界をと、長年にわたる被爆者の切実な願いをかなえるために、愛媛県原爆被害者の会からの請願であります「核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める請願」について述べさせていただきます。

国際社会における核兵器の非人道性に対する認識の広がりや、核軍縮の停滞などを背景に、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連加盟国の6割を超える122カ国の賛成により採択され、多くの国が核兵器廃絶に向けて明確な決意を表明しました。2020年10月24日に批准した国が発効要件である50カ国に達し条約は2021年1月22日に発効を迎えました。

核兵器禁止条約は核兵器について壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると厳しく指摘をしています。この条約は、開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、その威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。さらに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しました。

この核兵器禁止条約の採択には、広島出身のサーロー節子さんが大きく力を発揮されました。サーロー節子さんは半世紀以上にわたり、世界各国で被爆体験を語り続け、核兵器廃絶を訴えられてきました。その言葉は国際交渉の場で各国政府の外交官を動かしました。活動されているICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞した際には、被爆者として初めてスピーチを行い、瓦礫の下から逃れた経験を語り、光に向かって這っていけと厳しい状況の中でも、核廃絶に向けた取組を続けなければいけないと訴えました。

今、世界では、ウクライナ戦争でのロシアの核兵器使用の威嚇、また、イスラエルによるパレスチナガザ地区への核兵器使用の威嚇により、核兵器が戦争の抑止力でも安全の保障でもないことが明らかになりました。

日本近辺でも、北朝鮮の核開発やミサイル発射、北朝鮮と韓国との緊張関係、台湾海峡をめぐる米中の緊張が続いています。今ほど、核兵器禁止条約による核兵器のない世界の実現が強く求められ

ているときはありません。核兵器で日本とアジアの平和と安全を守ることはできません。核兵器をなくすことでしか、核戦争の危機を回避することはできないのです。

日本政府が今すべきことは、何よりも唯一の戦争被爆国の政府として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つべきではないでしょうか。

核兵器禁止条約は2024年1月の段階で、署名国93、批准国70となっています。政府に核兵器禁止条約の参加署名批准を求める意見書決議を採択した自治体議会は現在676議会、全自治体議会の38%になります。愛媛県内では、砥部町、愛南町、上島町、松山市、内子町が意見書を採択、四国中央市が趣旨採択しています。

西予市議会でも核兵器廃絶を願う市民の思いを国に届けるために、議員の皆様には本請願の採択に賛成していただけるようお願いをいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○井関議長

以上で、討論を終結いたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

各議員に申し上げます。

お手元のタブレットが入室承認画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

○井関議長

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第62号「財産の無償貸付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第62号は原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第62号「財産の無償貸付について」は、賛成全員により可決となりました。

次に、議案第63号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第63号は原案のとおり、決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第63号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第64号「西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第64号「西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第65号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案65号は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第65号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」は、賛成少数によって否決となりました。

次に、議案第66号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第66号は原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 66 号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 67 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 68 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 68 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 68 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 69 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 69 号は原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 69 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 70 号「令和 6 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 70 号は原案のとおり決定することに賛成

の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 70 号「令和 6 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 71 号「令和 6 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 71 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 71 号「令和 6 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 72 号「西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 72 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 72 号「西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 73 号「西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 73 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 73 号「西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について」は賛成全員によって可決と

なりました。

次に、議案第74号「市道路線の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第74号「市道路線の認定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

請願第2号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」は、原案のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

採択を確定いたします。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

請願第2号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」は、賛成少数によって不採択となりました。

(日程3)

○井関議長

次に、日程第3、閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査についてを議題といたします。

各常任委員会の所管事務等の調査につきましては、お手元に配信の所管事務等調査表のとおり、令和7年3月末日までの期間、必要に応じ議会閉会中も継続して行うことといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

(日程4)

○井関議長

次に、日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信しております本件を承認すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、本件のとおり承認することと決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じた場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和6年第2回西予市議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

6月10日に開会しました本定例会も本日で閉会となります。

会期中、新しい議会体制のもとで本会議及び各常任委員会におきまして、上程をいたしました案件につきまして、補正予算をはじめ、条例改正など重要な案件につきまして、慎重な御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

今議会において、当市の医療福祉の命運に関わる指定管理者の指定議案が否決されました。

今後の西予市の医療福祉の在り方に対する現段階の議会としての選択、判断がなされたものであり、しっかりと受け止めさせていただきます。残念です。

議員各位におかれましては、両市立病院の現状と、今後の本市の医療福祉環境の見直しについては、一定以上の理解をいただいているものと認識をいたしております。

常々申し上げましたが、医療従事者、特に医師、看護師については、現状の規模、機能を維持するには絶対的にその数が不足しており、その数を補うすべは、如何ともしがたいものがあります。

特別委員会では、もう少し時間をかけて検討すべきという声もいただきました。

しかし、この問題、1年以上の期間、本来議論すべき現状、将来を見据えた地域医療福祉の在り方について、具体的な方向性を見いだすことがないまま、一向に進展しておりません。

その一方で、日に日に現場の状況は厳しくなり、野村病院においては、二次救急の対応が困難となっており、現場からは悲鳴に近いような声が上がっている状況です。

議員の皆様はもとより、市民の皆様にも、こういった医療福祉現場の生の声をしっかり御理解いただけないと、本当に市内の医療福祉が崩壊することになります。貴重な医療従事者のさらなる不足を招き、取り返しのつかない事態に陥ってしまわないことを願うばかりです。

また、この結果によって、二次救急集約の実現も困難を極めることは御承知おきください。

私は、この改革が進まなければ、西予の医療福祉の崩壊を招きかねないという危機感を持ち、地域医療福祉を守るという責任を持って、指定管理者の指定議案を提案させていただきました。

しかし、特別委員会におきましても、本案に反対する委員からは、反対の理由は述べられるものの、限られた医療従事者で野村病院にどのようにベッドを残し、その上で市民病院へ二次救急集約をどのようにして実現するのか、示されたことはありませんでした。

指定管理者から提出された実施計画以上の提案もないまま問題が先送りされ、結果として対処できない事態に陥ることになります。

議員の皆様が、それぞれの地域住民の方々からの意見や要望に耳を傾けることは、大事なことであります。それを行政につなげていくことは、本来的な役割でもあります。

しかし、時と場合によっては市民の声と反対の方向であったとしても、現実としてしっかり対峙し、西予市の将来のために厳しい判断をしなければならぬこともあります。

全国の多くの過疎地域において、医療福祉の運営実績のある地域医療振興協会に両市立病院及びつくし苑の運営を束ね、将来の地域医療福祉を市とともに責任を持って守っていく、そうした機会を得ることは、そうそうあるものではありません。

今回の決定により、将来の西予市の医療福祉に対する責任が果たせない結果となり、痛恨の極みと言わざるを得ません。

ただし、繰り返しになりますが、当市の医療現場の現状からすると、もはや立ち止まる猶予はなくなっています。

私としては、市長として、市民の皆様様の安全と安心な生活を守るため、身近なところで医療を受けられる環境を整えることが最重要項目であることに変わりはありません。

今後も、西予市の将来の医療福祉の在り方について、各層、各界の皆様様の御意見を頂戴し、熟慮した上で対応してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

来月7月7日は、平成30年7月豪雨災害の発生から7年目を迎える日となります。特に、甚大な被害を受けた野村町野村地区においては、どすこいパークの完成、河川改修工事の進捗など、地域住民の皆様及び関係機関等の御協力のもと、着実に復興に進んでおります。

今年は、元旦の能登半島地震や4月の豊後水道地震など、改めて地震対策への認識も強くしたところであります。防災・減災対策の効果的な推進に向けて、自助、共助、公助の精神のもと、事前復興の考えを取り入れながら、取り組んでまいります。

今年の献花式は、自由献花方式により実施することといたしており、献花台はどすこいパークで7日のみ設置をいたしますので、市民の皆様もどうぞお越しいただければと思います。

しばらくは梅雨ならではの、じめじめした蒸し暑い日々が続きますが、議員各位におかれましては健康に十分御留意いただきますとともに、市政推進に御尽力賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

○井関議長

以上をもちまして、令和6年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後4時50分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 井関 陽一

同 議員 河野 清一

同 議員 山本 英明

付 録

令和6年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月10日（月）～6月27日（木）

（会期18日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6月10日	月	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会（午前9時開会） ・ 理事者提案理由説明 ・ 質疑
6月11日	火	休 会	
6月12日	水	休 会	
6月13日	木	休 会	・ 質疑通告〳切
6月14日	金	本 会 議	・ 一般質問
6月15日	土	休 会	
6月16日	日	休 会	
6月17日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問 ・ 質疑 ・ 委員会付託 ・ 全員協議会（本会議終了後）
6月18日	火	休 会	
6月19日	水	常任委員会	
6月20日	木	常任委員会	
6月21日	金	特別委員会	・ 地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会
6月22日	土	休 会	
6月23日	日	休 会	
6月24日	月	休 会	
6月25日	火	休 会	・ 討論通告〳切
6月26日	水	休 会	
6月27日	木	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会（午後2時開会） ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採決

令和6年第2回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第62号	財産の無償貸付について	6月27日	原案可決
議案第63号	西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第64号	西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第65号	西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について	6月27日	原案否決
議案第66号	西予市過疎地域持続的発展計画の変更について	6月27日	原案可決
議案第67号	令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)	6月27日	原案可決
議案第68号	令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	6月27日	原案可決
議案第69号	令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	6月27日	原案可決
議案第70号	令和6年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	6月27日	原案可決
議案第71号	令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)	6月27日	原案可決
議案第72号	西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について	6月27日	原案可決
議案第73号	西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について	6月27日	原案可決
議案第74号	市道路線の認定について	6月27日	原案可決
報告第2号	令和5年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	6月10日	報告
報告第3号	令和5年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月10日	報告
報告第4号	令和5年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	6月10日	報告
報告第5号	令和5年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6月10日	報告
報告第6号	令和5年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6月10日	報告
報告第7号	専決処分事項の報告について	6月10日	報告
請願第2号	核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願	6月27日	不採択
	閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について	6月27日	原案可決
	議員派遣の件について	6月27日	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
2月22日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
2月26日	議 長	愛媛県過疎地域協議会定期総会
3月1日	議 長	野村高等学校卒業式
3月4日	全 議 員	令和6年第1回定例会採決・一般質問
3月5日	全 議 員	令和6年第1回定例会一般質問
3月6日	全 議 員	令和6年第1回定例会一般質問・質疑・委員会付託
3月7日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月8日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月11日	関 係 議 員	厚生常任委員会
3月12日	議 長	モンゴル・ドンドゴビ県知事公式会談
	議 長 ・ 副 議 長	モンゴル・ドンドゴビ県交流会
3月14日	関 係 議 員	議会運営委員会
3月17日	議 長 ・ 関 係 議 員	どすこいパークオープニングセレモニー
3月18日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和6年第1回定例会閉会
3月19日	議 長	八幡浜地区施設事務組合議会定例会
3月21日	議 長 ・ 総 務 委 員 長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合定例会
3月24日	議 長	管家一夫西予市後援会総決起大会
3月25日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
3月26日	議 長	南予水道企業団定例会
3月27日	議 長	愛媛県市町振興協会第2回臨時評議員会
3月31日	議 長 ・ 関 係 議 員	野福峠さくらまつり
4月1日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
4月3日	議 長	肱川流域総合整備推進協議会監査
4月4日	議 長	愛媛県市議会事務局長協議会
4月11日	議 長 ・ 副 議 長	愛媛県市議会議長会春季定期総会
4月15日	議 長 ・ 産 建 委 員 長	肱川流域総合整備推進協議会総会
4月17日	全 議 員	風賢央開幕下優勝祝賀会

4月29日	議長・産建委員長	第48回宇和れんげまつり
4月30日	正副議長	四国市議会議長会定期総会
5月1日	議長	建設業協会西予支部通常総会
5月9日	議長	四国西南サミット
5月13日	議長	高知県安芸市議会視察受入
5月14日	議長	東京都中野区議会視察受入
5月16日	全議員	議員全員協議会
5月17日	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和6年第1回臨時会
	関係議員	総務常任委員会
	関係議員	厚生常任委員会
	関係議員	産業建設常任委員会
	関係議員	議会運営委員会
5月22日	議長	全国市議会議長会定期総会
	議長	国道197号（大洲・須崎間）愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
	議長	国道441号（大洲・鬼北間）愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
	議長	主要地方道小田河辺大洲線・主要地方道内子河辺野村線整備促進期成同盟会定期総会
	議長	西予市商工通常総代会
5月24日	全議員	行政報告会
	議長	国道378号（八幡浜・宇和島間）整備促進期成同盟会監査
5月27日	議長・総務委員長	西予市育英会理事会
	関係議員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会
5月30日	関係議員	議会運営委員会
	関係議員	議会だより編集委員会
5月31日	議長・産建委員長	国道378号（八幡浜・宇和島間）整備促進期成同盟会定期総会
	議長	愛媛県四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会総会
	議長	愛媛県四国縦貫・横断自動車道スマート・追加IC整備促進部会総会
6月1日	議長	西予市宇和美術協会総会
6月5日	関係議員	議会運営委員会
6月6日	議長	令和6年度四国西予ジオパーク推進協議会総会・ジオパーク講演会
6月10日	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和6年第2回定例会開会

令和6年6月19日

西予市議会
議長 井関 陽一 様

総務常任委員会
委員長 竹崎 幸仁

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第63号	西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第64号	西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第66号	西予市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決
議案第67号	令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第72号	西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について	原案可決
議案第73号	西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について	原案可決

令和6年6月19日

西予市議会
議長 井関 陽一 様

厚生常任委員会
委員長 中村 一雅

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第62号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第67号	令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第68号	令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第69号	令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決

令和6年6月20日

西予市議会
議長 井関 陽一 様

産業建設常任委員会
委員長 兵頭 学

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第67号	令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第70号	令和6年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第71号	令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第74号	市道路線の認定について	原案可決

令和6年6月21日

西予市議会
議長 井関 陽一 様

地域医療と西予市立病院等の在り方
調査特別委員会
委員長 源 正樹

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第65号	西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について	原案否決

令和6年6月19日

西予市議会
議長 井関 陽一 様

総務常任委員会
委員長 竹崎 幸仁

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
請願第2号	核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願	不採択

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第63号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第64号 西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について
議案第66号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第67号 令和6年度西予市一般会計補正予算（第2号）
（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）
議案第72号 西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について
議案第73号 西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について
請願第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願

以上、6議案については、原案可決決定した。

また、請願第2号については、不採択とした。

【審査経過及び意見等】

議案第64号「西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について」では、野村支所庁舎建設事業に伴い、一時的に休止していた西予市野村第1駐車場について、旧野村支所解体工事の完了により供用を開始するための条例改正であるとの説明があった。委員からは、野村支所を含めた駐車台数と今後の野村支所関連の整備予定の質疑に対し、野村支所の駐車台数を含めて92台の車両を駐車することができ、今回の駐車場整備で、野村支所関連の整備は完了するとの答弁であった。

議案第67号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について、危機管理課所管分では、令和6年能登半島地震において、避難施設のトイレが使えないなど不衛生な状況の中、被災住民の健康被害等の発生防止に寄与するとともに、被災地支援の方々への衛生面でも有効であったことが認識されたトイレカーについて、本市においても、不測の事態に備えるため軽トラックをベースとした洋室2室タイプのトイレカーを1台購入するとの説明があった。委員からは、南海トラフ大地震等大規模災害に備え台数を増やす計画はあるかとの質疑に対し、必要性は十分に認識しているが、今年度初めて導入するため実績等も踏まえ、今後の運用方法等の中で将来的に導入を進めるかどうか判断をしていきたいとの答弁であった。

また、けん引できるタイプであれば台数も増やすことができるのではないかとの質疑に対し、運転にはけん引免許が必要となるため、今後検討していきたいとの答弁であった。

まちづくり推進課所管分の文化振興総務費庶務事業では、令和6年9月に乙亥会館をメイン会場として開催することとなったシネマボードについて、俳優の斎藤工氏が企画し、地方において映画館が減少する中、劇場体験の少ない子どもたちや地域に同じ空間で感動を共有する大切さを伝えるために、映画とライブという体験を鳥のように届けるプロジェクトであり、開催地周辺の児童生徒、保護者、野村学園入所者を招待者として予定しているとの説明があった。委員からは、南予地域に映画館がなくなり、映画に触れる機会がないのは西予市の子どもたち全員だと思うので、多くの子どもたちが対象となるよう取り組んでもらいたいとの意見があった。

学校教育課所管分の、会計年度任用職員給与費（スクールサポートスタッフ配置事業）では、学校からの要望により新たに8名増員され、13名となったスクールサポートスタッフの小中学校における配置状況の質疑に対し、小中学校それぞれ2校、計4校に配置されていないが、それらの学校については、今年度、教職員が増員されていたり、学校補助員が配置されているとの答弁であった。

議案第72号「西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について」、議案第73号「西予市消防署災害対応特殊救急自動車の取得について」では、令和7年度から管轄を予定している三瓶町に配備する消防ポンプ自動車と救急自動を購入するもので、消防ポンプ自動車は、泡消火システムなどの高度な機能を兼ね備え、より複雑多様化する火災事象にも対応でき、救急自動車については、救急救命処置に必要な高度救命資機材を兼ね備え、より質の高い救急業務を実施するとともに、それぞれが大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊として活動することのできる仕様となっているとの説明であった。委員からは、指名競争入札における市内業者の参加についての質疑に対し、7社中4社が市内業者であったが、市内業者の落札には至らなかったとの答弁であった。

請願第2号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」については、請願の気持ちは理解できないこともないが、分断が広がっているこの世界情勢の中で、アメリカを含めた核兵器保有国が一つも入っていない状況であり、核兵器保有国を何とかここに入れる努力をしていくことが先ではないかなどの理由から趣旨採択・賛成少数により不採択と決した。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和6年6月27日

総務常任委員会
委員長 竹崎 幸仁

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第62号 財産の無償貸付について

議案第67号 令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)

(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)

議案第68号 令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第69号 令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)

以上、4議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第62号「財産の無償貸付について」では、明浜の米田歯科俵津診療所について、旧俵津診療所の一部を米田歯科医院へ無償貸与しており、使用貸借期間が令和6年7月31日までのため、引き続き、地域の歯科医療を確保するため、地域からの信頼も厚く尽力いただいている米田医師に歯科診療所施設として無償で貸し付けるものとの説明があった。

委員からは、契約期間が5年である理由及び1年間の患者見込数について質疑があり、契約期間は市財産規則の規定に基づき5年間としており、1年間の延べ患者数は昨年度の実績では474人であったとの答弁であった。

議案第67号「令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)」の健康づくり推進課所管分では、秋冬に定期接種を実施する新型コロナウイルスワクチン接種にかかる予防接種委託料の計上とインフルエンザワクチン接種の自己負担額の引き上げに伴う予防接種委託料の減額調整をするものと説明があった。

委員からは、新型コロナウイルスワクチン接種は65歳以上と60歳から64歳で基礎疾患がある方が接種費用の助成の対象だが、基礎疾患の基準とはどのようなものがあるかの質疑があり、心臓、腎臓、もしくは呼吸器系の障害がある人等、一定の基準があるとの答弁であった。

また、インフルエンザワクチン及び新型コロナウイルスワクチン接種率が以前より低くなっていると思うが、啓発についてはどのようにするのかの質疑があり、市ホームページ、広報紙、各世帯へチラシを配布して周知するとの答弁であった。

子育て支援課所管分では、こども家庭庁のこども未来戦略における今後3年間の集中的な取組の、こども・子育て支援加速プランに盛り込まれた制度改正として、児童扶養手当は、所得制限の見直し、多子加算の増額が行われ、支給が増額する時期は、令和6年11月分、令和7年1月受け取り分からとの説明があった。児童手当では、高校生年齢までの支給期間の延長、所得制限の撤廃、多子加算について第三子以降の手当額が3万円となり、令和6年10月分、12月受け取り分から変更になるとの説明であった。

委員からは、高校生まで児童手当が支給されると、今までよりどれくらい人数が増えるかの質疑があり、高校生の部分は714人増えるとの答弁であった。

また、国の度々の制度改正により、職員の事務量が増えているのではないかと、国の補助金に事務

費は入っているのかの質疑があり、事務の負担量は確かに増えており、職員の負担もかなり増えているのは事実であり、事務量がどれだけ増えたのかというところを把握していきたいとの答弁があり、システム改修費や消耗品費等の経費は国の補助対象となっているとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和6年6月27日

厚生常任委員会
委員長 中村 一雅

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第67号 令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)
(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)
- 議案第70号 令和6年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第71号 令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第74号 市道路線の認定について
- 以上4議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第67号「令和6年度西予市一般会計補正予算(第2号)」の上下水道課所管分について、持続的給水モデル実証事業では、各戸ではなく関係する給水組合全体での取り組みはできないのか、また、システム普及には高額な費用が必要となるが補助等の考えについて質疑があり、令和5年度から愛媛県が実証事業を行っている地区内で、さらに今回2箇所を実証事業を行い、今後の水道施設老朽化による管路更新や耐震化に多大な費用が必要であるため、循環システムの実証事業を通して費用対効果や地域の地理的条件など、いろいろな条件を考慮して分析を行い、今後対応を検討していきたいとの答弁であった。また、循環システムは飲用水に使用できるかとの質疑があり、現在実証をしている家庭では飲用水には使用していないとの答弁であった。

建設課所管分では、流域治水実践支援プログラム事業の事業内容について質疑があり、透水性舗装や雨水貯留施設、浸透側溝、浸透柵など、河川に大量の水が流れ込むことを遅らせたり、地中に浸透させるといった施設に対しての補助金であるとの答弁であった。また、野村地区のどこで実施されるのか決まっているのかとの質疑があり、対象は西予市全域になり野村町に限定はしていないとの答弁であった。

経済振興課所管分では、友好都市等交流事業のこれまでの実績について質疑があり、令和5年度にモンゴルドンドゴビ県との交流として7月に市長、議長、関係者がモンゴルへ訪問交流し、3月にはドンドゴビ県知事、関係者が西予市に訪れて交流を深めた。今年度の事業としてはゆりあんを会場としてモンゴル文化を体験できる1日イベントを計画しているとの答弁であった。また、文化の里施設管理運営事業について、米博物館105号室の改修内容について質疑があり、現在は展示室となっている部屋を貸しオフィスとして利用できるように改修を進めているとの答弁であった。

農業水産課所管分では、城川農産物振興施設管理運営事業の、道の駅きなはい屋しろかわの洋式トイレ改修について質疑があり、大便器について男子トイレ2基、女子トイレ5基のうち、和式トイレである男子1基、女子4基、合計5基を洋式トイレに改修するとの答弁であった。

林業課所管分では、県営林道田之筋溪筋線開設負担金事業の事業進捗率について質疑があり、平成27年度から令和11年度までの15年間の当初計画となっている。令和5年度末の完成延長は、田之筋側959.1メートル、溪筋側1201メートル、計2160.1メートルで、進捗率は14.3%となっているとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和6年6月27日

産業建設常任委員会
委員長 兵頭 学

【審査した議案】

議案第65号 西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について

以上、1議案については、賛成少数により原案否決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第65号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」公益社団法人地域医療振興協会を選定した理由として、へき地での施設運営の立て直し実績が十分あり、経営基盤がしっかりしていること。医療従事者の確保として、全国で多くの施設を運営し、職員が不足した場合のバックアップ体制や、本部に派遣専従の職員がいるなど、基盤が整っていること。また、管理運営の理念や方針、今後人口減少が進み施設運営がさらに厳しくなる西予市においても、経営最優先ではなく、へき地医療をどうやって維持していくか、専門的な見地で安定的に運営できることが期待出来るなどの説明があった。

委員からは、協会から示されている指定管理料4億8000万円の妥当性についての質疑があり、運営を委託する施設数が、1施設ではなく3施設あること、協会として3施設の同時指定管理が初めての経験であることから、市提示の資料に基づいて、提案があったと認識している。今後協会と協議する中で、指定管理料を抑制していくのは市の仕事だと思っているとの答弁であった。

二次救急に必要な医師の人数についての質疑では、現状の計画では、16名に加え臨時職員として2名、合計18名との答弁であった。

また、仮に指定管理にならなかった場合、どのようなことが想定されるかとの質疑では、直近で一番危惧しているのが二次救急であり、西予市民病院と野村病院が隔日で行っている市内での二次救体制が取れなくなる恐れがあるとの答弁であった。

二次救急一本化が進まなかった理由についての質疑では、両病院の連携が図れなかった、その1点に尽きる。連携を図るには、行政のリーダーシップが必要だが、医療の厳しい世界もあり、進まなかったとの答弁であった。

質疑終了後の全委員による議案に対する意見表明では、現状が反映されておらず、西予市の地域性に合わせて練り直さなければ、導入しても地域医療改革にはならない。

市民への説明が十分出来ていない、出来る情報がなかった、条件の見える化、透明性が出てないことから、市民が非常に不安に思われている。また、野村病院無床化が大きな問題である。

まだまだ、熟慮する時間がある。

二次救急一本化は、令和7年4月1日をもって必達目標である。新病院改革プランで二次救急の一本化を打ち上げたが実現できず、今回指定管理者の方で大きな柱として挙げられていることについて重きを置いている。

仕様書、管理に係る事業計画、収支計画書の内容が良くないので、内容を変更、検討していく必

要がある。

行政の進め方は問題が多く、住民の理解も得られなかった。反対をされるような動きもあった。ただ、病床維持は不可能であり、野村病院自体の維持も出来ないような状況である。仮に、協会が手を引いた場合にどうなるのか、議会が否決した場合、否決した議員一人一人に責任がある。

協会が完璧だと思わないが、外部の力を借りなければいけない状態である。早期に今後の方向性や体制を示すことが、職員にとっても重要ではないか。

協会による運営が、今の中では最善であるが、多様な意見があることも十分理解している。慎重に話し合いを進めることをお願いしたい。

批判はあるが、今後の病院の在り方についても、計画書を見る限りでは、改善できると判断している。特別委員会の中でも両院長から厳しさを増す現状の説明があった。この協会は信頼でき、今後の西予市の地域医療の在り方を見ても、協会に委ねるのは一つの策ではないか。

3施設が、今まで頑張ってきたように、西予市が市民の命と健康には責任を持つという構えで頑張っていたきたい。

今の仕様書と計画書では、最善ではないと判断した。財政的に展望が持てないなというのが正直なところで不安だ。公立だったら、議会が予算・決算に関われ、責任を取れるが、指定管理になると出来なくなるので、その点でも先が見えない等の意見があった。

委員より申し出があった委員間討議では、今回議案が否決された場合、4年間両市立病院の維持が可能と思われているか、また、医療改革の必要性は理解しているが時期尚早であるとの意見があるが、将来に対して、議員としてどう責任を持たれているか意見を求めたいとの発言があり、医療改革は絶対必要だと考えているが、3施設を残すべきなのかの議論も必要である。長期的視野でどのような病院が西予市に必要なかということを、市民、病院・医療介護従事者、行政、議会が話し合っ、必要な病院像、医療福祉像というものを本来考えておくべきだった。ただそれを指定管理者に投げて、うまくいくと思えないのがこの仕様書と計画書である。だからこそ、この事業を利用し、財政面、二次救急集約に向けての課題点等の助言を受けながら、一度、どういった病院が望ましいのかを考えていく必要がある。病院の将来像が、私たちにも市民にもない状態では、うまくいかないと思う。医療従事者の力をかりて、経営の面についても力を合わせて取り組んでいくべきだと考えるとの議論が交わされた。

また、事業計画書、収支計画書、医療従事者確保に対して、はっきりとした文言がない中で、指定管理者制度の導入により西予市の医療が良くなるということ、具体的にどの部分で判断されたのか意見を求めたいとの発言があり、指定管理にしてから本格的な協議が始まり、条件を詰め、その間に医療従事者の人数等が確定する中で変わるもので、たたき台だと理解をしている。全国的にも素晴らしい医療法人であり、理事長とも出会って信頼がおけると判断している。令和6年能登半島地震の際も、医療関係者を迅速に派遣されたと聞いている。東南海地震の対応についても理事長から説明があり、信頼、信用している。具体的な部分での判断というより、市内の医療福祉を守るための方策として、大きな方向性として考えている。地域医療振興協会としても、かなり担保をとった計画になっていると考えている。担保を取るのは当然だが、金額について検討する必要がある等の議論が交わされた。

以上、委員会審査報告とする。

令和6年6月27日

地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会
委員長 源 正樹